

四 事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの

五 日本において事業を行う者（日本において取引を継続してする外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。）を含む。）に対する訴え

六 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴え

七 会社その他の社団又は財團に関する訴えで次に掲げるものの

八 会社その他の社団からの社員若しくは社員であつた者に対する訴え、社員からの社員若しくは社員であつた者に対する訴え又は社員であつた者からの社員に対する訴えで、社員であった者に対する訴えで役員とづくもの

九 社団又は財團からの役員又は役員であった者に対する訴えで役員と

当該訴えがその者の日本における業務に関するものであるとき、
日本国内にあるとき、
当該事務所又は営業所が
告の財産が日本国内にあ
るとき（その財産の価額が著しく低いときを除く。）。

ハ 会社からの発起人若しくは発起人であつた者又は検査役若しくは検査役であつた者に對する訴えで発起人又は検査役としての資格に基づくもの
ニ 会社その他の社団の債権者から社員又は社員であつた者に対する訴えで社員としての資格に基づくも
八 不法行為に関する訴え 本国内にあるとき(外国)不法行為があつた地が日

前号に掲げる訴えに該当しないもの（消費者契約及び労働関係に関する訴えの管轄権）

3 知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権をいう。）のうち設定の登録により発生するものの存否又は効力に関する訴えの管轄権は、その登録が日本においてされたものであるときは、日本の裁判所に専属する。

（併合請求における管轄権）

第三条の六 一の訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、当該一の請求と他の請求との間に密接な関連があるときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができる。ただし、数人から又は数人に対する訴えについては、第三十

六 船舶債権その他の船舶を担保とする債権に基づく訴え
七 会社その他の社団又は財團に関する訴えで次に掲げるもの
イ 会社その他の社団からの社員若しくは社員であつて、内にあるとき。
の社員が法人であるとき、法人でない場合にはその主たる事務所又は営業所が日本国に設立されたものによるとき、法人でない場合に於けるときは、日本国内にあると見做されるとき。

九 船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の除く)。日本国内におけるその結果の発生が通常予見することとのできないものであつたとき十 海難救助に関する訴え海難救助があつた地又は救助された船舶が最初に救助された地が日本国内にあるとき。

不動産が日本国内にあるとき。

3 消費者契約に関する事業者からの消費者に対する訴え及び個別労働関係民事紛争に関する事業主からの労働者に対する訴えについては、前条の規定は、適用しない。
(管轄権の専属)

上裁判権を行うことができないときは、これを援用することができない。

2 登記又は登録に関する訴えの管轄権は、登記又は登録をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に専属する。

消費者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業者が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した

第四条又は第五条の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、その訴えを提起することができる。

一 前条第一項第一号に掲げる裁判所（東京地方裁判所を除く。）

二 前条第一項第二号に掲げる裁判所（大阪地方裁判所を除く。）

（併合請求における管轄）

第七条一の訴えで数個の請求をする場合には、第四条から前条まで（第六条第三項を除く。）の規定により一の請求について管轄権を有する

裁判所にその訴えを提起することができる。ただし、数人からの又は数人にに対する訴えについては、第三十八条前段に定める場合に限る。

（訴訟の目的的価額の算定）

第八条 裁判所法（昭和二十一年法律第五十九号）の規定により管轄が訴訟の目的的価額により定まるときは、その価額は訴えで主張する利益によって算定する。

2 前項の価額を算定することができないときは、又は極めて困難であるときは、その価額は百四十万円を超えるものとみなす。

（併合請求の場合の価額の算定）

第九条 一の訴えで数個の請求をする場合には、その価額を合算したものと訴訟の目的的価額とする。ただし、その訴えで主張する利益が各請求について共通である場合におけるその各請求について、この限りでない。

2 果実、損害賠償、違約金又は費用の請求が訴訟の附帯の目的であるときは、その価額は、訴訟の目的的価額に算入しない。

（管轄裁判所の指定）

第十条 管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、その裁判所の直近上級の裁判所は、申立てにより、決定で、管轄裁判所を定める。裁判所の管轄区域が明確でないため管轄裁判所が定まらないときは、関係のある裁判所に共通する直近上級の裁判所は、申立てにより、決定で、管轄裁判所を定める。

3 前二項の決定に対しても、不服を申し立てることができない。

（管轄裁判所の特例）

第十一条の二 前節の規定により日本の裁判所が管轄権を有する訴えについて、この法律の他の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定まっている場合は、その訴えは、最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄に属する。

（管轄の合意）

第十二条 当事者は、第一審に限り、合意により管轄裁判所を定めることができる。当事者の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに關し、かつ、書面でしなければ、その効力を生じない。

（訴訟の記録）

第十三条 第二項の合意がその内容を記録した電磁的記録によつてされたときは、その合意は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。

（応訴管轄）

第十四条 被告が第一審裁判所において管轄違ひの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、その裁判所は、管轄権を有する。

（専属管轄の場合の適用除外等）

第十五条 第四条第一項、第五条、第六条第二項、第六条の二、第七条及び前二条の規定は、訴えについて法令に専属管轄の定めがある場合には、適用しない。

2 特許権等に関する訴えについて、第七条又は前二条の規定によれば第六条第一項各号に定める裁判所が管轄権を有すべき場合には、前項の規定にかかるわらず、第七条又は前二条の規定により、その裁判所は、管轄権を有する。

（職権証拠調べ）

第十六条 裁判所は、管轄に関する事項について、職権で証拠調べをすることができる。

（管轄の標準時）

第十七条 裁判所の管轄は、訴えの提起の時を標準として定める。

（管轄違いの場合の取扱い）

第十八条 裁判所は、訴訟の全部又は一部がその管轄に属ないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送する。

2 地方裁判所は、訴訟がその管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるとときは、前項の規定にかかるわらず、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

（管轄の移送）

第十九条 第一審裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、当事者の申立て及び相手方の同意があるときは、訴訟の全部又は一部をその申立てが、簡易裁判所からその所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に移送しなければならない。ただし、移送により著しく訴訟手続を遅延させることとなるときは、又はその申立てが、簡易裁判所に係る地方裁判所又は簡易裁判所への移送の申立て以外のものであつて、被告が本案について弁論をし、若しくは弁論準備手続において申述をした後にされたものであるときは、この限りでない。

2 簡易裁判所は、その管轄に属する不動産に関する訴訟につき被告の申立てがあるときは、訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送しなければならない。ただし、その申立ての前に被告が本案について弁論をした場合は、この限りでない。

（管轄の移送の制限）

第二十条 前三条の規定は、訴訟がその係属する裁判所の専属管轄（当事者が第十二条の規定により合意で定めたものを除く。）に属する場合には、適用しない。

（特許権等に関する訴えに係る訴訟の移送）

第二十一条 第二項の決定及び移送の申立てを却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（移送の裁判の拘束力等）

第二十二条 確定した移送の裁判は、移送を受けた裁判所を拘束する。

（即時抗告）

第二十三条 確定した移送の申立てを却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（裁判所職員の除斥及び忌避）

2 移送を受けた裁判所は、更に事件を他の裁判所に移送することができない。

（移送の裁判の拘束力等）

第二十四条 確定した移送の申立てを却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（裁判官の除斥）

2 移送を受けた裁判所は、更に事件を他の裁判所に移送することができない。

（移送の裁判の拘束力等）

第二十五条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合には、他の裁判所の嘱託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。

（裁判官の除斥）

2 移送を受けた裁判所は、更に事件を他の裁判所に移送することができない。

（移送の裁判の拘束力等）

第二十六条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合には、他の裁判所の嘱託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。

（裁判官の除斥）

2 移送を受けた裁判所は、更に事件を他の裁判所に移送することができない。

（移送の裁判の拘束力等）

第二十七条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合には、他の裁判所の嘱託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。

（裁判官の除斥）

2 移送を受けた裁判所は、更に事件を他の裁判所に移送することができない。

（移送の裁判の拘束力等）

第二十八条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合には、他の裁判所の嘱託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。

（裁判官の除斥）

2 移送を受けた裁判所は、更に事件を他の裁判所に移送することができない。

（移送の裁判の拘束力等）

第二十九条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合には、他の裁判所の嘱託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。

（裁判官の除斥）

2 移送を受けた裁判所は、更に事件を他の裁判所に移送することができない。

（移送の裁判の拘束力等）

第二十条の二 第六条第一項各号に定める裁判所は、特許権等に関する訴えに係る訴訟が同項の規定によりその管轄に専属する場合においても、当該訴訟において審理すべき専門技術的事項を欠くことその他の事情により著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるとき

（裁判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき）

2 裁判官が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあつたとき。

（裁判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき）

2 裁判官が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあつたとき。</p

六 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。	2 前項に規定する除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をする。(裁判官の忌避)
第二十四条 裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。当事者は、裁判官の面前において弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、その裁判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたときは、(除斥又は忌避の裁判)	2 当事者は、裁官の面前において弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、この限りでない。

第二十五条 合議体の構成員である裁判官及び地方裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、決定で、裁判をする。	2 地方裁判所における前項の裁判は、合議体でする。
3 裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に閑与することができない。	3 裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に閑与することができない。
4 除斥又は忌避を理由があるとする決定に対しても、不服を申し立てることができない。	4 除斥又は忌避を理由がないとする決定に対しては、即時抗告をすることができる。(訴訟手続の停止)
5 除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての決定が確定するまでは、訴訟手続を停止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。	5 除斥又は忌避を理由がないとする決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第二十六条 除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての決定が確定するまでは、訴訟手続を停止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。(裁判所書記官への準用)	2 第二十七条 この節の規定は、裁判所書記官について準用する。この場合においては、裁判は、裁判所書記官の所属する裁判所がする。
第三章 当事者	第一節 当事者能力及び訴訟能力

（原則）	六 九号) その他の法令に従う。訴訟行為をするのに必要な授権についても、同様とする。(法人でない社団等の当事者能力)
第二十八条 当当事者能力、訴訟能力及び訴訟無能力者の法定代理人は、この法律に特別の定めがある場合を除き、民法(明治二十九年法律第八十	2 第二十九条 法人でない社団又は財團で代表者は又は管理人の定めがあるものは、その名において訴え、又は訴えをする。
（裁判所書記官への準用）	2 第三十条 共同の利益を有する多数の者で前条の規定に該当しないものは、その中から、全員の訴え、又は訴えられることがある。(選定当事者)
（法人の代表者等への準用）	2 第三十四条 訴訟能力、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授権を欠くときは、裁判所は、期間を定めて、その補正を命じなければならぬ。この場合において、遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、一時訴訟行為をさせることができる。
（共同訴訟人の地位）	2 第三十五条 法定代理人が訴訟行為をする場合について準用する。
（共同訴訟の要件）	2 第三十九条 共同訴訟人の一人の訴訟行為、共同訴訟人の一人に対する相手方の訴訟行為及び共同訴訟人の一人について生じた事項は、他の共同訴訟人に影響を及ぼさない。
（第二節 共同訴訟）	2 第四十一条 訴訟の目的が共同訴訟人の全員について同一にのみ確定すべき場合には、その一人の訴訟行為は、全員の利益においてのみその効力を生ずる。
（第三節 共同訴訟の実施）	2 第四十二条 共同訴訟の実施の方法は、各訴訟行為の実施の方法と同一である。ただし、各訴訟行為の実施の方法が異なる場合は、各訴訟行為の実施の方法を同一にする。
（第四節 共同訴訟の終結）	2 第四十三条 共同訴訟の終結の方法は、各訴訟行為の終結の方法と同一である。
（第五節 共同訴訟の費用）	2 第四十四条 共同訴訟の費用は、各訴訟行為の費用と同一である。
（第六節 共同訴訟の執行）	2 第四十五条 共同訴訟の執行の方法は、各訴訟行為の執行の方法と同一である。
（第七節 共同訴訟の再開）	2 第四十六条 共同訴訟の再開の方法は、各訴訟行為の再開の方法と同一である。
（第八節 共同訴訟の存続）	2 第四十七条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第九節 共同訴訟の存続）	2 第四十八条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第十節 共同訴訟の存続）	2 第四十九条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第十一節 共同訴訟の存続）	2 第五十条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第十二節 共同訴訟の存続）	2 第五十一条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第十三節 共同訴訟の存続）	2 第五十二条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第十四節 共同訴訟の存続）	2 第五十三条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第十五節 共同訴訟の存続）	2 第五十四条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第十六節 共同訴訟の存続）	2 第五十五条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第十七節 共同訴訟の存続）	2 第五十六条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第十八節 共同訴訟の存続）	2 第五十七条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第十九節 共同訴訟の存続）	2 第五十八条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第二十節 共同訴訟の存続）	2 第五十九条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第二十一節 共同訴訟の存続）	2 第六十条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第二十二節 共同訴訟の存続）	2 第六十一条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第二十三節 共同訴訟の存続）	2 第六十ニ条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第二十四節 共同訴訟の存続）	2 第六十ニニ条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第二十五節 共同訴訟の存続）	2 第六十ニニニ条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第二十六節 共同訴訟の存続）	2 第六十ニニニニ条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第二十七節 共同訴訟の存続）	2 第六十ニニニニニ条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第二十八節 共同訴訟の存続）	2 第六十ニニニニニニ条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第二十九節 共同訴訟の存続）	2 第六十ニニニニニニニ条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第三十節 共同訴訟の存続）	2 第六十ニニニニニニニニ条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第三十一節 共同訴訟の存続）	2 第六十ニニニニニニニニニ条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第三十二節 共同訴訟の存続）	2 第六十ニニニニニニニニニニ条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第三十三節 共同訴訟の存続）	2 第六十ニニニニニニニニニニニ条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第三十四節 共同訴訟の存続）	2 第六十ニニニニニニニニニニニニ条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第三十五節 共同訴訟の存続）	2 第六十ニニニニニニニニニニニニニ条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第三十六節 共同訴訟の存続）	2 第六十ニニニニニニニニニニニニニニ条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。
（第三十七節 共同訴訟の存続）	2 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニ条 共同訴訟の存続の条件は、各訴訟行為の存続の条件と同一である。

社団又は財團でその名において訴え、又は訴えられることができるものの代表者又は管理人にについて準用する。

きは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

第三節 訴訟参加

(補助参加の申出) 訴訟の結果について利害関係を有する第三者は、当事者の一方を補助するため、その訴訟に参加することができる。

(補助参加の申出) 裁判所に申請することができる。訴訟参加の申出は、参加の趣旨及び理由を明らかにして、補助参加により訴訟行為をするべき裁判所にしなければならない。

2 補助参加の申出は、補助参加人としてすることができる訴訟行為とともにすることができる。

(補助参加についての異議等)

第四十四条 当事者が補助参加について異議を述べたときは、裁判所は、補助参加の許否について、決定で、裁判をする。この場合においては、補助参加人は、参加の理由を疎明しなければならない。

2 前項の異議は、当事者がこれを述べないで弁論をし、又は弁論準備手続において申述をした後は、述べることができない。

3 第一項の裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(補助参加人の訴訟行為等)

第四十五条 補助参加人は、訴訟について、攻撃又は防御の方法の提出、異議の申立て、上訴の提起、再審の訴えの提起その他一切の訴訟行為をすることができる。ただし、補助参加の時にはおける訴訟の程度に従いすることができないものは、この限りでない。

2 補助参加人の訴訟行為は、被参加人の訴訟行為と抵触するときは、その効力を有しない。

3 補助参加人は、補助参加について異議がある場合においても、補助参加を許さない裁判が確定するまでの間は、訴訟行為をすることができる。

4 裁判が確定した場合においても、当事者が援用したときは、その効力を有する。

5 次に掲げる請求に関する規定の適用については、補助参加人(当事者が前条第一項の異議を述べた場合において補助参加を許す裁判が確定したもの及び当事者が同条第二項の規定により異議を述べることができなくなつたものに限る。)を当事者とみなす。

一 非電磁的訴訟記録(第九十一条第一項に規定する非電磁的訴訟記録をいう。)の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供(第九十二条第一項において「電磁的訴訟記録の閲覧等」という。)の請求

二 電磁的訴訟記録(第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。)の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供(第九十二条第一項において「電磁的訴訟記録の閲覧等」という。)の請求

三 第九十二条の三に規定する訴訟に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求

(補助参加人に対する裁判の効力)

第四十六条 補助参加に係る訴訟の裁判は、次に掲げる場合を除き、補助参加人に対してその効力を有する。

1 前条第一項ただし書の規定により補助参加人が訴訟行為をすることができなかつたとき。

2 前条第二項の規定により補助参加人の訴訟行為が効力を有しなかつたとき。

3 被参加人が補助参加人の訴訟行為を妨げたとき。

4 被参加人が補助参加人のすることができないも

い訴訟行為を故意又は過失によつてしなかつたとき。

5 被参加人が補助参加人の訴訟行為を妨げたとき。

6 被参加人が補助参加人のすることができないも

い訴訟行為を故意又は過失によつてしなかつたとき。

7 被参加人が補助参加人の訴訟行為を妨げたとき。

8 被参加人が補助参加人のすることができないも

い訴訟行為を故意又は過失によつてしなかつたとき。

9 被参加人が補助参加人のすることができないも

い訴訟行為を故意又は過失によつてしなかつたとき。

10 被参加人が補助参加人のすることができないも

い訴訟行為を故意又は過失によつてしなかつたとき。

4 前項の規定により訴訟を引き受けた者は、当事者の第三者を審尋しなければならない。裁判所は、当事者の申立てにより、決定で、その第三者に訴訟を引き受けさせることができるものとみなす。

(義務承継人の訴訟引受け)

第五十条 訴訟の係属中第三者がその訴訟の目的である義務の全部又は一部を承継したときは、裁判所は、前項の決定をする場合には、当事者及び第三者を審尋しなければならない。裁判所は、当事者の申立てにより、決定で、その第三者に訴訟を引き受けさせた者は、当事者の第三者を審尋しなければならない。裁判所は、当事者の申立てにより、決定で、その第三者に訴訟を引き受けさせることができる。

2 前項の規定は、第一項の規定により訴訟を引き受けさせた決定があつた場合について準用する。

(義務承継人の訴訟参加及び権利承継人の訴訟引受け)

第五十一条 第四十七条から第四十九条までの規定は、訴訟の係属中その訴訟の目的である義務の全部又は一部を承継したことと主張する第三者の訴訟参加について、前条の規定は訴訟の係属中第三者がその訴訟の目的である権利の全部又は一部が譲り受けた場合について準用する。

(共同訴訟参加)

第五十二条 訴訟の目的が当事者の一方及び第三者について合意のみ確定すべき場合には、その第三者は、共同訴訟人としてその訴訟に参加することができる。

2 第四十三条並びに第四十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による参加の申出について準用する。

(訴訟告知)

第五十三条 当事者は、訴訟の係属中、参加する者について合意のみ確定すべき場合には、その第三者にその訴訟の告知をすることができる。

2 訴訟告知を受けた者は、更に訴訟告知をすることができる。

3 告知を受けた者は、訴訟の係属中、参加する者について合意のみ確定すべき場合には、その第三者にその訴訟の告知をすることができる。

4 前項の規定は、法令により裁判上の行為を定めるものと異なる定めをして、その効力を生じない。

3 訴訟告知は、その理由及び訴訟の程度を記載した書面を裁判所に提出してしなければならない。

4 訴訟告知を受けた者が参加しなかつた場合において、判決は、脱退した当事者に対してもその効力を有する。

5 前項の規定は、その効力を得て、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができる。

第四節 訴訟代理人及び補佐人

(訴訟代理人の資格)

第六十条 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ訴訟代理人となることができない。ただし、簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができる。

2 前項の許可は、いつでも取り消すことができる。

(訴訟代理権の範囲)

第六十一条 訴訟代理人は、委任を受けた事件について、反訴、参加、強制執行、仮差押及び仮処分に関する訴訟行為をし、かつ、弁済を受領することができる。

2 訴訟代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。

3 訴訟代理人は、委任を受けなければならない。

4 認諾又は第四十八条(第五十条第三項及び第五十一条において準用する場合を含む。)の規定による脱退

1 反訴の提起

2 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは第

3 申立て又はこれらの取下げ

4 第三百六十条(第三百六十七条第二項、第七百七十八条第二項及び第三百八十二条の七第二項において準用する場合を含む。)の規定

5 第三百六十九条(第三百六十七条第二項、第七百七十八条第二項及び第三百八十二条の七第二項において準用する場合を含む。)の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意

(代理人の選任)

第六十二条 訴訟代理権は、制限することができない。ただし、弁護士でない訴訟代理人については、この限りでない。

4 前項の規定は、法令により裁判上の行為を定めるものと異なる定めをして、その効力を生じない。

5 前項の規定は、各自当事者を代理する。

2 当事者が前項の規定と異なる定めをして、その効力を生じない。

3 訴訟代理人が数人あるときは、各自

4 訴訟代理人が数人あるときは、各自

5 訴訟代理人が数人あるときは、各自

6 訴訟代理人が数人あるときは、各自

7 訴訟代理人が数人あるときは、各自

8 訴訟代理人が数人あるときは、各自

9 訴訟代理人が数人あるときは、各自

10 訴訟代理人が数人あるときは、各自

11 訴訟代理人が数人あるときは、各自

12 訴訟代理人が数人あるときは、各自

13 訴訟代理人が数人あるときは、各自

14 訴訟代理人が数人あるときは、各自

15 訴訟代理人が数人あるときは、各自

16 訴訟代理人が数人あるときは、各自

17 訴訟代理人が数人あるときは、各自

18 訴訟代理人が数人あるときは、各自

19 訴訟代理人が数人あるときは、各自

20 訴訟代理人が数人あるときは、各自

21 訴訟代理人が数人あるときは、各自

22 訴訟代理人が数人あるときは、各自

23 訴訟代理人が数人あるときは、各自

24 訴訟代理人が数人あるときは、各自

25 訴訟代理人が数人あるときは、各自

26 訴訟代理人が数人あるときは、各自

27 訴訟代理人が数人あるときは、各自

28 訴訟代理人が数人あるときは、各自

29 訴訟代理人が数人あるときは、各自

30 訴訟代理人が数人あるときは、各自

31 訴訟代理人が数人あるときは、各自

32 訴訟代理人が数人あるときは、各自

33 訴訟代理人が数人あるときは、各自

34 訴訟代理人が数人あるときは、各自

35 訴訟代理人が数人あるときは、各自

36 訴訟代理人が数人あるときは、各自

37 訴訟代理人が数人あるときは、各自

38 訴訟代理人が数人あるときは、各自

39 訴訟代理人が数人あるときは、各自

40 訴訟代理人が数人あるときは、各自

41 訴訟代理人が数人あるときは、各自

42 訴訟代理人が数人あるときは、各自

43 訴訟代理人が数人あるときは、各自

44 訴訟代理人が数人あるときは、各自

45 訴訟代理人が数人あるときは、各自

46 訴訟代理人が数人あるときは、各自

47 訴訟代理人が数人あるときは、各自

48 訴訟代理人が数人あるときは、各自

49 訴訟代理人が数人あるときは、各自

50 訴訟代理人が数人あるときは、各自

51 訴訟代理人が数人あるときは、各自

52 訴訟代理人が数人あるときは、各自

53 訴訟代理人が数人あるときは、各自

54 訴訟代理人が数人あるときは、各自

55 訴訟代理人が数人あるときは、各自

56 訴訟代理人が数人あるときは、各自

57 訴訟代理人が数人あるときは、各自

58 訴訟代理人が数人あるときは、各自

59 訴訟代理人が数人あるときは、各自

60 訴訟代理人が数人あるときは、各自

61 訴訟代理人が数人あるときは、各自

62 訴訟代理人が数人あるときは、各自

63 訴訟代理人が数人あるときは、各自

64 訴訟代理人が数人あるときは、各自

65 訴訟代理人が数人あるときは、各自

66 訴訟代理人が数人あるときは、各自

67 訴訟代理人が数人あるときは、各自

68 訴訟代理人が数人あるときは、各自

69 訴訟代理人が数人あるときは、各自

70 訴訟代理人が数人あるときは、各自

71 訴訟代理人が数人あるときは、各自

72 訴訟代理人が数人あるときは、各自

73 訴訟代理人が数人あるときは、各自

74 訴訟代理人が数人あるときは、各自

75 訴訟代理人が数人あるときは、各自

76 訴訟代理人が数人あるときは、各自

77 訴訟代理人が数人あるときは、各自

78 訴訟代理人が数人あるときは、各自

79 訴訟代理人が数人あるときは、各自

80 訴訟代理人が数人あるときは、各自

81 訴訟代理人が数人あるときは、各自

82 訴訟代理人が数人あるときは、各自

83 訴訟代理人が数人あるときは、各自

84 訴訟代理人が数人あるときは、各自

85 訴訟代理人が数人あるときは、各自

86 訴訟代理人が数人あるときは、各自

87 訴訟代理人が数人あるときは、各自

88 訴訟代理人が数人あるときは、各自

89 訴訟代理人が数人あるときは、各自

90 訴訟代理人が数人あるときは、各自

91 訴訟代理人が数人あるときは、各自

92 訴訟代理人が数人あるときは、各自

93 訴訟代理人が数人あるときは、各自

94 訴訟代理人が数人あるときは、各自

95 訴訟代理人が数人あるときは、各自

96 訴訟代理人が数人あるときは、各自

97 訴訟代理人が数人あるときは、各自

98 訴訟代理人が数人あるときは、各自

99 訴訟代理人が数人あるときは、各自

100 訴訟代理人が数人あるときは、各自

101 訴訟代理人が数人あるときは、各自

102 訴訟代理人が数人あるときは、各自

103 訴訟代理人が数人あるときは、各自

104 訴訟代理人が数人あるときは、各自

105 訴訟代理人が数人あるときは、各自

106 訴訟代理人が数人あるときは、各自

107 訴訟代理人が数人あるときは、各自

108 訴訟代理人が数人あるときは、各自

109 訴訟代理人が数人あるときは、各自

110 訴訟代理人が数人あるときは、各自

111 訴訟代理人が数人あるときは、各自

112 訴訟代理人が数人あるときは、各自

113 訴訟代理人が数人あるときは、各自

114 訴訟代理人が数人あるときは、各自

115 訴訟代理人が数人あるときは、各自

116 訴訟代理人が数人あるときは、各自

117 訴訟代理人が数人あるときは、各自

118 訴訟代理人が数人あるときは、各自

119 訴訟代理人が数人あるときは、各自

120 訴訟代理人が数人あるときは、各自

121 訴訟代理人が数人あるときは、各自

122 訴訟代理人が数人あるときは、各自

123 訴訟代理人が数人あるときは、各自

124 訴訟代理人が数人あるときは、各自

125 訴訟代理人が数人あるときは、各自

126 訴訟代理人が数人あるときは、各自

127 訴訟代理人が数人あるときは、各自

128 訴訟代理人が数人あるときは、各自

129 訴訟代理人が数人あるときは、各自

130 訴訟代理人が数人あるときは、各自

131 訴訟代理人が数人あるときは、各自

132 訴訟代理人が数人あるときは、各自

133 訴訟代理人が数人あるときは、各自

134 訴訟代理人が数人あるときは、各自

135 訴訟代理人が数人あるときは、各自

136 訴訟代理人が数人あるときは、各自

137 訴訟代理人が数人あるときは、各自

<p

(当事者による更正)

第五十七条 訴訟代理人の事実に関する陳述は、当事者が直ちに取り消し、又は更正したときは、その効力を生じない。

(訴訟代理権の不消滅)

第五十八条 訴訟代理権は、次に掲げる事由によつては、消滅しない。

- 当事者の死亡又は訴訟能力の喪失
- 当事者である法人の合併による消滅
- 当事者である受託者の信託に関する任務の終了
- 法定代理人の死亡、訴訟能力の喪失又は代理権の消滅若しくは変更

一定の資格を有する者で自己の名で他人のために訴訟の当事となるものの訴訟代理人の代理権は、当事者の死亡その他の事由による資格の喪失によつては、消滅しない。

前項の規定は、選定当事者が死亡その他の事由により資格を喪失した場合について準用する。

(法定代理の規定の準用)

第五十九条 第三十四条第一項及び第二項並びに第三十六条第一項の規定は、訴訟代理について準用する。

(補佐人) 当事者又は訴訟代理人は、裁判所の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。前項の許可は、いつでも取り消すことができる。

第六十条 当事者又は訴訟代理人は、裁判所の許可を得て、補佐人とともに出頭することができない。前項の規定は、当事者又は訴訟代理人人が直ちに取り消し、又は更正しないときは、当事者又は訴訟代理人人が自らしたものとみなす。

(訴訟費用) 訴訟費用は、敗訴の当事者の負担とする。

(訴訟費用の負担の原則) 訴訟費用は、敗訴の当事者の負担とする。

(訴訟費用の負担) 裁判所は、事情により、勝訴の当事者に、その権利の伸張若しくは防御に必要でない行為によつて生じた訴訟費用又は行為の時ににおける訴訟の程度において相手方の権利の伸張若しくは防御に必要であった行為によつて生じた訴訟費用又は一部を負担せざることができる。

(訴訟を遅滞させた場合の負担) 第六十三条 当事者が適切な時期に攻撃若しくは防御の方法を提出しないことにより、又は期日までを超過する。(訴訟を遅滞させた場合の負担)

若しくは期間の不遵守その他当事者の責めに帰すべき事由により訴訟を遅滞させたときは、裁判所は、その当事者に、その勝訴の場合においても、遅滞によつて生じた訴訟費用の全部又は一部を負担させることができる。

(一部敗訴の場合の負担)

第六十四条 一部敗訴の場合における各当事者の訴訟費用の負担は、裁判所が、その裁量で定める。ただし、事情により、当事者の一方に訴訟費用の全部を負担させることができる。

(共同訴訟の場合の負担) **第六十五条** 共同訴訟人は、等しい割合で訴訟費用を負担する。ただし、裁判所は、事情により、共同訴訟人に連帶して訴訟費用を負担させ、又は他の方法により負担させることができ

る。(補助参加の場合の負担)

第六十六条 第六十一条から前条までの規定は、補助参加についての異議によつて生じた訴訟費用の補助参加人とその異議を述べた当事者との間における負担の関係及び補助参加によって生じた訴訟費用の補助参加人と相手方との間ににおける負担の関係について準用する。

(訴訟費用の負担の裁判) **第六十七条** 裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における訴訟費用の全部について、その負担の裁判をしなければならない。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることができる。

上級の裁判所が本案の裁判を変更する場合には、訴訟の総費用について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とする。

(和解の場合の負担) **第六十八条** 当事者が裁判所において和解をした場合において、和解の費用又は訴訟費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

(法定代理人等の費用償還) **第六十九条** 法定代理人、訴訟代理人、裁判所書記官又は執行官が故意又は重大な過失によつて申立てにより、第一審裁判所(第二百七十

無益な訴訟費用を生じさせたときは、受訴裁判所は、申立てにより又は職権で、これらの者に対する対し、その費用額の償還を命ずることができる。

(訴訟が裁判及び和解によらないで完結した場合等の取扱い)

第七十条 前条第二項に規定する場合において、裁判所が訴えを却下したときは、訴訟費用は、代理人として訴訟行為をした者の負担とする。

(訴訟費用額の確定手続) **第七十一条** 訴訟費用の負担の額は、その負担の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。

(無権代理人の費用負担) **第七十二条** 前条第二項に規定する場合において、裁判所が訴えを却下したときは、訴訟費用は、代理人として訴訟行為をした者の負担とする。

(訴訟費用額の確定手続) **第七十三条** 訴訟が裁判及び和解によらないで完結したときは、申立てにより、第一審裁判所は、その決定が執行力を生じた後にその負担の額を定めなければならない。補助参加の申出の取下げ又は補助参加についての異議の取下げがあつた場合も、同様とする。

(訴訟費用額の確定手続) **第七十四条** 第七十二条第一項、第七十二条又は前条第一項の規定による額を定める処分に計算立てに関する裁判所書記官の処分について、同条第五項から第八項までの規定はその処分に対する異議の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「訴訟費用の負担の裁判が確定した」とあるのは、「訴訟が完結した」と読み替えるものとする。

(費用額の確定手続の更正) **第七十五条** 第七十二条第一項、第七十二条又は前条第一項の規定による額を定める処分に計算立てに関する裁判所書記官の処分及びこの規定は、前項の規定による更正の処分及びこれに対する異議の申立てについて準用する。

第一項に規定する額を定める処分に対し違法な異議の申立てがあつたときは、前項の異議の申立ては、することができない。

(担保提供命令) **第七十六条** 第七十二条第一項、第七十二条又は前条第一項の規定による額を定める処分に計算立てに関する裁判所書記官の処分及びこの規定は、前項の規定による更正の処分及びこれに対する異議の申立てについて準用する。

第一項に規定する額を定める処分に計算立てに関する裁判所書記官の処分及びこの規定は、前項の規定による額を定める処分に計算立てに関する裁判所書記官の処分及びこの規定は、前項の規定による更正の処分及びこれに対する異議の申立てについて準用する。

第一項に規定する額を定める処分に計算立てに関する裁判所書記官の処分及びこの規定は、前項の規定による更正の処分及びこれに対する異議の申立てについて準用する。

第一項に規定する額を定める処分に計算立てに関する裁判所書記官の処分及びこの規定は、前項の規定による更正の処分及びこれに対する異議の申立てについて準用する。

第一項に規定する額を定める処分に計算立てに関する裁判所書記官の処分及びこの規定は、前項の規定による更正の処分及びこれに対する異議の申立てについて準用する。

第一項に規定する額を定める処分に計算立てに関する裁判所書記官の処分及びこの規定は、前項の規定による更正の処分及びこれに対する異議の申立てについて準用する。

第一項に規定する額を定める処分に計算立てに関する裁判所書記官の処分及びこの規定は、前項の規定による更正の処分及びこれに対する異議の申立てについて準用する。

第一項に規定する額を定める処分に計算立てに関する裁判所書記官の処分及びこの規定は、前項の規定による更正の処分及びこれに対する異議の申立てについて準用する。

第一項に規定する額を定める処分に計算立てに関する裁判所書記官の処分及びこの規定は、前項の規定による更正の処分及びこれに対する異議の申立てについて準用する。

第一項に規定する額を定める処分に計算立てに関する裁判所書記官の処分及びこの規定は、前項の規定による更正の処分及びこれに対する異議の申立てについて準用する。

第一項に規定する額を定める処分に計算立てに関する裁判所書記官の処分及びこの規定は、前項の規定による更正の処分及びこれに対する異議の申立てについて準用する。

五条の和解にあつては、和解が成立した裁判所の裁判所書記官が定める。この場合においては、前条第二項から第八項までの規定を準用する。

五条の和解にあつては、和解が成立した裁判所の裁判所書記官が定める。この場合においては、前条第二項から第八項までの規定を準用する。

備手続において申述をしたときは、第一項の申立てをすることができない。

4 第一項の申立てをした被告は、原告が担保を立てるまで応訴を拒むことができる。

5 裁判所は、第一項の決定において、担保の額及び担保を立てるべき期間を定めなければならぬ。

6 担保の額は、被告が全審級において支出すべき訴訟費用の総額を標準として定める。

7 第一項の申立てについての決定に対しても、即時抗告をすることができる。

(担保提供の方法)

第七十六条 担保を立てるには、担保を立てるべきことを命じた裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は裁判所が相当と認める有価証券(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む)を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。

(担保物に対する被告の権利)

第七十七条 被告は、訴訟費用に関し、前条の規定により供託した金銭又は有価証券について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

(担保不提供の効果)

第七十八条 原告が担保を立てるべき期間内にこれを立てないときは、裁判所は、申立てないで、判決で、訴えを却下することができる。ただし、判決前に担保を立てたときは、この限りでない。

(担保の取消し)

第七十九条 担保を立てた者が担保の事由が消滅したことを証明したときは、裁判所は、申立てにより、担保の取消しの決定をしなければならない。

2 担保を立てた者が担保の取消しについて担保権利者の同意を得たことを証明したときも、前項と同様とする。

3 訴訟の完結後、裁判所書記官が、担保を立てた者の申立てにより、担保権利者に対し、一定の期間内にその権利行使すべき旨を催告し、担保権利者がその行使をしないときは、担保の取消しについて担保権利者の同意があつたものとみなす。

第一項及び第二項の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。
(担保の変換)

第八十条 裁判所は、担保を立てた者の申立てにより、決定で、その担保の変換を命ずることができる。ただし、その担保を契約によつて他の担保に変換することを妨げない。
(他の法令による担保への準用)

第八十一条 第七十五条第四項、第五項及び第七項並びに第七十六条から前条までの規定は、他の法令により訴えの提起について立てるべき担保について準用する。

(救助の付与)

第三節 訴訟上の救助

第八十二条 訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、訴訟上の救助の決定をすることができる。ただし、勝訴の見込みがないとはいえないときに限る。

2 訴訟上の救助の決定は、審級ごとにする。
(救助の効力等)

第八十三条 訴訟上の救助の決定は、その定めるところに従い、訴訟及び強制執行について、次に掲げる効力を有する。

一 裁判費用並びに執行官の手数料及びその職務の執行に要する費用の支払の猶予

二 裁判所において付添いを命じた弁護士の報酬及び費用の支払の免除

三 訴訟費用の担保の免除

2 訴訟上の救助の決定は、これを受けた者のためにのみその効力を有する。

3 裁判所は、訴訟の承継人に對し、決定で、猶予された費用の支払を命ぜる。
(救助の決定の取消し)

第八十四条 訴訟上の救助の決定を受けた者が第八十二条第一項本文に規定する要件を欠くことが判明し、又はこれを欠くに至つたときは、訴訟記録の存する裁判所は、利害關係人の申立てにより又は職権で、決定により、いつでも訴訟上の救助の決定を取り消し、猶予した費用の支払を命ずることができる。
(猶予された費用等の取立方法)

第八十五条 訴訟上の救助の決定を受けた者に支払を猶予した費用は、これを負担することとされた相手方から直接に取り立てることができること。この場合において、弁護士又は執行官は、

報酬又は手数料及び費用について、訴訟上の救助の決定を受けた者に代わり、第七十一条第一項、第七十二条又は第七十三条第一項の申立て及び強制執行をすることができる。
(即時抗告)

第八十六条 この節に規定する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第五章 訴訟手続

第一节 訴訟の審理等

(口頭弁論の必要性)

第八十七条 当事者は、訴訟について、裁判所において口頭弁論をしなければならない。ただし、決定で完結すべき事件については、裁判所が、口頭弁論をすべきか否かを定める。

2 前項ただし書の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる。

3 前二項の規定は、特別の定めがある場合には、適用しない。
(映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論等)

第八十七条の二 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、口頭弁論の期日における手続を行うことができる。

2 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、審尋の期日における手続を行うことができる。

3 前二項の期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなされる。
(受命裁判官による審尋)

第八十八条 裁判所は、審尋をする場合には、受命裁判官にこれを行わせることができる。
(和解の試み等)

第八十九条 裁判所は、訴訟がいかなる程度にあるかを問わず、和解を試み、又は受命裁判官若しくは受託裁判官に和解を試みさせることができる。
裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところによつて、

3 前項の期日に出頭しないで同項の手続に閑与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

4 第百四十八条、第一百五十条、第一百五十四条及び第一百五十五条の規定は、和解の手続について、和解の期日における手続を行うことができる。

5 受命裁判官又は受託裁判官が和解の試みを行なう場合には、第二項の規定並びに前項において準用する第一百四十八条、第一百五十四条及び第一百五十五条の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

(訴訟手続に関する異議権の喪失)

第九十条 当事者が訴訟手続に関する規定の違反を知り、又は知ることができた場合において、遅滞なく異議を述べないときは、これを述べる権利を失う。ただし、放棄することができないものについては、この限りでない。

(非電磁的訴訟記録の閲覧等)

第九十一条 何人も、裁判所書記官に対し、非電磁的訴訟記録(訴訟記録中次条第一項に規定する電磁的訴訟記録を除いた部分をいう。以下(同条において同じ。)の閲覧を請求することができる。

2 公開を禁止した口頭弁論に係る非電磁的訴訟記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、前項の規定による請求をすることができる。(非電磁的訴訟記録中第二百六十四条の和解条項案に係る部分、第二百六十五条第一項の規定による和解条項の定めに係る部分及び第二百六十七条规定による和解(口頭弁論の期日において成立したものと除く。)に係る部分についても、同様とする。

3 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、非電磁的訴訟記録の謄本又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

4 前項の規定は、非電磁的訴訟記録中の録音データ又はビデオデータ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関する場合は、適用しない。この場合において、これらの物について当事者又は利害関係を疎明した第三者の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

5 非電磁的訴訟記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、非電磁的訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

(電磁的訴訟記録の閲覧等)
第九十一条の二 何人も、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的訴訟記録(訴訟記録中この法律その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に備えられたファイル(次項及び第三項、次条並びに第一百九条の三第一項第二号を除き、以下単に「ファイル」という。)に記録された事項(第一百三十二条の七及び第一百三十三条の二第五項において「ファイル記録事項」という。)に係る部分をいわゆる(以下同じ。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したもの)の閲覧を請求することができる。

2 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電磁的訴訟記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複数の請求することができる。

3 当当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的訴訟記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所規則で定める方法により該書面の内容が電磁的訴訟記録に記録されたものであることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4 前条第二項及び第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による電磁的訴訟記録に係る閲覧及び複写の請求について準用する。

(訴訟に関する事項の証明)

第九十一条の三 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、訴訟に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

5 第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があつた場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分に係る訴訟記録の閲覧等(非電磁的訴訟記録の閲覧等又は電磁的訴訟記録の閲覧等をいう。第一百三十三条第三項において同じ。)(以下この条において「秘密記載部分の閲覧等」という。)の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。

6 第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があつた場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分に係る訴訟記録の閲覧等(非電磁的訴訟記録の閲覧等又は電磁的訴訟記録の閲覧等をいう。第一百三十三条第三項において同じ。)(以下この条において「秘密記載部分の閲覧等」という。)の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。

7 前項本文の場合において、裁判所書記官は、同一の規定による通知があつた日から二週間を経過する日までの間、その参加をした者に第一項の申立てに係る秘密記載部分の閲覧等をさせなければならない。ただし、第一百三十三条の二第二項の申立てがされたときは、この限りでない。

8 前二項の規定は、第六項の参加をした者に第一項の申立てに係る秘密記載部分の閲覧等をさせることについて同項の申立てをした当事者の全ての同意があるときは、適用しない。

9 裁判所は、第一項の申立て(同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。次項において同じ。)があつた場合において、当該申立てに係る営業秘密等(非電磁的訴訟記録中当該営業秘密が記録された部分の閲覧等をいう。以下同じ。)の請求をすることができる事由があることを理由とするものに限る。次項において同じ。)があつた場合において、当該申立てに係る営業秘密がその訴訟の進行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため特に必要があると認めるとときは、電磁的訴訟記録中当該営業秘密が記録された部分につき、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的訴訟記録から消去する措置その他の当該営業秘密の安全管理のために必要な措置を講ずることができる。

10 前項の規定による電磁的訴訟記録から消去する措置が講じられた場合において、その後に第一項の申立てを却下する裁判が確定したとき、又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときは、裁判所書記官は、当該営業秘密が記載され、又は記録された部分をファイルに記載部分の閲覧等の請求をすることができない。

3

第二節 専門委員等

第一款 専門委員

(専門委員の関与)

第九十二条の二 裁判所は、争点若しくは証拠の整理又は訴訟手続の進行に關し必要な事項の協議をするに当たり、訴訟関係を明瞭にし、又は、申立てにより又は職権で、専門委員を手続

あることを理由とするものに限る。次項及び第八項において同じ。)があつた場合において、当該申立て後に第三者がその訴訟への参加をしたときは、裁判所書記官は、当該申立てをしたときに對し、その参加後直ちに、その参加があつた旨を通知しなければならない。ただし、当該申立てを却下する裁判が確定したときは、この限りでない。

11 第一項の申立て(同項第一号に掲げる事由が面により又は口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日において、専門委員の説明は、裁判長が書面に記載した記録媒体を提供する方法により行うことができる。この場合において、専門委員の説明は、裁判長が書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

12 専門委員は、前項の規定による書面による説明に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により説明を行うことができる。

13 裁判所は、証拏調査をするに当たり、訴訟関係又は証拏調査の結果の趣旨を明瞭にするため必要があると認めたときは、当事者の意見を聴いて、決定で、証拏調査の期日において専門的な意見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。この場合において、証人若しくは当事者本人の尋問又は鑑定人が質問の期日において専門委員に説明をさせるとときは、裁判長は、当事者の同意を得て、訴訟関係又は証拏調査の結果の趣旨を明瞭にするため必要ある事項について専門委員が証人、当事者本人又は鑑定人に對し直接に問い合わせを發することを許すことができる。

14 裁判所は、和解を試みるに当たり、必要があると認めたときは、当事者の同意を得て、決定で、当事者双方が立ち会うことができる和解を試みる期日において専門的な意見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができるものと認めると、当事者双方が立ち会うことができる和解を試みる期日において専門的な意見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることを許すことができる。

15 第九十二条の三 裁判所は、前条第一項、第三項及び第四項の規定により専門委員を手続に関与させる場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、同条第一項、第三項及び第四項の期日において、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間に音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、専門委員に同条第一項、第三項及び第四項の説明又は發問をさせることができる。

(専門委員の決定の取消し)

16 第九十二条の四 裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、専門委員を手続に

に関与させる決定を取り消すことができる。ただし、当事者双方の申立てがあるときは、これを取り消さなければならない。

(専門委員の指定及び任免等)

第九十二条の五 専門委員の員数は、各事件について一人以上とする。

2 第九十二条の二の規定により手続に関与させる専門委員は、当事者の意見を聴いて、裁判所が各事件について指定する。

3 専門委員は、非常勤とし、その任免に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

4 専門委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(専門委員の除斥及び忌避)

第九十二条の六 第二十三条から第二十五条まで(同条第一項を除く。)の規定は、専門委員について準用する。

2 専門委員について除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その専門委員は、その申立てについての決定が確定するまでその申立てがあつた事件の手続に關与することができない。

(受命裁判官等の権限)

第九十二条の七 受命裁判官又は受託裁判官が第

九十二条の二第一項、第三項及び第四項の手続を行う場合には、同条から第九十二条の四まで及び第九十二条の五第二項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、第九十二条の二第三項の手続を行う場合には、専門委員を手続に關与させる決定、その決定の取消し及び専門委員の指定は、受訴裁判所がする。

第二款 知的財産に関する事件における裁判所調査官の業務

第九十二条の八 裁判所は、必要があると認める裁判所調査官の事務等(知的財産に関する事件における裁判所調査官の事務)

ときは、高等裁判所又は地方裁判所において知的財産に関する事件の審理及び裁判に關して調査を行う裁判所調査官に、当該事件において次に掲げる事務を行わせることができる。この場合において、当該裁判所調査官は、裁判長の命令を受けて、当該事務を行うものとする。

第一次に掲げる期日又は手続において、訴訟關係を明瞭にするため、事實上及び法律上の事項に関し、当事者に対しても問い合わせを發し、又は立証を促すこと。

イ 口頭弁論又は審尋の期日
ロ 爭点又は証拠の整理を行うための手続
ハ 文書若しくは電磁的記録の提出義務又は検証の目的の提示義務の有無を判断するための手続

二 争点又は証拠の整理に係る事項その他訴訟手続の進行に關し必要な事項についての協議を行うための手続
二 証拠調べの期日において、証人、当事者本人又は鑑定人に對し直接に問い合わせを發すること。
三 和解を試みる期日において、専門的な意見に基づく説明をすること。
四 裁判官に対し、事件につき意見を述べること。

(知的財産に関する事件における裁判所調査官の除斥及び忌避)

第九十二条の九 第二十三条から第二十五条までの規定は、前条の事務を行う裁判所調査官について準用する。

2 前条の事務を行う裁判所調査官について除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その裁判所調査官は、その申立てについての決定が確定するまでその申立てがあつた事件に關与することができない。

(期間の計算)

第九十五条 期間の計算については、民法の期間に関する規定に従う。

2 期間を定める裁判において始期を定めなかつたときは、期間は、その裁判が効力を生じた時から進行を始める。

3 期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日にあつたときは、期間は、その裁判が効力を生じた時から進行を始める。

3 期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に規定する休日、一月一日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

(期間の伸縮及び付加期間)

第九十六条 裁判所は、法定の期間又はその定めた期間を伸長し、又は短縮することができる。

2 不変期間については、裁判所は、遠隔の地に住所又は居所を有する者のために付加期間を定めた期間を伸長し、この限りでない。

3 口頭弁論及び弁論準備手続の期日の変更は、初の期日の変更は、当事者の合意がある場合にのみ許す。

2 期日の変更は、やむを得ない場合に限り許す。

1 初の期日の変更は、他の一般の休日に指定することができる。

1 初の期日の変更は、やむを得ない事由がある場合に限り許す。

2 初の期日の変更は、口頭弁論の期日の変更は、最初の期日の呼出し。

3 初の期日の変更は、口頭弁論の期日の変更は、最初の期日の呼出し。

的記録をいう。次項及び第一百五十六条第三項において同じ。)を出頭すべき者に對して送達する方法

(訴訟無能力者等に對する送達)
二 当該事件について出頭した者に對して期日の告知をする方法

2 裁判所書記官は、電子呼出状を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

3 第一項各号に規定する方法以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない当事者、証人又は鑑定人に對し、法律上の制裁が施されない。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(送達報告書)

2 前項の場合において、送達をした者は、同項の規定による書面の提出に代えて、最高裁判所に関する事項を記載して、これを裁判所に提出しなければならない。

3 刑事施設に収容されている者に對する送達は、刑事施設の長にする。

(送達実施機関)

2 前項の場合において、送達をした者は、書面を作成し、送達に電子情報処理組織を使用してファイルに記録し、又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出することができる。この場合において、当該送達をした者は、同項の書面を提出したものとみなす。

(裁判所書記官による送達)

2 裁判所書記官は、その所屬する裁判所の事件について出頭した者に對しては、自ら書類の送達をすることができる。

(交付送達の原則)

2 郵便による送達にあつては、郵便の業務に從事する者を送達をする者とする。

(送達実施機関)

2 裁判所書記官による送達

2 郵便による送達にあつては、郵便の業務に從事する者を送達をする者とする。

(裁判所書記官による送達)

2 裁判所書記官は、その所屬する裁判所の事件について出頭した者に對しては、自ら書類の送達をすることができる。

(送達場所)

2 裁判所書記官は、その所屬する裁判所の事件について出頭した者に對しては、自ら書類の送達をすることができる。

2 送達に関する事務は、裁判所書記官が取り扱う。(訴訟無能力者等に對する送達)
二 法定代理人に対する送達
2 数人が共同して代理権を行うべき場合には、送達は、その一人にすれば足りる。

3 訴訟無能力者に対する送達は、その代理人に対する送達は、裁判所書記官による。

2 裁判所書記官は、電子呼出状を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

3 刑事施設に収容されている者に対する送達は、刑事施設の長にする。

(送達報告書)

2 前項の場合において、送達をした者は、同項の規定による書面の提出に代えて、最高裁判所に関する事項を記載して、これを裁判所に提出しなければならない。

3 刑事施設に収容されている者に対する送達は、裁判所書記官による。

(送達実施機関)

2 裁判所書記官による送達

2 郵便による送達にあつては、郵便の業務に從事する者を送達をする者とする。

(送達実施機関)

る他の住所等（以下「就業場所」という。）においてすることができる。送達を受けるべき者は（次条第一項に規定する者を除く。）が就業場所において書類の送達を受ける旨の申述をしたときも、同様とする。

（送達場所等の届出）

第一百四条 当事者、法定代理人又は訴訟代理人は、書類の送達を受けるべき者（次条第一項に規定する者を除く。）が就業場所において書類の送達を受ける旨の申述をしたときも、同様とする。

2 前項前段の規定による届出があつた場合には、書類の送達は、前条の規定にかかわらず、その届出に係る場所においてする。

3 第一項前段の規定による届出をしない者で次の各号に掲げる送達を受けたものに対するその後の書類の送達は、前条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める場所においてする。

一 前条の規定による送達 その送達をした場所
二 次条後段の規定による送達のうち郵便の業務に従事する者が日本郵便株式会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る。）第六百六条第一項後段において同じ。）においてするもの及び同項後段の規定による送達 その送達において送達をすべき場所とされていた場所
三 第百七条第一項第一号の規定による送達 その送達において宛先とした場所

（出会送達）
第五十五条 前二条の規定にかかわらず、送達を受けるべき者で日本国内に住所等を有することが明らかでないもの（前条第一項前段の規定による届出をした者を除く。）に対する書類の送達は、その者に出会った場所においてすることが明らかである。日本国内に住所等を有することが明らかな者又は同項前段の規定による届出をした者が書類の送達を受けることを拒まないときも、同様とする。

（補充送達及び差置送達）

第一百六条 就業場所以外の書類の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、使用人その他の従業者又は同居者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することができる。郵便の業務に従事する者が日本郵便株式会社の営業所において書類を交付すべきときも、同様とする。

2 就業場所（百四条第一項前段の規定による届出に係る場所が就業場所である場合を含む。）

において送達を受けるべき者に出会わない場合において、百三十三条第一項の他人又はその法定代理人若しくは使用人その他の従業者であつて、書類の受領について相当のわきまえのある者が書類の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に書類を交付することができます。

送達を受けるべき者は又は第一項前段の規定により送達を受けるべき者が正当な理由なくこれを受けることを拒んだときは、書類の送達をすべき場所に書類を差し置くことができる。

（書留郵便等に付する送達）

第一百七条 前条の規定により送達をすることができない場合（百九条の二の規定により送達をすることはできる場合を除く。）には、裁判所

書記官は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所に宛てて、書類を書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する

同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるもの（次項及び第三項において「書留郵便等」という。）に付して発送することができる。

一 第百三条の規定による送達をすべき場合
二 第百四条第二項の規定による送達をすべき場合 同項の場所
三 第百四条第三項の規定による送達をすべき場合 同項の場所（その場所が就業場所である場合）
四 第百四条第二号又は第三号の規定により書類を書留郵便等に付して発送した場合には、その後に送達すべき書類は、同項第二号又は第三号に定める場所に宛てて、書留郵便等に付して発送することができる。

（外国における送達）

3 前二項の規定により書類を書留郵便等に付して発送した場合には、その発送の時に、送達があつたものとみなす。

（外國における送達）

（電磁的記録に記録された事項を出力した書面による送達）

送達を受けたべき者の又は第一項前段の規定により書類の交付を受けるべき者が正当な理由なくこれを受けることを拒んだときは、書類の送達をすべき場所に書類を差し置くことができる。

送達を受けたべき者は又は第一項前段の規定により書類の交付を受けるべき者が正当な理由なくこれを受けることを拒んだときは、書類の送達をすべき場所に書類を差し置くことができる。

（記録された送達すべき電磁的記録（以下この節において単に「送達すべき電磁的記録」という。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面による送達）

第一百九条 電磁的記録の送達は、前条の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、送達すべき電磁的記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面による送達）

（電子情報処理組織による送達）

第一百九条 電磁的記録の送達は、特別の定めがある場合を除き、前款の定めるところにより、この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された送達すべき電磁的記録（以下この節において単に「送達すべき電磁的記録」という。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面による送達）

（公示送達の要件）

第一百十条 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、申立てにより、公示送達をすることはできず、「通知が発せられた」とあるのは、「措置がとられた」とする。

2 前項の規定により送達をする場合における前条の規定の適用については、同条第一項第三号中「通知が発せられた」とあるのは、「措置がとられた」とする。

第四款 公示送達

（公示送達の要件）

2 前項の規定により送達をする場合には、裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発する方法により

第二号の記録をすることができる措置をとるとともに、送達を受けるべき者に対し、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該事項につき次条第一項第一号の閲覧又は同項

六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する

留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する

裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発する方法により

第二号の記録をすることができる。ただし、当該送達を受けるべき者が当該方法により送達を受けるべき者に対し、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該事項につき次条第一項第一号の閲覧又は同項

六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する

留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する

裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該事項につき次条第一項第一号の閲覧又は同項

六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する

留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する

裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該事項につき次条第一項第一号の閲覧又は同項

六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する

留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する

裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該事項につき次条第一項第一号の閲覧又は同項

六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する

留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する

裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該事項につき次条第一項第一号の閲覧又は同項

六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する

留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する

同項第二号の記録をすることができない期間は、同項第三号の期間に算入しない。（電子情報処理組織による送達）

（電子情報処理組織による送達）

一 書類の公示送達 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべきこと。	二 電磁的記録の公示送達 裁判所書記官が、送達すべき電磁的記録に記録された事項につき、いつでも送達を受けるべき者に第百九条の二第一項本文の規定による措置をとるとともに、同項本文の通知を発すべきこと。
(公示送達の効力発生の時期)	

（公示送達は、前条の規定による措置を開始した日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。ただし、第百十条第三項の公示送達は、前条の規定による措置を開始した日の翌日にその効力を生ずる。）	（公示送達による意思表示の到達）
（外国においてすべき送達についてした公示送達においては、前項の期間は、六週間とする。）	

（既判力の範囲）	（既判力の範囲）
（確定判決は、主文に包含するものに限り、既判力を有する。）	

（確定判決等の効力が及ぶ者の範囲）	（確定判決等の効力が及ぶ者の範囲）
（当事者が他人のために原告又は被告となつた場合のその他人）	

いと認めるときは、決定で、その申立てを却下しなければならない。

第二百五十五条 第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書の送達後に中断した訴訟手続の受継の申立てがあつた場合には、その判断をした裁判所は、その申立てについて裁判をしなければならない。

（職権による続行命令）
第一百二十九条 当事者が訴訟手続の受継の申立てをしても、裁判所は、職権で、訴訟手続の続行を命ずることができる。

（裁判所の職務執行不能による中止）

第一百三十一条 天災その他の事由によって裁判所が職務を行うことができないときは、訴訟手続は、その事由が消滅するまで中止する。
(当事者の故障による中止)

第一百三十二条 当当事者が不定期間の故障により訴訟手続を続行することができないときは、裁判所は、決定で、その中止を命ずることができ

2 裁判所は、前項の決定を取り消すことができる
(中止及び中止の効果)

第一百三十三条 判決の言渡しは、訴訟手続の中斷中であつてもすることができる。

2 訴訟手続又は中止があつたときは、期間は、進行を停止する。この場合においては、訴訟手続の受継の通知又はその続行の時から、新たに全期間の進行を始める。

第六章 訴えの提起前ににおける証拠収集の処分等

(訴えの提起前における照会)

第一百三十二条の二 訴えを提起しようとする者が訴えの被告となるべき者に対し訴えの提起を予告する通知(以下この章において「予告通知」という。)を書面でした場合には、その予告通知をした者(以下この章において「予告通知者」という。)は、その予告通知を受けた者(以下この章において「被予告通知者」という。)に対し、その予告通知をした日から四月以内に限り、訴えの提起前に、訴えを提起した場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項について、相当の期間を定めて、書面により、又は被予告通知者の選択により書面若しくは電磁的方法(電子情報処理組合に記載された前条第三項の請求の要旨及び紛争の現況について調査を命ずること)。

（訴えの提起前における照会）
第一百三十二条の二 訴えを提起しようとする者が訴えの被告となるべき者に対し訴えの提起を予告する通知(以下この章において「予告通知」という。)を書面でした場合には、その予告通知をした者(以下この章において「予告通知者」という。)は、その予告通知を受けた者(以下この章において「被予告通知者」という。)は、その予告通知を受けた者(以下この章において「被予告通知者」という。)に対し、その予告通知をした日から四月以内に限り、訴えの提起前に、訴えを提起した場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項について、相当の期間を定めて、書面により、又は被予告通知者の選択により書面若しくは電磁的方法(電子情報処理組合に記載された前条第三項の請求の要旨及び紛争の現況について調査を命ずること)。

織を使用する方法その他情報通信の技術を利

用する方法であつて最高裁判所規則で定めるものをいう。以下同じ。)のいずれかにより回答するよう、書面により照会をすることができる。

ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 第百六十三条第一項各号のいずれかに該當する照会

二 相手方又は第三者の私生活についての秘密に関する事項についての照会であつて、これに回答することにより、その相手方又は第三者が社会生活を営むに支障を生ずるおそれがあるもの

三 相手方又は第三者の営業秘密に関する事項についての照会

四 前項第二号に規定する第三者の私生活についての秘密又は同項第三号に規定する第三者の営業秘密に関する事項についての照会について

五 予告通知の書面には、提起しようとすると訴えに係る請求の要旨及び紛争の要点を記載しなければならない。

六 予告通知をする者は、第一項の規定による書面による予告通知に代えて、当該予告通知を受ける者の承諾を得て、電磁的方法により予告通知をすることができる。この場合において、当該予告通知をする者は、同項の規定による書面による予告通知をしたものとみなす。

七 予告通知をする者は、第一項の規定による書面に代えて、被予告通知者の承諾を得て、電磁的方法により照会をることができる。

の要点に対する答弁の要旨を記載した書面でそ

の予告通知に対する返答をしたときは、予告通知者に対し、その予告通知がされた日から四月以内に限り、訴えの提起前に、訴えを提起され

た場合の主張又は立証を準備するため必要で

あることが明らかな事項について、相当の期間を定めて、書面により、又は予告通知者の選択により書面若しくは電磁的方法のいずれかによ

り回答するよう、書面により照会をすることが

できる。

二 前条第一項ただし書、第二項及び第四項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「書面による予告通知」とあるのは「書面による返答」と、「電磁的方法により予告通知」とあるのは「電磁的方法により返答」と読み替えるも

のとする。

三 第一項の照会は、既にされた予告通知と重複する予告通知に対する返答に基づいては、する

ことができない。

(訴えの提起における証拠収集の処分)

四 裁判所は、予告通知者又は前条第一項の返答をした被予告通知者の申立てに

より、当該予告通知に係る訴えが提起された場合の立証に必要であることが明らかな証拠となるべきものについて、申立人がこれを自ら収集することが困難であると認められるときは、その予告通知又は返答の相手方(以下この章において単に「相手方」という。)の意見を聴いて、訴えの提起前に、その収集に係る次に掲げる処分をすることができる。ただし、その収集に要すべき時間又は嘱託を受けるべき者の負担が不相当なものとなることその他の事情により、相

当ないと認めるときは、この限りでない。

五 文書(第二百三十二条に規定する物件を含む。以下この章において同じ。)の所持者に

その文書の送付を嘱託し、又は電磁的記録を利用する権限を有する者にその電磁的記録の送付を嘱託すること。

六 必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官

府若しくは学校、商工会議所、取引所その他の団体(次条第一項第二号において「官公署等」という。)に嘱託すること。

七 専門的な知識経験を有する者にその専門的な知識経験に基づく意見の陳述を嘱託するこ

2 前項の処分の申立ては、予告通知がされた日から四月の不変期間内にしなければならない。ただし、その期間の経過後にその申立てをすることについて相手方の同意があるときは、この限りでない。

三 第一項の処分の申立ては、既にした予告通知と重複する予告通知又はこれに対する返答に基づいては、することができない。

四 裁判所は、第一項の処分をした後において、同項ただし書に規定する事情により相当でないと認められるに至ったときは、その処分を取り消すことができる。

五 裁判所は、第一項の処分をした後において、同項ただし書に規定する事情により相当でないと認められるに至ったときは、その処分を取り消すことができる。

六 裁判所は、第一項の処分をした後において、同項ただし書に規定する事情により相当でないと認められるに至ったときは、その処分を取り消すことができる。

七 前条第一項第一号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

八 前条第一項第二号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

九 前条第一項第三号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

十 前条第一項第四号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

十一 前条第一項第五号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

十二 前条第一項第六号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

十三 前条第一項第七号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

十四 前条第一項第八号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

十五 前条第一項第九号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

十六 前条第一項第十号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

十七 前条第一項第十一号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

十八 前条第一項第十二号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

十九 前条第一項第十三号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

二十 前条第一項第十四号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

二十一 前条第一項第十五号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

二十二 前条第一項第十六号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

二十三 前条第一項第十七号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

二十四 前条第一項第十八号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

二十五 前条第一項第十九号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

二十六 前条第一項第二十号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

二十七 前条第一項第二十一号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

二十八 前条第一項第二十二号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

二十九 前条第一項第二十三号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

三十 前条第一項第二十四号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

三十一 前条第一項第二十五号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

三十二 前条第一項第二十六号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

三十三 前条第一項第二十七号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

三十四 前条第一項第二十八号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

三十五 前条第一項第二十九号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

三十六 前条第一項第三十号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

三十七 前条第一項第三十一号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

三十八 前条第一項第三十二号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

三十九 前条第一項第三十三号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

四十 前条第一項第三十四号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

四十一 前条第一項第三十五号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

四十二 前条第一項第三十六号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

四十三 前条第一項第三十七号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

四十四 前条第一項第三十八号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

四十五 前条第一項第三十九号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

四十六 前条第一項第四十号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

四十七 前条第一項第四十一号の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法による調査結果の報告又は意見の陳述を行うことができる。この場合において、当該嘱託等を受けた者は、同項の規定による書面による調査結果の報告又は意見の陳述をしたものとみなす。

4 裁判所は、第一百三十二条の四第一項の处分に基づいて文書若しくは電磁的記録の送付、調査結果の報告又は意見の陳述がされたときは、申立人及び相手方にその旨を通知しなければならない。この場合において、送付に係る文書若しくは電磁的記録を記録した記録媒体又は調査結果の報告若しくは意見の陳述に係る書面若しくは電磁的記録を記録した記録媒体について、第一百三十二条の十三の規定は、適用しない。

5 裁判所は、次条の定める手続による申立て及び相手方の利用に供するため、前項に規定する通知を発した日から一月間、送付に係る文書若しくは電磁的記録又は調査結果の報告若しくは意見の陳述に係る書面若しくは電磁的記録を保管しなければならない。

6 第百八十一条第一項の規定は第百三十二条の四第一項の处分について、第一百八十四条第一項の規定は第百三十二条の四第一項第一号から第三号までの处分について、第二百三十三条の規定は同号の处分について、第二百三十五条の第三第二項の規定は第百三十二条の四第一項第一号の处分について、それぞれ準用する。

(事件の記録の閲覧等)

第一百三十二条の七 第九十一条(第二項を除く。)の規定は非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等(第百三十二条の四第一項の处分の申立てに係る事件の記録(ファイル記録事項に係る部分を除く。)の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製をいう。第百三十三条第三項において同じ。)の請求について、第九十一条の二の規定は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等(第百三十二条の四第一項の处分の申立てに係る事件の記録中ファイル記録事項に係る部分の閲覧若しくは複写又はファイル記録事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはファイル記録事項の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供をいう。第百三十三条第三項において同じ。)の請求につい

て、第九十一条の三の規定は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求について、それぞれ準用する。この場合において、第九十一条第一項及び第九十一条の二第一項中「何人も」とあるのは「申立人及び相手方は」と、第九十一条第三項、第九十一条の二第二項及び第三項並びに第九十一条の三中「当事者及び利害関係を疎明した第三者」とあるのは「申立人及び相手方は」と、第九十一条第四項中「当事者又は利害関係を疎明した第三者」とあるのは「申立人又は相手方は」と読み替えるものとする。

(不服申立ての不許)

第一百三十二条の八 第百三十二条の四第一項の処分の申立てについての裁判に対しても、不服を申し立てることができない。
(証拠収集の処分に係る裁判に関する費用の負担)

第一百三十二条の九 第百三十二条の四第一項の処分の申立てについての裁判に関する費用は、申立人の負担とする。

第七章 電子情報処理組織による申立て等

（電子情報処理組織による申立て等）

第一百三十二条の十 民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述（以下「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この章において同じ。）をもつてするものとされているものであつて、裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該書面等に記載すべき事項をファイルに記録する方法により行うことができる。

2 前項の方法によりされた申立て（以下この条において「電子情報処理組織を使用する申立て等」という。）については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該法令その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3
4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他の氏名又は名称を書面等に記載すること）をいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 電子情報処理組織を使用する申立て等がされたときは、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る送達は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る法令の規定にかかわらず、当該電子情報処理組織を使用する申立て等によりファイルに記録された事項に係る電磁的記録の送達によつてする。

6 前項の方法により行われた電子情報処理組織を使用する申立て等に係る送達については、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に関する法令の規定に規定する送達の方法により行われたものとみなして、当該送達に関する法令その他の当該電子情報処理組織を使用する申立て等に関する法令の規定を適用する。

（電子情報処理組織による申立て等の特例）

第一百三十二条の十一 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事件の申立て等をするときは、前条第一項の方法により、これを行わなければならぬ。ただし、口頭ですることはができる申立て等について、口頭であるときは、この限りでない。

一 訴訟代理人のうち委任を受けたもの（第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となつたものを除く。）当該委任を受けた事件

二 国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五项、第六条の三第四項若しくは第五項又は第七条第三項の規定による指定を受けた者当該指定の対象となつた事件

三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十三条第一項の規定による委任を受けた職員 当該委任を受けた事件

2 前項各号に掲げる者は、第一百九条の二第一項ただし書の届出をしなければならない。

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる者が裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができない場合には、適用しない。

(書面等による申立て等)

第一百三十二条の十二 申立て等が書面等により行われたとき(前条第一項の規定に違反して行われたときを除く。)は、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項(次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。)をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

一 当該申立て等に係る書面等について、当該申立て等とともに第九十二条第一項の申立て(同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。)がされた場合において、当該書面等に記載された営業秘密がその訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため裁判所が特に必要があると認めるととき(当該同項の申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。)当該書面等に記載された営業秘密

二 書面等により第一百三十三条第二項の規定による届出があつた場合 当該書面等に記載された事項

三 当該申立て等に係る書面等について、当該申立て等とともに第一百三十三条の二第二項の申立てがされた場合において、裁判所が必要があると認めるとき(当該同項の申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。)当該書面等に記載された同項に規定する秘匿事項記載部分

前項の規定によりその記載された事項がファイルに記録された書面等による申立て等に係る送達は、当該申立て等に係る法令の規定にかかわらず、同項の規定によりファイルに記録された事項に係る電磁的記録の送達をもつて代えることができる。

前項の方法により行われた申立て等に係る送達については、当該申立て等に関する法令の規定に規定する送達の方法により行われたものとみなして、当該送達に関する法令その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
(書面等に記録された事項のファイルへの記録等)

第一百三十二条の十三 裁判所書記官は、前条第一項に規定する申立て等に係る書面等のはか、民事訴訟に関する手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項(次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く)をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

一 当該書面等又は当該記録媒体について、これららの提出とともに第九十二条第一項の申立て(同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。)がされた場合において、当該書面等若しくは当該記録媒体に記載され、若しくは記録された営業秘密がその訴訟の進行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため裁判所が必要であると認めるとき(当該申立てが却下されたとき又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。)
二 当該書面等又は当該記録媒体に記載され、又は記録された営業秘密について、これららの提出とともに第百三十三条の二第二項の申立てがされた場合において、裁判所が必要あると認めるとき(当該申立てが却下されたり又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。)
三 当該書面等又は当該記録媒体について、これららの提出とともに第百三十三条の二第二項の申立てがされた場合において、裁判所が必要あると認めるとき(当該申立てが却下されたり又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。)
四 第百三十三条の三第一項の規定による決定があつた場合において、裁判所が必要あると認めるとき(当該決定を取り消す裁判が確定したときを除く。)当該決定に係る書面等定したときを除く。)当該決定に係る書面等

及び電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録された事項

第八章 当事者に対する住所、氏名等の秘匿

(申立人の住所、氏名等の秘匿)

第一百三十三条 申立て等をする者又はその法定代理人の住所、居所その他その通常所在する場所(以下この項及び次項において「住所等」といいう。)の全部又は一部が当事者に知られることによつて当該申立て等をする者又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることが明らかであると認めることにつき疎明があつた場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、住所等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。申立て等をする者又はその法定代理人の氏名その他当該者を特定するに足りる事項(次項において「氏名等」という。)についても、同様

も、同様とする。
2 前項の申立てをするときは、同項の申立て等をする者又はその法定代理人(以下この章において「秘匿対象者」という。)の住所等又は氏名等(次条第二項において「秘匿事項」という。)その他最高裁判所規則で定める事項を書面その他最高裁判所規則で定める方法により届け出なければならない。

3 第一項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該申立てに係る秘匿対象者以外の者は、当該秘匿事項記載部分に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができない。

4 第二項の申立てを却下した裁判に対しても、即時抗告ができる。

5 裁判所は、第二項の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、電磁的訴訟記録等(電磁的訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録中ファイル記録事項に係る部分をいう。以下この項及ぶ次項において同じ。)中当該秘匿事項記載部分につき、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的訴訟記録等から消去する措置その他の当該秘匿事項記載部分の安全管理のために必要な措置を講ずることができる。

6 前項の規定による電磁的訴訟記録等から消去する措置が講じられた場合において、その後に第二項の申立てを却下する裁判が確定したとき、又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときは、裁判所は、第一項の決定(以下この章において「秘匿決定」という。)をする場合には、当該秘匿決定において、当該秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項を定めなければならない。この場合において、その事項を当該事件並びにその事件についての反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する手続において記載し、又は記録されたときを除く。)当該決定に係る書面等

したときは、この法律その他の法令の規定の適用については、当該秘匿対象者の住所又は氏名を記載し、又は記録したもののみなす。(秘匿決定があつた場合における閲覧等の制限の特別)

第一百三十三条の二 秘匿決定があつた場合には、当該秘匿事項届出部分に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限る。

2 前項の場合において、裁判所は、申立てにより、決定で、訴訟記録等中秘匿事項届出部分以外のものであつて秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載され、又は記録された部分(以下この章において「秘匿事項記載部分」という。)に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限る。

3 前項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該秘匿決定に係る秘匿対象者以外の者は、当該秘匿事項記載部分に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができない。

4 第二項の申立てを却下した裁判に対しても、即時抗告ができる。

5 裁判所は、第二項の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、電磁的訴訟記録等(電磁的訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録中ファイル記録事項に係る部分をいう。以下この章及ぶ次項において同じ。)中当該秘匿事項記載部分につき、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的訴訟記録等から消去する措置その他の当該秘匿事項記載部分の安全管理のために必要な措置を講ずることができる。

6 前項の規定による電磁的訴訟記録等から消去する措置が講じられた場合において、その後に第二項の申立てを却下する裁判が確定したときは、裁判所は、第一項の規定により訴訟記録等の閲覧等の請求が制限される部分につきその請求をすることができる。

7 第百三十三条の二第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定により訴訟記録等の閲覧等の請求が制限される部分についての請求をすること

2 秘匿決定等に係る者以外の当事者は、秘匿決定等がある場合であつても、自己の攻撃又は防衛に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、訴訟記録等の存する裁判所の許可を得て、当該秘匿事項記載部分の安全管理のために必要な措置を講ずることができる。

3 裁判所は、前項の規定による許可の申立てがあつた場合において、その原因となる事實につき疎明があつたときは、これを許可しなければならない。

4 裁判所は、第一項の取消し又は第二項の許可の裁判をするときは、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める者の意見を聽かなければならぬ。

一 秘匿決定又は第百三十三条の二第二項の決

所、居所その他送達をすべき場所についての調査を嘱託した場合において、当該嘱託に係る調査結果の報告が記載され、又は記録された書面又は電磁的記録が閲覧されることにより、当事者は又はその法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることが明らかであると認めるときは、決定で、当該書面又は電磁的記録及びこれに基づいてされた送達に関する第百条の書面又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができる者を当該当事者又は当該法定代理人に限る。

2 前項の場合において、裁判所は、申立てにより、決定で、訴訟記録等中秘匿事項届出部分以外のものであつて秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載され、又は記録された部分(以下この章において「秘匿事項記載部分」という。)に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限る。

3 前項の申立てについての裁判が確定するまで、当該秘匿決定に係る秘匿対象者以外の者は、当該秘匿事項記載部分に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができない。

4 第二項の申立てを却下した裁判に対しても、即時抗告ができる。

5 裁判所は、第二項の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、電磁的訴訟記録等(電磁的訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録中ファイル記録事項に係る部分をいう。以下この章及ぶ次項において同じ。)中当該秘匿事項記載部分につき、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的訴訟記録等から消去する措置その他の当該秘匿事項記載部分の安全管理のために必要な措置を講ずることができる。

6 前項の規定による電磁的訴訟記録等から消去する措置が講じられた場合において、その後に第二項の申立てを却下する裁判が確定したときは、裁判所は、第一項の規定により訴訟記録等の閲覧等の請求が制限される部分についての請求をすること

2 秘匿決定等に係る者以外の当事者は、秘匿決定等がある場合であつても、自己の攻撃又は防衛に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、訴訟記録等の存する裁判所の許可を得て、当該秘匿事項記載部分の安全管理のために必要な措置を講ずることができる。

3 裁判所は、前項の規定による許可の申立てがあつた場合において、その原因となる事實につき疎明があつたときは、これを許可しなければならない。

4 裁判所は、第一項の取消し又は第二項の許可の裁判をするときは、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める者の意見を聽かなければならぬ。

一 秘匿決定又は第百三十三条の二第二項の決

定に係る裁判をするときは、当該決定に係る秘匿対象者

二 前項の決定に係る裁判をするときは、当該決定に係る当事者は法定代理人

- 第一項の取消しの申立てについての裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

第一項の取消し及び第二項の許可の裁判は、確定しなければその効力を生じない。

第二項の許可の申立てに係る当事者は、訴訟代理人若しくは補佐人は、正当な理由なく、その許可により得られた情報を、当該手続の追行の目的以外の目的のために利用し、又は秘匿決定等に係る者以外の者に開示してはならない。

第一審の訴訟手続

第二編 第一章 訴え

(訴え提起の方式)

訴え提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならない。

訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

 - 当事者及び法定代理人
 - 請求の趣旨及び原因
(証書真否確認の訴え)

訴えは、法律関係を証する書面の成立の真否を確定するためにも提起することができる。

(将来の給付の訴え)
(請求の併合)

数個の請求は、同種の訴訟手続による場合に限り、一の訴えですることができる。

(裁判長の訴状審査権)

訴状が第一百三十四条第一項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

前項の場合において、原告が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならない。

前項の命令に対しては、即時抗告が可能である。

(訴えの提起の手数料の納付がない場合の訴状却下)

民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の規定に従い訴

えの提起の手数料を納付しない場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、その期間内に当該手数料を納付すべきことを命ずる。

ことによつて、その効力を生ずる。

前項の処分は、相当と認める方法で告知する。

第一項の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内にしなければならない。

前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。

裁判所は、第三項の異議の申立てがあつた場合において、第一項の処分において納付を命じた額を超える額の訴えの提起の手数料を納付すべきと認めるときは、相当の期間を定め、その期間内に当該額を納付すべきことを命じなければならない。

第一項又は前項の場合において、原告が納付を命じられた手数料を納付しないときは、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならない。

前項の命令に対しても、即時抗告をすることができる。ただし、即時抗告をした者が、その者において相当と認める訴訟の目的の価額に応じて算出される民事訴訟費用等に關する法律の規定による訴えの提起の手数料を納付しないときは、この限りでない。

前項ただし書の場合には、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。

前項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。

(訴状の送達)

第一百三十八条 訴状は、被告に送達しなければならない。

第二百三十七条の規定は、訴状の送達をすることができない場合(訴状の送達に必要な費用を予納しない場合を含む。)について準用する。

(口頭弁論期日の指定)

第一百三十九条 訴えの提起があつたときは、裁判長は、口頭弁論の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならぬ。

(口頭弁論を経ない訴えの却下)

第一百四十一条 訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

- しに必要な費用の予納を相当の期間を定めて原告に命じた場合において、その予納がないときは、被告に異議がない場合に限り、決定で訴えを却下することができる。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
(重複する訴えの提起の禁止)

第一百四十二条 裁判所に係属する事件について原告は、当事者は、更に訴えを提起することができます。
(訴えの変更)

第一百四十三条 原告は、請求の基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、請求又は請求の原因を変更することができる。ただし、これにより著しく訴訟手続を遅滞させることとなるときは、この限りでない。

請求の変更は、書面でしなければならない。
前項の書面は、相手方に送達しなければならない。

裁判所は、請求又は請求の原因の変更を不当然であると認めるときは、申立てにより又は職権で、その変更を許さない旨の決定をしなければならない。
(選定者に係る請求の追加)

第一百四十四条 第三十条第三項の規定による原告となるべき者の選定があつた場合には、その者は、口頭弁論の終結に至るまで、その選定者のために請求の追加ができる。

第三十条第三項の規定による被告となるべき者の選定があつた場合には、原告は、口頭弁論の終結に至るまで、その選定者に係る請求の追加をすることができる。

前条第一項ただし書及び第二項から第四項までの規定は、前二項の請求の追加について準用する。

(中間確認の訴え)

第一百四十五条 裁判が訴訟の進行中に争いとなつてゐる法律関係の成立又は不成立に係るときは、当事者は、請求を拡張して、その法律関係の確認の判決を求めることができる。ただし、その確認の請求が他の裁判所の専属管轄(当事者が第十一条の規定により合意で定めたものを除く。)に属するときは、この限りでない。

前項の訴訟が係属する裁判所が第六条第一項各号に定める裁判所である場合において、前項の確認の請求が同条第一項の規定により他の裁判所の専属管轄に属するときは、前項ただし書の規定は、適用しない。

4 第一百四十三条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による請求の拡張について準用する。

(反訴)

第一百四十六条 被告は、本訴の目的である請求又は防御の方法と関連する請求を目的とする場合に限り、口頭弁論の終結に至るまで、本訴の係属する裁判所に反訴を提起することができる。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 反訴の目的である請求が他の裁判所の専属管轄（当事者が第十一条の規定により合意で定めたものを除く。）に属するとき。

二 反訴の提起により著しく訴訟手続を遅滞させることとなるとき。

3 本訴の係属する裁判所が第六条第一項各号に定める裁判所である場合において、反訴の目的である請求が同項の規定により他の裁判所の専属管轄に属するときは、前項第一号の規定は適用しない。

4 日本の裁判所が反訴の目的である請求について管轄権を有しない場合には、被告は、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とする場合に限り、第一項の規定による反訴を提起することができる。ただし、日本の裁判所が管轄権の専属に関する規定により反訴の目的である請求について管轄権を有しないときは、この限りでない。

（裁判上の請求による時効の完成猶予等）

第一百四十七条 訴えが提起されたとき、又は第一百四十三条第二項（第一百四十四条第三項及び第一百四十五条第四項において準用する場合を含む。）の書面が裁判所に提出されたときは、その時に時効の完成猶予又は法律上の期間の遵守のためな進を行を図らなければならない。

4 第百四十七条の二 裁判所及び当事者は、適正かつ迅速な審理の実現のため、訴訟手続の計画的進行を図らなければならぬ。

（訴訟手続の計画的進行）

第二章 計画審理

3	第一項の審理の計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
1	争点及び証拠の整理を行う期間
2	前項の審理の計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
3	第一項の審理の計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、特定の事項についての攻撃手続の計画的な進行上必要な事項を定めることができる。
4	裁判所は、審理の現状及び当事者の訴訟進行の状況その他事情を考慮して必要があると認めるとときは、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて第一項の審理の計画を変更することができる。

第三章 口頭弁論及びその準備

第一節 口頭弁論
(裁判長の訴訟指揮権)
第一百四十八条 口頭弁論は、裁判長が指揮する。
1 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁ずることができる。
(証明権等)
第一百四十九条 裁判長は、口頭弁論の期日又は期日外において、訴訟関係を明瞭にするため、事實上及び法律上の事項に関し、当事者に對して問い合わせを發し、又は立証を促すことができる。
2 陪席裁判官は、裁判長に告げて、前項に規定する処置をすることができる。
3 当事者は、口頭弁論の期日又は期日外において、裁判長に対し必要な發問を求めることができる。
4 裁判長又は陪席裁判官が、口頭弁論の期日外において、攻撃又は防衛の方針に重要な変更を生じ得る事項について第一項又は第二項の規定による処置をしたときは、その内容を相手方に通知しなければならない。

(訴訟指揮等に対する異議)

第一百五十一条 当事者が、口頭弁論の指揮に関する規定による裁判長若しくは陪席裁判官の処置に對し、異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。
--

四	当事者又は第三者の提出した文書その他の物件を裁判所に留め置くこと。
五	検証をし、又は鑑定を命ずること。
六	調査を嘱託すること。
2	前項の規定による電磁的記録の提出は、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行う。
3	第一項の規定により提出された文書及び前項の規定により提出された電磁的記録については、第百三十二条の十三の規定は、適用しない。
4	第一項に規定する検証、鑑定及び調査の嘱託については、証拠調べに関する規定を準用する(口頭弁論の併合等)

2	裁判所は、当事者を異にする事件について口頭弁論の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかつた当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならない。
3	第一項の規定により、その事実を争つたものと認めるべきときは、この限りでない。
2	当事者の主張した事実を争つたものとみなす。ただし、弁論の全趣旨により、その事実を争つたものと認めるべきときは、この限りでない。
3	当事者が、その事実を争つたものと推定する。当事者は、その事実を争つたものと推定する。ただし、弁論の全趣旨により、その事実を争つたものと認めるべきときは、この限りでない。
4	(口頭弁論の再開)

2	裁判所は、終結した口頭弁論の再開を命ずることができる。
---	-----------------------------

(通訳人の立会い等)

第一百五十四条 口頭弁論に関与する者が日本語に通じないとき、又は耳が聞こえない者若しくは口がきけない者であるときは、通訳人を立ち会わせる。ただし、耳が聞こえない者又は口がきけない者には、文字で問い合わせ、又は陳述をさせることができる。
--

2	攻撃又は防御の方法でその趣旨が明瞭でないものについて当事者が必要な説明をせず、又は説明をすべき期日に出頭しないときも、前項と同様とする。
---	--

3	前項の規定によりファイルに記録された電子調査の内容に当事者その他の関係人が異議を述べたときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。
---	---

より、その異議があつた旨を明らかにする措置を講じなければならない。

4 口頭弁論の方式に関する規定の遵守は、第二項の規定によりファイルに記録された電子調書によつてのみ証明することができる。ただし、当該電子調書が滅失したときは、この限りでない。

(口頭弁論に係る電子調書の更正)

第一百六十条の二 前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。

2 前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。

3 第七十一条第四項、第五項及び第八項の規定は、第一項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する处分及びこれらに対する異議の申立てについて準用する。

2 第二節 準備書面等

第一百六十二条 口頭弁論は、書面で準備しなければならない。

3 準備書面には、次に掲げる事項を記載する。

2 一 攻撃又は防御の方法

2 二 相手方の請求及び攻撃又は防御の方法に対する陳述

3 三 相手方が在廷していない口頭弁論においては、次の各号のいずれかに該当する準備書面に記載した事実でなければ、主張することができない。

1 一 相手方に送達された準備書面

2 二 相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提出された場合における当該準備書面

3 三 相手方が第九一条の二第一項の規定により準備書面の開覧をし、又は同条第二項の規定により準備書面の複写をした場合における当該準備書面

(準備書面等の提出期間)
第一百六十二条 裁判長は、答弁書若しくは特定の事項に関する主張を記載した準備書面の提出又は特定の事項に関する証拠の申出をするべき期間を定めることができる。前項の規定により定めた期間の経過後に準備書面の提出又は証拠の申出をする当事者は、裁

判所に対し、その期間を遵守することができなかつた理由を説明しなければならない。
(当事者照会)

第一百六十三条 当事者は、訴訟の係属中、相手方に對し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面により、又は相手方の選択により書面若しくは電磁的方法のいずれかにより回答するよう、書面により照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 具体的又は個別的でない照会

二 相手方を侮辱し、又は困惑させる照会

三 既にした照会と重複する照会

四 意見を求める照会

五 相手方が回答するために不相当な費用又は時間を要する照会

六 第百九十六条又は第一百九十七条の規定により証言を拒絶することができる事項と同様の事項についての照会

七 当事者は、前項の規定による書面による照会に代えて、相手方の承諾を得て、電磁的方法により照会をすることができる。

八 相手方(第一項の規定により書面又は電磁的方法のいずれかにより回答するよう照会を受けたものを除く。)は、同項の規定による書面による回答に代えて、当事者の承諾を得て、電磁的方法により回答をすることができる。

九 第三節 爭点及び証拠の整理手続

第一款 準備的口頭弁論

第一百六十四条 裁判所は、争点及び証拠の整理を行うため必要があると認めるときは、この款に定めるところにより、準備的口頭弁論を行うことができる。

2 裁判所は、準備的口頭弁論の期日において、証拠の申出に関する裁判その他の口頭弁論の期日外においてすることができる裁判、文書(第二百三十二条に規定する物件を含む。)の証拠調査並びに第二百三十五条の二第一項に規定する電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ並びに第一百八十六条第二項、第二百五十三条第三項(第二百七十八条第二項において準用する場合を含む。)の証拠調査(第二百五十五条第四項(第二百七十八条第二項において準用する場合を含む。)及び第二百三十九条の二第一項に規定する電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ並びに第二百五十五条第四項(第二百七十八条第二項において準用する場合を含む。)及び第二百五十五条第五項(第二百七十八条第二項において準用する場合を含む。)の証拠調査)を付すことができる。

3 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる。

4 前項の期日に出頭しないで同項の手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

(当事者の不出頭等による終了)
第一百六十六条 当事者が期日に出頭せず、又は第百六十二条第一項の規定により定められた期間

内に準備書面の提出若しくは証拠の申出をしないときは、裁判所は、準備的口頭弁論を終了することができる。

(準備的口頭弁論終了後の攻撃防衛方法の提出)

第一百六十七条 準備的口頭弁論終了後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、相手方に対し、準備的口頭弁論の終了前にこれを提出することができなかつた理由を説明しなければならない。

(弁論準備手続の開始)
第二款 弁論準備手続

第一百六十八条 裁判所は、争点及び証拠の整理を行つたために必要があると認めるとときは、当事者の意見を聽いて、事件を弁論準備手続に付することができる。

(弁論準備手続の期日)

第一百六十九条 弁論準備手続は、当事者双方が立ち会うことができる期日において行う。

2 裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。ただし、当事者が申し出た者については、手続を行うのに支障を生ずるおそれがあると認める場合を除き、その傍聴を許さなければならない。

(弁論準備手続における訴訟行為等)

第一百七十条 裁判所は、当事者に準備書面を提出させることができることとする。

2 裁判所は、弁論準備手続の期日において、証拠の申出に関する裁判その他の口頭弁論の期日外においてすることができる裁判、文書(第二百三十二条に規定する物件を含む。)及び電磁的記録を提出してする証拠調べの申出並びに文書(第二百三十九条第二項及び第二百三十三条に規定する物件を含む。)及び電磁的記録の送付の嘱託についての裁判をすることができる。

(弁論準備手続に付する裁判の取消し)

3 弁論準備手続を行つた受命裁判官は、第一百八十六条第一項の規定による調査の嘱託、鑑定の嘱託、文書(第二百三十三条に規定する物件を含む。)を提出してする書証の申出及び電磁的記録を提出してする証拠調べの申出並びに文書(第二百三十九条第二項及び第二百三十三条に規定する物件を含む。)及び電磁的記録の送付の嘱託についての裁判をすることができる。

2 裁判所は、相当と認めるときは、当事者双方の申立てにより又は職権で、弁論準備手続に付する裁判を取り消すことができる。ただし、当事者双方の申立てがあるときは、これを取り消さなければならない。

(弁論準備手続に付する裁判の取消し)

第一百七十二条 裁判所は、相当と認めるときは、当事者双方の申立てがあるときは、これを取り消さなければならない。

(弁論準備手続の結果の陳述)

第一百七十三条 当事者は、口頭弁論において、弁論準備手続の結果を陳述しなければならない。

(弁論準備手続終結後の攻撃防衛方法の提出)

第一百七十四条 第百六十七条の規定は、弁論準備手続の終結後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者について準用する。

(書面による準備手続の開始)

第一百七十五条 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手続(当事者の出頭なしに準備書面の提出等により争点及び証拠の整理をする手続)をいう。以下同じ。)に付することができる。

5 第百四十八条から第百五十一条まで、第百五十二条第一項、第百五十三条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十五条及び第百六十六条の規定は、弁論準備手続について準用する。

(受命裁判官による弁論準備手続)

第一百七十六条 裁判所は、受命裁判官に弁論準備手続を行わせることができる。

(弁論準備手続の開始)
第二款 弁論準備手続

第一百七十七条 準備的口頭弁論終了後の攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、相手方に対し、準備的口頭弁論の終了前にこれを提出することができなかつた理由を説明しなければならない。

(弁論準備手続の開始)
第二款 弁論準備手続

第一百七十八条 裁判所は、争点及び証拠の整理を行つたために必要があると認めるとときは、当事者の意見を聽いて、事件を弁論準備手続に付することができる。

(弁論準備手続の開始)
第二款 弁論準備手続

第一百七十九条 弁論準備手続は、当事者双方が立ち会うことができる期日において行う。

2 裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。ただし、当事者が申し出た者については、手続を行うのに支障を生ずるおそれがあると認める場合を除き、その傍聴を許さなければならない。

(弁論準備手続における訴訟行為等)

第一百八十条 裁判所は、当事者に準備書面を提出させることができる。

2 裁判所は、弁論準備手続の期日において、証拠の申出に関する裁判その他の口頭弁論の期日外においてすることができる裁判、文書(第二百三十二条に規定する物件を含む。)及び電磁的記録を提出してする証拠調べの申出並びに文書(第二百三十九条第二項及び第二百三十三条に規定する物件を含む。)及び電磁的記録の送付の嘱託についての裁判をすることができる。

(弁論準備手続に付する裁判の取消し)

3 弁論準備手続を行つた受命裁判官は、第一百八十六条第一項の規定による調査の嘱託、鑑定の嘱託、文書(第二百三十三条に規定する物件を含む。)を提出してする書証の申出及び電磁的記録を提出してする証拠調べの申出並びに文書(第二百三十九条第二項及び第二百三十三条に規定する物件を含む。)及び電磁的記録の送付の嘱託についての裁判をすることができる。

2 裁判所は、相当と認めるときは、当事者双方の申立てにより又は職権で、弁論準備手続に付する裁判を取り消すことができる。ただし、当事者双方の申立てがあるときは、これを取り消さなければならない。

(弁論準備手続の結果の陳述)

第一百七十七条 当事者は、口頭弁論において、弁論準備手続の結果を陳述しなければならない。

(弁論準備手続終結後の攻撃防衛方法の提出)

第一百七十八条 第百六十七条の規定は、弁論準備手続の終結後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者について準用する。

(書面による準備手続の開始)

第一百七十九条 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手続(当事者の出頭なしに準備書面の提出等により争点及び証拠の整理をする手続)をいう。以下同じ。)に付することができる。

（書面による準備手続の方法等）	2 第百七十六条 裁判長は、書面による準備手続を行ふ場合には、第百六十二条第一項に規定する期間を定めなければならない。
（裁判所は、書面による準備手続を行ふ場合において、必要があると認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のために必要な事項について、当事者双方と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。）	2 裁判所は、書面による準備手続を行ふ場合において、必要があると認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、争点及び証拠の整理に関する事項その他の口頭弁論の準備のために必要な事項について、当事者双方と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。）
（受命裁判官による書面による準備手続）	3 第百四十九条 第百五十条及び第百六十五条第二項の規定は、書面による準備手続について準用する。
（受命裁判官による書面による準備手続）	3 第百四十九条 第百五十条及び第百六十五条第二項の規定は、書面による準備手続について準用する。
（裁判所は、受命裁判官に書面による準備手続を行ふ場合には、その準備手続を行わせることができる。）	2 第百七十六条の二 裁判所は、受命裁判官に書面による準備手続を行わせることができる。
（裁判所は、受命裁判官に書面による準備手続を行ふ場合には、その準備手続を行わせることができる。）	2 第百七十六条の二 裁判所は、受命裁判官に書面による準備手続を行わせることができる。
（裁判所は、受命裁判官が行う。ただし、同条第三項において準用する第百五十条の規定による異議についての裁判は、受訴裁判所がする。）	2 第百七十七条 裁判所は、書面による準備手続の終結後の口頭弁論の期日において、その後の証拠調べによって証明すべき事実を当事者との間で確認するものとする。（証明すべき事実の確認）
（裁判所は、受命裁判官が行う。ただし、同条第三項において準用する第百五十条の規定による異議についての裁判は、受訴裁判所がする。）	2 第百七十七条 裁判所は、書面による準備手続の終結後の口頭弁論の期日において、その後の証拠調べによって証明すべき事実を当事者との間で確認するものとする。（証明すべき事実の確認）
（書面による準備手続終結後の攻撃防御方法の提出）	2 第百七十八条 裁判所は、書面による準備手続を終結した事件について、口頭弁論の期日において、第百七十六条第三項において準用する第百六十五条第二項の書面に記載した事項の陳述がされ、又は前条の規定による確認がされた後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、相手方に對し、その陳述又は確認前にこれを提出することができなかつた理由を説明しなければならない。
（第四章 証拠）	2 第百七十八条 裁判所は、書面による準備手続を終結した事件について、口頭弁論の期日において、第百七十六条第三項において準用する第百六十五条第二項の書面に記載した事項の陳述がされ、又は前条の規定による確認がされた後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、相手方に對し、その陳述又は確認前にこれを提出することができなかつた理由を説明しなければならない。
（第一節 総則）	2 第百七十九条 裁判所において当事者が自白した事實及び著かな事實は、証明することを要しない。
（証拠の申出）	2 第百八十条 証拠の申出は、証明すべき事實を特定してしなければならない。
（証拠の申出）	2 第百八十二条 証拠の申出は、証明すべき事實を特定してしなければならない。
（証拠調べを要しない場合）	2 第百八十三条 証拠調べを要しないことができる。（証拠調べ）
（証拠調べを要しない場合）	2 第百八十四条 証拠調べを要しないことができる。（証拠調べ）
（参考人等の審尋）	2 第百八十五条 裁判所は、相當と認めるときは、裁判所外において証拠調べをすることができる。この場合においては、合議體の構成員に命じ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所に嘱託して証拠調べをさせることを相当と認めるときは、前項に規定する嘱託により職務を行う受託裁判官は、他の地方裁判所又は簡易裁判所において証拠調べをすることを相当と認めるときは、更に証拠調べの嘱託をすることができる。
（参考人等の審尋）	2 第百八十六条 裁判所（第一項の規定により職務を行う受命裁判官及び前二項に規定する嘱託により職務を行ふ受託裁判官を含む。）は、相當と認めるところができる。この場合において、同条第一項中「者若しくは裁判の執行に付する」とあるのは「裁判」と読み替えるものとする。
（公務員の審尋）	2 第百八十七条 裁判所は、決定で完結すべき事件については、参考人又は当事者本人を審尋することができる。（公務員の審尋）
（参考人等の審尋）	2 第百八十八条 裁判所は、即時に取り調べることができる証拠によつてしなければならない。（疎明）
（過料の裁判の執行）	2 第百八十九条 この章の規定による過料の裁判は、検察官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の效力を有する。
（過料の裁判の執行）	2 第百九十条 四年法律第四号）その他強制執行の手続に関する法令の規定に従つてする。ただし、執行する前に裁判の送達をすることが要しない。
（過料の裁判の執行）	2 第百九十二条 前項の決定に対しても、即時抗告をすることができる。（不提出に対する罰金等）
（過料の裁判の執行）	2 第百九十三条 証人が正当な理由なく出頭しないときは、十万円以下の罰金又は拘留に処する。前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。（勾引）
（過料の裁判の執行）	2 第百九十四条 裁判所は、正当な理由なく出頭しない証人の勾引を命ずることができる。
（過料の裁判の執行）	2 第百九十五条 刑事訴訟法中勾引に関する規定は、前項の勾引について準用する。（受命裁判官等による証人尋問）
（過料の裁判の執行）	2 第百九十六条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第七編第二章（第五百十一条及び第五百十一条第六項から第八項までを除く。）の規定は、過料の裁判の執行について準用する。この場合において、同条第一項中「者若しくは裁判の執行の対象となるもの」とあるのは「者」と下この項において「原裁判」という。に対して即時抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消して更に過料の裁判をしたときは、その金額の限度において当該過料の裁判の執行がされたものみなす。この場合において、原裁判所が発見するためには必要であるとき。
（第二節 証人尋問）	2 第百九十七条 裁判所は、当事者に対し、前項の嘱託に係る調査の結果の提示をしなければならない。（参考人等の審尋）
（第二節 証人尋問）	2 第百九十八条 裁判所は、特別の定めがある場合に限り、何人でも証人として尋問することができる。（参考人等の審尋）
（公務員の審尋）	2 第百九十九条 裁判所は、公務員であつた者を証人として職務上の秘密について尋問する場合に限り、何人でも証人として尋問することができる。（公務員の審尋）
（公務員の審尋）	2 第一百一十条 裁判所は、公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合に限り、何人でも証人として尋問することができる。（公務員の審尋）

四 当事者に異議がないとき。
(証言拒絶権)

第一百九十六条 証言が証人又は証人と次に掲げる関係を有する者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関するときは、証人は、証言を拒むことができる。証言がこれらの者の名譽を害すべき事項に関するときも、同様とする。

一 配偶者、四親等内の血族若しくは三親等内の姻族の関係にあり、又はあったこと。
二 後見人と被後見人の関係にあること。
第一百九十七条 次に掲げる場合には、証人は、証言を拒むことができる。

一 第百九十一一条第一項の場合
二 医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士(外国法事務弁護士を含む)、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあつた者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合

三 技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合
前項の規定は、証人が黙秘の義務を免除された場合には、適用しない。

(証言拒絶の理由の疎明)
証言拒絶の理由は、疎明しなければならない。

第一百九十八条 第百九十七条第一項第一号の場合を除き、証言拒絶の当否については、受訴裁判所が、当事者を審尋して、決定で、裁判をする。

（証言拒絶についての裁判）
第一項の規定により、証人には、即時抗告をすることができる。

第二百条 第百九十二条及び第一百九十三条の規定は、証言拒絶を理由がないとする裁判が確定した後に証人が正当な理由なく証言を拒む場合について準用する。
(宣誓)

第二百一条 証人には、特別の定めがある場合を除き、宣誓をさせなければならない。

二 十六歳未満の者又は宣誓の趣旨を理解することができない者を証人として尋問する場合には、宣誓をさせることができない。

三 第百九十六条の規定に該当する証人で証言拒绝の権利を行使しないものを尋問する場合は、宣誓をさせないことができる。

4 証人は、自己又は自己と第一百九十六条规定各号に掲げる関係を有する者に著しい利害関係のある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができる。

5 第百九十八条及び第一百九十九条の規定は証人が宣誓を拒む場合について、第一百九十二条及び第一百九十三条の規定は宣誓拒絶を理由がないとする裁判が確定した後に証人が正当な理由なく宣誓を拒む場合について準用する。

(尋問の順序)

第二百二条 証人の尋問は、その尋問の申出をした当事者、他の当事者、裁判長の順序である。

2 裁判長は、適當と認めるときは、当事者の意見を聴いて、前項の順序を変更することができ
(書類等に基づく陳述の禁止)

3 当事者が前項の規定による変更について異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

2 裁判長は、適當と認めるときは、当事者の意見を聴いて、前項の順序を変更することができ
(付添い)

3 当事者が前項の規定による変更について異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

第二百三条の二 裁判長は、証人は、書類その他の物に基づいて陳述することができない。ただし、裁判長の許可を受けたときは、この限りでない。

第二百三条 証人は、書類その他の物に基づいて陳述することができない。ただし、裁判長の許可を受けたときは、この限りでない。

第二百四条 裁判長は、証人は、書類その他の物に基づいて陳述することができない。ただし、裁判長の許可を受けたときは、この限りでない。

第二百五条 裁判長は、証人は、書類その他の物に基づいて陳述することができない。ただし、裁判長の許可を受けたときは、この限りでない。

第二百六条 裁判長は、証人は、書類その他の物に基づいて陳述することができない。ただし、裁判長の許可を受けたときは、この限りでない。

第二百七条 裁判所は、申立てにより又は職権

によって、相当と認めるときは、傍聴人とその証人と間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができる。

第二百八条 証人及び当事者本人の尋問を行ったときは、まず当事者本人の尋問をする。ただし、適當と認めるときは、まず当事者本人の尋問をする。ただし、適當と認めるときは、当事者の意見を聴いて、まず当事者本人の尋問をすることができる。

第二百九条 証人及び当事者本人の尋問を行ったときは、まず当事者本人の尋問をする。ただし、適當と認めるときは、まず当事者本人の尋問をする。ただし、適當と認めるときは、当事者の意見を聴いて、まず当事者本人の尋問をすることができる。

の面前(同条に規定する方法による場合を含む)において陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認めることができる。

2 裁判長は、事案の性質、証人が犯罪により害を受けた者であること、証人の年齢、心身の状態又は名譽に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、傍聴人とその証人と間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができ

る。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定による裁判の処置について準用する。

第二百四条 裁判所は、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めることにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、証人の尋問をすることができる。

1 証人の住所、年齢又は心身の状態その他の状態その他の事情を考慮し、証人が尋問を受ける場合に著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判長若しくは当事者の尋問若しくは証人の陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、その証人の陳述中、証人に付き添わせることができることができる。

1 証人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、証人が受訴裁判所に出頭することができ困難であると認める場合

2 証人の性質、証人の年齢又は心身の状態、当事者が証人を尋問するためには在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合

3 当事者に異議がない場合

2 前項の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

3 第一項の場合において、虚偽の陳述をした当事者が訴訟の係属中その陳述が虚偽であることを認めたときは、裁判所は、事情により、同項の決定を取り消すことができる。

第二百九条 宣誓した当事者が虚偽の陳述をしたときは、裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。

2 前項の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

3 第一項の場合において、虚偽の陳述をした当事者が訴訟の係属中その陳述が虚偽であることを認めたときは、裁判所は、決定で、最高裁判所規則で定めるところにより、同項の決定を取り消すことができる。

第二百十一条 第百九十五条、第二百一条第二項、第二百二条から第二百四条まで及び第二百六条の規定は、当事者本人の尋問について準用する。

3 裁判所は、当事者に対し、第一項の書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録し、又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出することができる。この場合において、当該証人は、同項の書面を出したものとみなす。

3 裁判所は、当事者に対し、第一項の書面に記載された事項又は前項の規定によりファイルにより、証人が当事者本人又はその法定代理人

記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項の提示をしなければならない。

(受命裁判官等の権限)

第二百六条 受命裁判官又は受託裁判官が証人尋問をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、第二百二条第三項の規定による異議についての裁判は、受訴裁判所がする。

当事者尋問

(当事者本人の尋問)

第二百七条 裁判所は、申立てにより又は職権

によって、相当と認めるときは、傍聴人とその証人と間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができる。

第二百八条 証人及び当事者本人の尋問を行ったときは、まず当事者本人の尋問をする。ただし、適當と認めるときは、まず当事者本人の尋問をする。ただし、適當と認めるときは、当事者の意見を聴いて、まず当事者本人の尋問をすることができる。

第二百九条 証人及び当事者本人の尋問を行ったときは、まず当事者本人の尋問をする。ただし、適當と認めるときは、まず当事者本人の尋問をする。ただし、適當と認めるときは、当事者の意見を聴いて、まず当事者本人の尋問をすることができる。

第二百十条 第百九十五条、第二百一条第二項、第二百二条から第二百四条まで及び第二百六条の規定は、当事者本人の尋問について準用する。

3 第一項の場合において、虚偽の陳述をした当事者が訴訟の係属中その陳述が虚偽であることを認めたときは、裁判所は、事情により、同項の決定を取り消すことができる。

第二百十一条 この法律中当事者本人の尋問に関する規定は、訴訟において当事者を代表する法定代理人について準用する。ただし、当事者本

人を尋問することを妨げない。

第四節 鑑定

(鑑定義務)

第二百十二条 鑑定に必要な学識経験を有する者は、鑑定をする義務を負う。

2 第百九十六条又は第二百一条第四項の規定により証言又は宣誓を拒むことができる者と同一の地位にある者及び同条第一項に規定する者は、鑑定人となることができない。

(鑑定人の指定)

第二百十三条 鑑定人は、受訴裁判所、受命裁判官又は受託裁判官が指定する。

(忌避)

第二百十四条 鑑定人について誠実に鑑定をすることを妨げるべき事情があるときは、当事者は、その鑑定人が鑑定事項について陳述をする前に、これを忌避することができる。鑑定人が陳述をした場合であつても、その後に、忌避の原因が生じ、又は当事者がその原因があることを知ったときは、同様とする。

2 忌避の申立ては、受訴裁判所、受命裁判官又は受託裁判官にしなければならない。

3 忌避を理由があるとする決定に対しても、不服を申し立てることができない。

4 忌避を理由がないとする決定に対しても、即時抗告することができる。

(鑑定人の陳述の方式等)

第二百十五条 裁判長は、鑑定人に、書面又は口頭で、意見を述べさせることができる。

2 前項の鑑定人は、同項の規定により書面で意見を述べることに代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により意見を述べることができる。この場合において、鑑定人は、同項の規定により書面で意見を述べたものとみなす。

3 裁判所は、鑑定人に意見を述べさせた場合において、当該意見の内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、鑑定人に更に意見を述べさせることができる。

4 裁判所は、当事者に対し、第一項の書面に記載された事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項の提示をしなければならない。

(鑑定人質問)

第二百十五条の二 裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合には、鑑定人が意見の陳述をした後に、鑑定人に対し質問をすることができる。

2 前項の質問は、裁判長、その鑑定の申出をした当事者、他の当事者の順序である。

3 裁判長は、適当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、前項の順序を変更することができる。

4 当事者が前項の規定による変更について異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

(映像等の送受信による通話の方法による陳述)

第二百十五条の三 裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合において、相当と認めるとときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法について、意見を述べさせることができる。

(受命裁判官等の権限)

第二百十五条の四 受命裁判官又は受託裁判官が鑑定人に意見を述べさせる場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、第二百十五条の二第四項の規定による異議についての裁判は、受訴裁判所がする。

(証人尋問の規定の準用)

第二百五十六条 第百九十二条の規定は公務員又は公務員であった者に鑑定人として職務上の秘密について意見を述べさせることについて、第一百九十七条から第一百九十九条までの規定は鑑定人が鑑定を拒む場合について、第二百一条第一項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第一百九十九十二条及び第一百九十三条の規定は鑑定人が正当な理由なく出頭しない場合、鑑定人が宣誓を拒む場合及び鑑定拒絶を理由がないとする裁判が確定した後に鑑定人が正当な理由なく鑑定を拒む場合について準用する。

(鑑定の嘱託)

第二百五十七条 特別の学識経験により知り得た事実に関する尋問については、証人尋問に関する規定による。

2 裁判所は、鑑定人が正当な理由なく鑑定を拒む場合について準用する。

(鑑定の嘱託)

第二百五十八条 裁判所は、必要があると認めるときは、官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は相当の設備を有する法人に鑑定を嘱託することができる。この場合においては、宣誓することができる。この場合においては、宣誓

に関する規定を除き、この節の規定を準用する。

2 前項の場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、官庁、公署又は法人の指定した者に鑑定の結果を記載し、又は記録した書面をした後に、鑑定人に対し質問をすることができる。

3 第一項の場合において、裁判所は、当事者に對し、同項の嘱託に係る鑑定の結果の提示をしてなければならない。

(書証の申出)

第二百五十九条 書証の申出は、文書を提出し、又は文書の所持者にその提出を命ずることを申し立ててしなければならない。

(文書提出義務)

第二百六十条 次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

一 当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき。

二 証人尋問の規定の準用

三 文書が証人尋問の利益のために作成され、又は証人尋問の利益のために作成され、又は証人尋問の利益のために作成されたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。

イ 文書の所持者又は文書の所持者と第二百九十六条各号に掲げる関係を有する者についての同条に規定する事項が記載されている文書

ハ 第百九十七条第一項第二号に規定する事実又は同項第三号に規定する事項で、黙秘の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

一 文書の表示

二 文書の趣旨

三 文書の所持者

四 証明すべき事実

五 文書の提出義務の原因

2 前項の場合において、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を明らかにすることが著しく困難であるときは、その申立ての時ににおいては、これら的事項に代えて、文書の所持者がその申立てに係る文書を識別することができる事項を明らかにすれば足りる。この場合においては、裁判所に對し、文書の所持者に当該文書についての同項第一号又は第二号に掲げる事項を明らかにすることを求めるよう申し出なければならない。

(文書の特定のための手続)

第二百六十二条 文書提出命令の申立てをする場合において、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を明らかにすることが著しく困難であるときは、その申立ての時ににおいては、これら的事項に代えて、文書の所持者がその申立てに係る文書を識別することができる事項を明らかにすれば足りる。この場合においては、裁判所に對し、文書の所持者に当該文書についての同項第一号又は第二号に掲げる事項を明らかにすることを求めるよう申し出なければならない。

(文書の提出命令等)

第二百六十三条 裁判所は、文書提出命令の申立てをする場合において、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項による申出があつたときは、裁判所は、文書提出命令の申立てに理由がないこと

3 第一項の場合においては、裁判所は、文書提出命令の申立てによつてする必要がある場合でなければ、することができない。

(文書の特定のための手続)

第二百六十二条 文書提出命令の申立てをする場合において、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を明らかにすることが著しく困難であるときは、その申立ての時ににおいては、これら的事項に代えて、文書の所持者がその申立てに係る文書を識別することができる事項を明らかにすれば足りる。この場合においては、裁判所に對し、文書の所持者に当該文書についての同項第一号又は第二号に掲げる事項を明らかにすることを求めるよう申し出なければならない。

(文書の提出命令等)

第二百六十三条 裁判所は、文書提出命令の申立てをする場合において、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項による申出があつたときは、裁判所は、文書提出命令の申立てに理由がないこと

2 前項の規定による申出があつたときは、裁判所は、文書提出命令の申立てに理由がないこと

3 第一項の場合においては、裁判所は、文書提出命令の申立てによつてする必要がある場合でなければ、することができない。

(文書提出命令の申立て)

第二百二十二条 文書提出命令の申立ては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 条において同じ。)の意見を聽かなければならぬ。この場合において、当該監督官庁は、當該文書が同号口に掲げる文書に該当する旨の意見を見述べるときは、その理由を示さなければならぬ。

4 前項の場合において、当該監督官庁が該文書の提出により次に掲げるおそれがあることを理由として当該文書が第二百二十条第四号口に掲げる文書に該当する旨の意見を述べたときは、裁判所は、その意見について相当の理由があると認めるに足りない場合に限り、文書の所持者に対し、その提出を命ずることができる。

一 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

二 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

3 第三項前段の場合において、当該監督官庁は、当該文書の所持者以外の第三者の技術又は職業の秘密に関する事項に係る記載がされてい文書について意見を述べようとするときは、第二百二十条第四号口に掲げる文書に該当する旨の意見を述べようとするときを除き、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くものとする。

裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が第二百二十条第四号イからニまでに掲げる文書のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された文書の開示を求めることができない。

4 文書提出命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(当事者が文書提出命令に従わない場合等の効果)

5 第二百二十四条 当事者が文書提出命令に従わないとときは、裁判所は、当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

6 当事者が相手方の使用を妨げる目的で提出の義務がある文書を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたときも、前項と同様とする。

7 前二項に規定する場合において、相手方が、当該文書の記載に関して具体的な主張をすること及び当該文書により証明すべき事実を他の証見を述べるときは、その理由を示さなければならぬ。

拠により証明することが著しく困難であるときは、裁判所は、その事実に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

- | |
|--|
| <p>拠により証明することが著しく困難であるときは、裁判所は、その事実に関する相手方の主張を真実と認めることができる。
 (第三者が文書提出命令に従わない場合の過料)</p> |
| <p>第二百二十五条 第三者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、決定で、二十万円以下の過料に処する。</p> |
| <p>2 前項の決定に対ししては、即時抗告することができる。</p> |
| <p>(文書送付の嘱託)</p> |
| <p>第二百二十六条 書証の申出は、第二百十九条の規定にかかわらず、文書の所持者にその文書の送付を嘱託することを申し立ててすることができる。ただし、当事者が法令により文書の正本又は謄本の交付を求めることができる場合は、この限りでない。
 (文書の留置等)</p> |
| <p>第二百二十七条 裁判所は、必要があると認めるときは、提出又は送付に係る文書を留め置くことができる。</p> |
| <p>2 提出又は送付に係る文書については、第二百十二条の十三の規定は、適用しない。
 (文書の成立)</p> |
| <p>第二百二十八条 文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。</p> |
| <p>2 文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるべきときは、真正に成立した公文書と推定する。</p> |
| <p>3 公文書の成立の真否について疑いがあるときは、裁判所は、職権で、当該官庁又は公署に照会をすることができる。</p> |
| <p>4 私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。</p> |
| <p>(筆跡等の対照による証明)</p> |
| <p>第二百二十九条 文書の成立の真否は、筆跡又は印影の対照によつても、証明することができるのである。</p> |
| <p>2 第二百十九条、第二百二十三条、第二百二十四条第一項及び第二項、第二百二十六条並びに第二百二十七条第一項の規定は、対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件の提出又は送付について準用する。</p> |
| <p>3 対照をするのに適当な相手方の筆跡がないときは、裁判所は、対照の用に供すべき文字の筆記を相手方に命ずることができる。</p> |
| <p>4 相手方が正当な理由なく前項の規定による決定に従わないとときは、裁判所は、文書の成立の真否に関する誓証者の主張を真実と認めることができ。書体を変えて筆記したときも、同様とする。</p> |
| <p>5 第三者が正当な理由なく第二項において準用する第二百二十三条第一項の規定による提出の命令に従わないとときは、裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。</p> |
| <p>6 前項の決定に対ししては、即時抗告することができる。</p> |
| <p>(文書の成立の真正を争つた者に対する過料)</p> |
| <p>第二百三十条 当事者又はその代理人が故意又は重大な過失により真実に反して文書の成立の真正を争つたときは、裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。</p> |
| <p>2 前項の決定に対ししては、即時抗告することができる。</p> |
| <p>3 第一項の場合において、文書の成立の真正を争つた当事者又は代理人が訴訟の係属中その文書の成立が真正であることを認めたときは、裁判所は、事情により、同項の決定を取り消すことができる。</p> |
| <p>(文書に準ずる物件への準用)</p> |
| <p>第二百三十二条 この節の規定は、図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他の情報を表すために作成された物件で文書でないものについて準用する。</p> |
| <p>第五節の二 電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調査へ</p> |
| <p>第二百三十三条 電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出は、当該電磁的記録を提出し、又は当該電磁的記録を利用する権限を有する者にその提出を命ずることを申し立ててしなければならない。</p> |
| <p>2 前項の規定による電磁的記録の提出は、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行う。</p> |
| <p>(書証の規定の準用等)</p> |
| <p>第二百三十三条 第二百二十九条から第二百二十八条まで(同条第四項を除く。)及び第二百三十条の規定は、前条第一項の証拠調べについて準用する。この場合において、第二百二十九</p> |

条、第二百二十二条第一項第三号、第二百二十二条、第二百二十三条第一項及び第四項から第六項まで並びに第二百二十六条中「文書の所持

- 二条、第二百二十二条第一項第三号、第二百二十二条、第二百二十三条第一項及び第四項から第六項まで並びに第二百二十六条中「文書の所持者」とあるのは「電磁的記録を利用する権限を有する者」と、第二百二十条第一項中「文書を自ら所持する」とあるのは「電磁的記録を利用する権限を有する者を有する」と、同条第二号中「引渡し」とあるのは「提供」と、同条第四号二中「所持する文書」とあるのは「利用する権限を有する電磁的記録」と、同号末中「書類」とあるのは「電磁的記録」と、「文書」とあるのは「記録媒体に記録された電磁的記録」と、第二百二十二条（見出しを含む）、第二百二十二条、第二百二十三条の見出し、同条第一項、第三項、第六項及び第七項、第二百二十四条の見出し及び同条第一項並びに第二百二十五条の見出し及び同条第一項中「文書提出命令」とあるのは「電磁的記録提出命令」と、第二百二十四条第一項及び第三項中「文書の記載」とあるのは「電磁的記録に記録された情報の内容」と、第二百二十六条中「第二百十九条」とあるのは「第二百三十一条の二第二項」と、同条ただし書中「文書の正本又は謄本の交付」とあるのは「電磁的記録に記録された情報の全部を証明した書面の交付又は当該情報の内容の全部を証明した電磁的記録の提供」と、第二百二十七条中「文書」とあるのは「電磁的記録を記録した記録媒体」と、第二百二十八条第二項中「公文書」とあるのは「もの」と、同条第三項中「公文書」とあるのは「公務所又は公務員が作成すべき電磁的記録」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第二百二十三条第一項の命令に係る電磁的記録の提出及び前項において準用する第二百二十六条の嘱託に係る電磁的記録の送付は最高裁判所規則で定めるところにより、当該電磁的記録を記録した記録媒体を提出し、若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行う。

令に従わないときは、裁判所は、決定で、二十万円以下の過料に処する。

3 前項の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

(映像等の送受信による方法による検証)
第二百三十二条の二 裁判所は、当事者に異議がない場合であつて、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により検証の目的の状態を認識することができる方法によって、検証をすることができる。(検証の際の鑑定)

第二百三十三条 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、検証をするに当たり、必要があると認めるときは、鑑定を命ずることができ

る。

第七節 証拠保全

(証拠保全) 第二百三十五条 訴えの提起後における証拠保全の申立ては、その証拠を使用すべき審議の裁判所にしなければならない。ただし、最初の口頭弁論の期日が指定され、又は事件が弁論準備手続若しくは書面による準備手続に付された後口頭弁論の終結に至るまでの間は、受訴裁判所にしなければならない。

2 訴えの提起前における証拠保全の申立ては、尋問を受けるべき者、文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所又は検証物の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にしなければならない。

3 急迫の事情がある場合には、訴えの提起後であつても、前項の地方裁判所又は簡易裁判所に証拠保全の申立てをすることができる。

(相手方の指定ができない場合の取扱い)
第二百三十六条 証拠保全の申立ては、相手方を指定することができない場合においても、することができる。この場合においては、裁判所は、相手方となるべき者のために特別代理人を選任することができる。

(職権による証拠保全)
第二百三十七条 裁判所は、必要があると認めるときは、訴訟の係属中、職権で、証拠保全の決定をすることができます。

(不服申立ての不許)
第二百三十八条 証拠保全の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(受命裁判官による証拠調べ)
第二百三十九条 第二百三十五条第一項ただし書きの場合は、裁判所は、受命裁判官に証拠調べをさせることができる。

(期日の呼出し)
第二百四十条 証拠調べの期日には、申立人及び相手方を呼び出さなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

(証拠保全の費用)
第二百四十二条 証拠保全の手続において尋問をした証人について、当事者が口頭弁論における尋問の申出をしたときは、裁判所は、その尋問に熟したときは、終局判決をする。

(口頭弁論における再尋問)
第二百四十三条 裁判所は、訴訟が裁判をするのに熟したときは、終局判決をする。

(第五章 判決)
第二百四十四条 裁判所は、訴訟の一部が裁判をするのに熟したときは、その一部について終局判決をすることができる。

(終局判決)
第二百四十五条 裁判所は、当事者の双方又は一方が口頭弁論の期日に出頭せず、又は弁論をして複雑であるときその他特別の事情がないで退廷をした場合において、審理の現状及び当事者の訴訟進行の状況を考慮して相当と認めるとときは、終局判決をすることができる。ただし、当事者の一方が口頭弁論の期日に出頭せず、又は弁論をしないで退廷をした場合には、出頭した相手方の申出があるときに限る。

(中間判決)
第二百四十六条 裁判所は、独立した攻撃又は防御の方法その他中間の争いについて、裁判をするのに熟したときは、中間判決をすることができる。請求の原因及び数額について争いがある場合におけるその原因についても、同様とする。

(判決事項)
第二百四十七条 裁判所は、当事者が申し立てたい。ない事項について、判決をすることができない。

(自由心証主義)
第二百四十七条 裁判所は、判決をするに当り、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事實についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。

(損害額の認定)
第二百四十八条 損害が生じたことが認められる場合において、損害の性質上その額を立証することができるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

(直接主義)
第二百四十九条 判決は、その基本となる口頭弁論に関与した裁判官がする。

(第五章 判決)
第二百五十一条 判決の言渡しは、口頭弁論の終結の日から二月以内にしなければならない。ただし、事件が複雑であるときその他特別の事情があるときは、この限りでない。

(言渡期日)
第二百五十二条 判決の言渡しは、当事者が在廷しない場合においても、することができる。

(電子判決書)
第二百五十三条 裁判所は、判決の言渡しをするときは、最高裁判所規則で定めるところによつて、最高裁判所規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記録した電磁的記録(以下「電子判決書」という)を作成しなければならない。

(電子判決書等の送達)
第二百五十五条 電子判決書(第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項、第一百八十五条、第三百五十五条第二項、第三百五十七条、第三百七十八条第一項及び第三百八十二条の七第一項において同じ。)又は前項第二項の規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書(第一百六十条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項、五百七十七条及び第三百七十八条第一項において同じ。)は、当事者に送達しなければならない。

(電子調書)
第二百五十六条 前項に規定する送達は、次に掲げる方法のいずれかによつてする。

(裁判所)
第二百五十七条 電子判決書又は電子調書に記録されている事項が当該電子判決書又は当該電子調書に記録されている事項と同一であることを証明したものと送達

(言渡しの方式)
第二百五十三条 判決の言渡しは、前条第一項の規定により作成された電子判決書に基づいてする。

(最高裁判所規則による送達)
第二百五十四条 次に掲げる場合において、原告の請求を認容するときは、判決の言渡しは、前条の規定にかかるらず、電子判決書に基づかいですることができる。

(被告訴人の提出した準備書面)
第二百五十五条 次に掲げる場合において、原告の請求を認容するときは、判決の言渡しは、前条の規定にかかるらず、電子判決書に基づかいですることができる。

(被告訴人の提出した準備書面)
第二百五十六条 次に掲げる場合において、原告の請求を認容するときは、判決の言渡しは、前条の規定にかかるらず、電子判決書に基づかいですることができる。

(被告訴人の提出した準備書面)
第二百五十七条 次に掲げる場合において、原告の請求を認容するときは、判決の言渡しは、前条の規定にかかるらず、電子判決書に基づかいですることができる。

(被告訴人の提出した準備書面)
第二百五十八条 次に掲げる場合において、原告の請求を認容するときは、判決の言渡しは、前条の規定にかかるらず、電子判決書に基づかいですることができる。

二 第百九条の二の規定による送達

(変更の判決)

第二百五十六条 裁判所は、判決に法令の違反があることを発見したときは、その言渡し後一週間以内に限り、変更の判決をすることができる。

ただし、判決が確定したとき、又は判決を変更するため事件につき更に弁論をする必要があるときは、この限りでない。

変更の判決は、口頭弁論を経ないでする。

電子呼出状(第九十四条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。)により前項の判決の言渡期日の呼出しを行う場合においては、次の各号に掲げる送達の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時に、その送達があつたものとみなす。

一 第百九条の規定による送達 同条の規定により作成した書面を送達すべき場所に宛てて発した時

二 第百九条の二の規定による送達 同条第一項本文の通知が発せられた時

(判決の更正決定)

判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

前項の更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があつたときは、この限りでない。

3 第一項の申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があつたときは、この限りでない。

(裁判の脱漏)

第二百五十八条 裁判所が請求の一部について裁判を脱漏したときは、訴訟は、その請求の部分については、なおその裁判所に係属する。

訴訟費用の負担の裁判を脱漏したときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、その訴訟費用の負担について、決定で、裁判をする。この場合においては、第六十一条から第六十六条までの規定を準用する。

3 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

4 第二項の規定による訴訟費用の負担の裁判は、本案判決に対し適法な控訴があつたときは、その効力を失う。この場合においては、控訴裁判所は、訴訟の総費用について、その負担の裁判をする。

（仮執行の宣言）

第二百五十九条 財産権上の請求に関する判決については、裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てて、手形又は小切手による金銭の支払の請求及びこれに附帯する法定利率による損害賠償の請求に關する判決については、裁判所は、職権で、

担保を立てないで仮執行をすることができる。

2 手形又は小切手による金銭の支払の請求及びこれを宣言しなければならない。ただし、裁判所が相当と認めるときは、仮執行を担保を立てる

ことに係らしめることができる。

3 裁判所は、申立てにより又は職権で、担保を立てて仮執行を免れることができることを宣言することができる。

4 裁判所は、申立てにより又は職権で、担保を立てて仮執行を免れることができる。前項の規定による宣言についても、同様とする。

5 仮執行の宣言の申立てについて裁判をしなかつたとき、又は職権で仮執行の宣言をすべき場合においてこれをしなかつたときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、補充の決定をする。第三項の申立てについて裁判をしなかつたときも、同様とする。

6 第七十六条、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、第一項から第三項までの担保について準用する。

(仮執行の宣言の失効及び原状回復等)

第二百六十条 仮執行の宣言は、その宣言又は本案判決を変更する判決の言渡しにより、変更の限度においてその効力を失う。

2 本案判決を変更する場合には、裁判所は、被告の申立てにより、その判決において、仮執行の宣言に基づき被告が給付したものとの返還及び仮執行により又はこれを免れたために被告が受けた損害の賠償を原告に命じなければならない。

3 仮執行の宣言のみを変更したときは、後に本判決を変更する判決に由来するためには、原告が同一の訴えを提起することができない。

4 本判決を変更する判決について、前項の規定を適用する。

(訴えの取下げ)

第二百六十二条 訴訟は、訴えの取下げがあつた部分については、初めから係属していないかつたものとみなす。

2 本案について終局判決があつた後に訴えを取下げた者は、同一の訴えを提起することができない。

(訴えの取下げの擬制)

第二百六十三条 当事者双方が、口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日に出頭せず、又は弁論若しくは弁論準備手続における申述をしないで退廷若しくは退席をしたときは、訴えの取下げがあつたものとみなす。

3 当事者双方が、口頭弁論若しくは弁論準備手続における申述をしないで退廷若しくは退席をしたときは、訴えの取下げをした場合において、一月以内に期日指定の申立てをしないときは、訴えの取下げがあつたものとみなす。

4 第二項の規定による訴訟費用の負担の裁判は、本案判決に対し適法な控訴があつたときは、その全部又は一部を取り下げができる。

5 前項の規定によりFAXに記録された電子調書は、当事者に送達しなければならない。

（和解条項案の書面による受諾）

第二百六十四条 当事者の一方が出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が口頭弁論等の期日に出頭してその和解条項案を受諾したときは、当事者間に和解が調つたものとみなす。

2 当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方があらかじめ裁判官若しくは受命裁判官若しくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、その日時に、当事者間に和解が調つたものとみなす。

3 前項の規定にかかるとおり、口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において訴えの取下げをするとときは、口頭する）において訴えの期日の電子調書に訴えの取下げがされた旨を記録しなければならない。

4 前項の規定にかかるとおり、口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において訴えの取下げをするとときは、口頭する）において訴えの取下げがされたときは、口頭弁論等の期日（以下この章において訴えの取下げをするとときは、口頭する）において訴えの取下げがされた旨が記録しなければならない。

5 第二項本文の場合において、訴えの取下げが書面でされたときはその書面を、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたときが記録しなければならない。

6 前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

(相手方がその期日に出頭したときを除く。)は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

7 第二項本文の場合において、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

8 第二項本文の場合において、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

9 第二項本文の場合において、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

10 第二項本文の場合において、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

11 第二項本文の場合において、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

12 第二項本文の場合において、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

13 第二項本文の場合において、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

14 第二項本文の場合において、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

15 第二項本文の場合において、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

16 第二項本文の場合において、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

17 第二項本文の場合において、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

18 第二項本文の場合において、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

19 第二項本文の場合において、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

20 第二項本文の場合において、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

21 第二項本文の場合において、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

22 第二項本文の場合において、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

23 第二項本文の場合において、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

24 第二項本文の場合において、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

25 第二項本文の場合において、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

26 第二項本文の場合において、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

27 第二項本文の場合において、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

28 第二項本文の場合において、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

29 第二項本文の場合において、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

30 第二項本文の場合において、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

31 第二項本文の場合において、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

32 第二項本文の場合において、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

（和解条項案の書面による受諾）

第二百六十五条 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のため適当な和解条項を定め、解条項を受諾する旨の書面を提出し、その日時が経過したときは、その日時に、当事者間に和解が調つたものとみなす。

2 当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方があらかじめ裁判所から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が口頭弁論等の期日に出頭してその和解条項案を受諾したときは、当事者間に和解が調つたものとみなす。

3 第一項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。

4 当事者は、前項の告知前に限り、第一項の申立てを取り下げることができる。この場合においては、相手方の同意を得ることを要しない。

5 第三項の告知が当事者双方にされたときは、当事者間に和解が調つたものとみなす。

6 当事者は、前項の告知前に限り、第一項の申立てを取り下げることができる。この場合においては、相手方の同意を得ることを要しない。

7 第一項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。

8 第二項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。

9 第二項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。

10 第二項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。

11 第二項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。

12 第二項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。

13 第二項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。

14 第二項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。

15 第二項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。

16 第二項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。

17 第二項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。

18 第二項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。

19 第二項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。

20 第二項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。

21 第二項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。

22 第二項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。

23 第二項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。

24 第二項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。

25 第二項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。

26 第二項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。

27 第二項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。

28 第二項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。

29 第二項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。

30 第二項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。

の場合においては、第二百五十五条第二項の規定を準用する。

(和解等に係る電子調書の更正決定)

第二百六十七条の二 前条第一項の規定によりファイルに記録された電子調書につきその内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

2 前項の更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。

3 第一項の申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(大規模訴訟等に関する特則)

第七章 大規模訴訟等に関する特則 (大規模訴訟に係る事件における受命裁判官による証人等の尋問)

第二百六十八条 裁判所は、大規模訴訟(当事者が著しく多数で、かつ、尋問すべき証人又は当事者本人が著しく多数である訴訟をいう。)に係る事件について、当事者に異議がないときは、受命裁判官に裁判所内で証人又は当事者本人の尋問をさせることができる。

(大規模訴訟に係る事件における合議体の構成)

第二百六十九条 地方裁判所においては、前条に規定する事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。

2 前項の場合には、判事補は、同時に三人以上合議体に加わり、又は裁判長となることができない。

(特許権等に関する訴えに係る事件における合議体の構成)

第二百六十九条の二 第六条第一項各号に定める裁判所においては、特許権等に関する訴えに係る事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。ただし、第二十条の二第一項の規定により移送された訴訟に係る事件については、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第八章 簡易裁判所の訴訟手続に関する特則 (手続の特色)

第二百七十三条 簡易裁判所においては、簡易な手続により迅速に紛争を解決するものとする。
(口頭による訴えの提起)

第二百七十四条 訴えは、口頭で提起することができる。

(訴えの提起において明らかにすべき事項)

第二百七十二条 訴えの提起においては、請求の原因に代えて、紛争の要点を明らかにすれば足りる。

(任意の出頭による訴えの提起等)

第二百七十三条 当事者双方は、任意に裁判所に出頭し、訴訟について口頭弁論をすることができる。この場合においては、訴えの提起は、口頭の陳述によつてする。

(反訴の提起に基づく移送)

第二百七十四条 被告が反訴で地方裁判所の管轄に属する請求をした場合において、相手方の申立てがあるときは、簡易裁判所は、決定で、本訴及び反訴を地方裁判所に移送しなければならない。この場合においては、第二十二条の規定を準用する。

2 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(訴え提起前の和解)

第二百七十五条 民事上の争いについては、当事者は、請求の趣旨及び原因並びに争いの実情を表示して、相手方の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所に和解の申立てをすることができる。

2 前項の和解が調わない場合において、和解の期日に出頭した当事者双方の申立てがあるときは、裁判所は、直ちに訴訟の弁論を命ずる。この場合においては、和解の申立てをした者は、その申立てをした時に、訴えを提起したものとみなし、和解の費用は、訴訟費用の一部とする。

3 申立て人又は相手方が第一項の和解の期日に出頭しないときは、裁判所は、和解が調わないものとみなすことができる。

4 第一項の和解については、第二百六十四条及び第二百六十五条の規定は、適用しない。

5 (和解に代わる決定)

2 前項の規定は、前項の場合について準用する。

第二百七十五条の二 金銭の支払の請求を目的とする訴えについては、裁判所は、被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他らの防御の方法をも提出しない場合において、被告の資力その他的事情を考慮して相当であると認めるときは、原告の意見を聴いて、第三項の期間の経過時から五年を超えない範囲において、当該請求に係る金銭の支払について、その時期の定め若しくは分割払の定めをし、又はこれと併せて、その時期の定めに従う。

(映像等の送受信による通話の方針による尋問)

第二百七十六条 第五百八条の規定は、原告又は被告が口頭弁論の統行の期日に出頭せず、又は出頭したが本案の弁論をしない場合について準用する。

(統行期日における陳述の擬制)

2 (統行期日における準備書面)

支払をしたとき、若しくはその分割払の定めにより期限の利益を次項の規定による定めにより失うことなく支払をしたときは訴え提起後の遅延損害金の支払義務を免除する旨の定めをして、当該請求に係る金銭の支払を命ずる決定をすることができる。

2 前項の分割払の定めをするときは、被告が支払を怠った場合における期限の利益の喪失についての定めをしなければならない。

3 第一項の決定に対しては、当事者は、その決定の告知を受けた日から二週間の不变期間内に、その決定をした裁判所に異議を申し立てることができる。

4 前項の期間内に異議の申立てがあつたときは、第一項の決定は、その効力を失う。

5 第三項の期間内に異議の申立てがないときは、第一項の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(準備書面の省略等)

第二百七十六条 口頭弁論は、書面で準備することを要しない。

2 相手方が準備をしなければ陳述をすることができないと認めるべき事項は、前項の規定にかかるわらず、書面で準備し、又は口頭弁論前直接に相手方に通知しなければならない。

3 前項に規定する事項は、相手方が在廷していない口頭弁論においては、次の各号のいずれかに該当する準備書面に記載し、又は同項の規定による通知をしたものでなければ、主張することができない。

4 前項の規定により選任される者の資格、員数その他同項の選任に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

5 司法委員会は、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(司法委員)

第二百七十九条 裁判所は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができる。

(準備書面の提出について、それぞれ準用する)

2 第二百五条第二項及び第三項の規定は前項の規定による証人又は当事者本人の尋問に代わる書面の提出について、第二百十五条第二項及び第四項の規定は前項の規定による鑑定人の意見の陳述に代わる書面の提出について、それぞれ準用する。

認識しながら通話をすることができる方法について、証人又は当事者本人の尋問をすることができる。

(尋問等に代わる書面の提出)

第二百七十八条 裁判所は、相当と認めるときは、証人若しくは当事者本人の尋問又は鑑定人の意見の陳述に代え、書面の提出をさせることができる。

2 第二百五条第二項及び第三項の規定は前項の規定による証人又は当事者本人の尋問に代わる書面の提出について、第二百十五条第二項及び第四項の規定は前項の規定による鑑定人の意見の陳述に代わる書面の提出について、それぞれ準用する。

<p>(訴訟費用の負担の裁判に対する控訴の制限)</p> <p>第二百八十二条 訴訟費用の負担の裁判に対する判断は、独立して控訴を立てることができない裁判及び抗告により不服を申し立てることができる裁判は、この限りでない。</p> <p>(控訴裁判所の判断を受ける裁判)</p> <p>第二百八十三条 終局判決前の裁判は、控訴裁判所の判断を受ける。ただし、不服を申し立てることができない裁判及び抗告により不服を申し立て POSSIBILITY TO BE CHARGED WITH COSTS OF SUIT</p> <p>(控訴権の放棄)</p> <p>第二百八十四条 控訴をする権利は、放棄することができる。</p> <p>(控訴期間)</p>
--

<p>第二百八十五条 控訴は、電子判決書又は第二百五十四条第二項の規定により当事者及び法定代理人、本文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書の送達を受けた日から二週間の不变期間内に提起しなければならない。ただし、その期間前に提起した控訴の効力を妨げない。</p> <p>(控訴提起の方式)</p> <p>第二百八十六条 控訴の提起は、控訴状を第一審裁判所に提出してしなければならない。</p> <p>1 控訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 当事者及び法定代理人</p> <p>二 第一审裁判の表示及びその判決に対して控訴をする旨</p> <p>(第一審裁判所による控訴の却下)</p> <p>第二百八十七条 控訴が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるときは、第一審裁判所は、決定で、控訴を却下しなければならない。</p> <p>2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>(裁判長の控訴状審査権等)</p> <p>第二百八十八条 第三百三十七条の規定は控訴状について、第二百八十六条第二項の規定に違反する場合に、第一審裁判所は、民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い控訴の提起の手数料を納付しない場合について、それぞれ準用する。</p> <p>(控訴状の送達)</p> <p>第二百八十九条 控訴状は、被控訴人に送達しなければならない。控訴状の送達をすることができない場合(控訴状の送達に必要な費用を予納しない場合を含む。)について準用する。</p>
--

<p>第二百九十条 控訴が不適法でその不備を補正することができないときは、控訴裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、控訴を却下することができる。</p> <p>(控訴期間)</p> <p>第二百九十二条 控訴は、控訴審の終局判決があるまで、取り下げ POSSIBILITY TO BE CHARGED WITH COSTS OF SUIT</p> <p>(控訴の取下げ)</p> <p>第二百九十三条 控訴は、控訴審の終局判決があるまで、取り下げ POSSIBILITY TO BE CHARGED WITH COSTS OF SUIT</p> <p>1 第二百六十一條第三項及び第四項、第二百六十二条第一項並びに第二百六十三条の規定は、控訴の取下げについて準用する。</p> <p>(附帯控訴)</p> <p>第二百九十四条 被控訴人は、控訴権が消滅した後であっても、口頭弁論の終結に至るまで、附帯控訴をすることができる。</p> <p>2 附帯控訴は、控訴の取下げがあつたとき、又は不適法として控訴の却下があつたときは、その効力を失う。ただし、控訴の要件を備えるものは、独立した控訴とみなす。</p> <p>(第一審裁判にについての仮執行の宣言)</p> <p>第二百九十五条 控訴裁判所は、第一審裁判について不服の申立てがない部分に限り、申立てにより、決定で、仮執行の宣言をすることができる。</p> <p>(第一審裁判にについての仮執行の宣言)</p> <p>第二百九十六条 附帯控訴については、控訴に関する規定によると、控訴の提起は、附帯控訴状を控訴裁判所に提出してすることができる。</p>

<p>第二百九十七条 控訴裁判所は、訴えを不適法として却下した第一審判決を取り消す場合には、事件を第一審裁判所に差し戻さなければならない。ただし、事件につき更に弁論をする必要がないときは、この限りでない。</p> <p>(攻撃防御方法の提出等の期間)</p> <p>第三百一条 裁判長は、当事者の意見を聴いて、攻撃若しくは防御の方法の提出、請求若しくは請求の原因の変更、反訴の提起又は選定者に係る請求の追加をすべき期間を定めることができるものとみなす。</p> <p>(攻撃防御方法の提出等の期間)</p> <p>第三百二条 控訴裁判所は、訴えを不適法として却下した第一審判決を取り消す場合には、事件を第一審裁判所に差し戻さなければならない。ただし、事件につき更に弁論をする必要がないときは、この限りでない。</p> <p>(攻撃防御方法の提出等の期間)</p> <p>第三百七条 控訴裁判所は、訴えを不適法として却下した第一審判決を取り消す場合には、事件を第一審裁判所に差し戻さなければならない。ただし、事件につき更に弁論をする必要がないときは、この限りでない。</p> <p>(攻撃防御方法の提出等の期間)</p> <p>第三百六条 第一審の判決の手続が違法な場合の取消し(事件の差戻し)</p> <p>第三百五条 控訴裁判所は、第一審判決の取消し及び更は、不服申立ての限度においてのみ、これをすることができる。</p> <p>(第一審判決が不当な場合の取消し)</p> <p>第三百四条 第一審判決の取消し及び更は、不服申立ての限度においてのみ、これをすることができる。</p> <p>(第一審判決についての取消し)</p> <p>第三百五条 控訴裁判所は、第一審判決を不当とするときは、これを取り消さなければならぬ。</p> <p>(第一審の差戻し)</p> <p>第三百六条 第一審の判決の手続が違法な場合の取消し(事件の差戻し)</p> <p>第三百七条 控訴裁判所は、訴えを不適法として却下した第一審判決を取り消す場合には、事件を第一審裁判所に差し戻さなければならない。ただし、事件につき更に弁論をする必要がないときは、この限りでない。</p> <p>(攻撃防御方法の提出等の期間)</p> <p>第三百八条 前条本文に規定する場合のほか、控訴裁判所が第一審判決を取り消す場合において、事件につき更に弁論をする必要があるときは、これを第一審裁判所に差し戻すことができる。</p> <p>(控訴棄却)</p> <p>第三百九条 控訴裁判所は、第一審判決を相当とするときは、控訴を棄却しなければならない。</p>

(第一審の管轄違ひを理由とする移送)

第三百九条 控訴裁判所は、事件が管轄違ひであることを理由として第一審判決を取り消すときは、判決で、事件を管轄裁判所に移送しなければならない。

(控訴審の判決における仮執行の宣言)

第三百十条 控訴裁判所は、金銭の支払の請求(第一百五十九条第二項の請求を除く。)に関する判決については、申立てがあるときは、必要と認める場合を除き、担保を立てないで仮執行を行えることができる。宣言しなければならない。ただし、控訴裁判所が相当と認めるときは、仮執行を担保を立てることに係らしめることができる。

(特許権等に関する訴えに係る控訴事件における合議体の構成)

第三百十一条 第六条第一項各号に定める裁判所が第一審としてした特許権等に関する訴えについての終局判決に対する控訴が提起された東京高等裁判所においては、当該控訴による事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。ただし、第二十条の二第一項の規定により移送された訴訟に係る訴えについての終局判断については最高裁判所に係る事件については、この限りではない。

第二章 上告

(上告裁判所)

上告は、高等裁判所が第二審又は第一審とした終局判決に対する最高裁判所に、簡易裁判所の判決に対しても最高裁判所に、直ちに上告することができる。

第三百十二条 上告は、判决に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、することができる。

2 上告は、次に掲げる事由があることを理由とするときも、することができる。号に掲げる事由については、第三十四条第二項(第五十九条において準用する場合を含む。)の規定による追認があったときは、この限りでない。

一 法律に従つて判决裁判所を構成しなかつたこと。

二 法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと。

二の二 日本の裁判所の管轄権の専属に関する規定により他の裁判所の専属管轄に属すると規定に違反したこと。

三 専属管轄に関する規定に違反したこと(第

六条第一項各号に定める裁判所が第一審の終局判決をした場合において当該訴訟が同項の規定により他の裁判所の専属管轄に属すると規定を除く。)。

四 法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授権を失ったこと。

五 口頭弁論の公開の規定に違反したこと。

六 判決に理由を附せず、又は理由に食違があること。

(控訴の規定の準用)

第三百十三条 前章の規定は、特別の定めがある場合を除き、上告及び上告審の訴訟手続について準用する。

(上告提起の方式等)

第三百十四条 上告の提起は、上告状を原裁判所に提出してしなければならない。

2 前条において準用する第二百八十八条及び第二百八十九条第二項の規定による裁判長の職権は、原裁判所の裁判長が行う。

(上告の理由の記載)

第三百十五条 上告状に上告の理由の記載がないときは、上告人は、最高裁判所規則で定める期間内に、上告理由書を原裁判所に提出しなければならない。

2 上告の理由は、最高裁判所規則で定める方式により記載しなければならない。(原裁判所による上告の却下)

第三百十六条 次の各号に該当することが明らかであるときは、原裁判所は、決定で、上告を却下しなければならない。

一 上告が不適法でその不備を補正することができないとき。

2 前条第一項の規定に違反して上告理由書を提出せず、又は上告の理由の記載が同条第二項の規定に違反しているとき。

3 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(上告裁判所による上告の却下等)

第三百十七条 前条第一項各号に掲げる場合に上告裁判所は、決定で、上告を却下することができる。

2 上告裁判所である最高裁判所は、上告の理由が明らかに第三百十二条第一項及び第二項に規定する事由に該当しない場合には、決定で、上告を棄却することができる。

(上告受理の申立て)

第三百十八条 上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合には、最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例(これがない場合には、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例)と相反する判断がある事件のものと認められる事件について申立てにより、決定で、事件を最高裁判所に移送しなければならない。

(破棄差戻し等)

第三百二十五条 第三百十二条第一項又は第二項に規定する事由があるときは、上告裁判所は、第二項に規定する事由を理由とすることができる。

2 前項の申立て(以下「上告受理の申立て」という。)においては、第三百十二条第一項及び第二項に規定する事由を理由とすることができる。

3 第一項の場合において、最高裁判所は、上告の申立ての理由中に重要でないと認めるものがあるときは、これを排除することができる。

4 第一項の決定があつた場合には、上告があつたものとみなす。この場合においては、第三百二十条の規定の適用については、上告受理の申立ての理由中前項の規定により排除されたもの以外のものを上告の理由とみなす。

5 第三百十三条规定から第三百五十五条まで及び三百十六条规定は、上告受理の申立てについて準用する。

(口頭弁論を経ない上告の棄却)

第三百十九条 上告裁判所は、上告状、上告理由書、答弁書その他の書類により、上告を理由がないと認めるときは、口頭弁論を経ないで、判決で、上告を棄却することができる。

(調査の範囲)

第三百二十条 上告裁判所は、上告の理由に基づき、不服の申立てがあつた限度においてのみ調査をする。

(原判決の確定した事実の拘束)

第三百二十二条 原判決において適法に確定した事実は、上告裁判所を拘束する。

2 第三百十二条第二項の規定による上告があつた場合には、上告裁判所は、原判決における事実の確定が法律に違反したことなどを理由として、その判決を破棄することができない。

(職權調査事項についての適用除外)

第三百二十二条 前二条の規定は、裁判所が職權

(仮執行の宣言)

第三百二十三条 上告裁判所は、原判決について不服の申立てがない部分に限り、申立てにより、決定で、仮執行の宣言をすることができる。

(最高裁判所への移送)

第三百二十四条 上告裁判所である高等裁判所は、最高裁判所規則で定める事由があるときは、決定で、事件を最高裁判所に移送しなければならない。

(最高裁判所の申立て)

第三百二十二条 上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合には、最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例(これがない場合には、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例)と相反する判断がある事件のものと認められる事件について申立てにより、決定で、事件を最高裁判所に移送しなければならない。

(最高裁判所への移送)

誤りがあることその他の憲法の違反があることを理由とするとき限り、最高裁判所に更に上告をすることができる。前項の上告及びその上告審の訴訟手続には、その性質に反しない限り、第二審又は第二審の終局判決に対する上告及びその上告審の訴訟手続には、終局判決に対する上告及びその上告審の訴訟手続に関する規定を準用する。この場合において、第三百二十九条第一項中「原判決」とあるのは、「地方裁判所が第二審としてした終局判決（第三百十一条第二項の規定による上告があった場合にあっては、簡易裁判所の終局判決）」と読み替えるものとする。

第三章 抗告

(抗告をすることができる裁判)

第三百二十八条 口頭弁論を経ないで訴訟手続に関する申立てを却下した決定又は命令に対しても、抗告をすることができる。

2 決定又は命令により裁判をすることができない事項について決定又は命令がされたときは、これに対して抗告をすることができる。(受命裁判官等の裁判に対する不服申立て)

第三百二十九条 受命裁判官又は受託裁判官の裁判に對して不服がある当事者は、受訴裁判所に異議の申立てをすることができる。ただし、その裁判が受訴裁判所の裁判であるとした場合に抗告をすることができるものであるとき限り。

2 抗告は、前項の申立てについての裁判に対しても、抗告をすることができる。

3 最高裁判所又は高等裁判所が受訴裁判所である場合における第一項の規定の適用については、同項ただし書中「受訴裁判所」とあるのは、「地方裁判所」とする。

(再抗告)

第三百三十条 抗告裁判所の決定に對しては、その決定に憲法の解釈の誤りがあることその他の憲法の違反があること、又は決定に影響を及ぼすことなどが明らかなる法令の違反があることを理由とするときに限り、更に抗告をすることができる。

(控訴又は上告の規定の準用)

第三百三十二条 抗告及び抗告裁判所の訴訟手続には、その性質に反しない限り、第一章の規定を準用する。ただし、前条の抗告及びこれに関する訴訟手続には、前章の規定中第二審又は第一審の終局判決に対する上告及びその上告審の訴訟手続に関する規定を準用する。

(即時抗告期間)
第三百三十二条 即時抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不变期間内にしなければならない。

(原裁判所等による更正)
第三百三十四条 原裁判をした裁判所又は裁判長は、抗告を理由があると認めるときは、その裁判を更正しなければならない。

(原裁判の執行停止)

第三百三十五条 抗告は、即時抗告に限り、執行停止の効力を有する。

第三百三十六条 抗告裁判所は、抗告について口頭弁論をしない場合には、抗告人その他の利害関係人を審尋することができる。

(特別抗告)

第三百三十七条 地方裁判所及び簡易裁判所の決定及び命令で不服を申し立てることができないもの並びに高等裁判所の決定及び命令に対しても、その裁判に憲法の解釈の誤りがあることその他の憲法の違反があることを理由とするとき、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

2 前項の抗告は、裁判の告知を受けた日から五日の不变期間内にしなければならない。

3 第一項の抗告及びこれに関する訴訟手続には、その性質に反しない限り、第三百二十七条第一項の上告及びその上告審の訴訟手続に関する規定並びに第三百三十四条第二項の規定を準用する。

(許可抗告)

第三百三十七条 高等裁判所の決定及び命令(第三百三十条の抗告及び次項の申立てについての決定及び命令を除く。)に對しては、前条第一項の規定による場合のほか、その高等裁判所が次項の規定により許可したとき限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、その裁判が受訴裁判所の裁判であるとした場合に抗告をすることができるものであるとき限り。

2 前項の高等裁判所は、同項の裁判について、その裁判が地方裁判所の裁判であるとした場合に抗告をすることができるものであるとき限り。

3 第三百三十二条の規定によつては、その裁判所に特に抗告をすることができる。

4 判決に關するのに必要な訴權を欠いたこと。

5 刑事上罰すべき他人の行為により、自白を妨げられたこと。

6 判決の証拠となつた文書その他の物件が偽造され若しくは変造されたものであつたこと

又は判決の証拠となつた電磁的記録が不正に作られたものであつたこと。

7 証人、鑑定人、通訳人又は宣誓した当事者若しくは法定代理人の虚偽の陳述が判決の証拠となつたこと。

8 判決の基礎となつた民事若しくは刑事の判決その他の裁判又は行政処分が後の裁判又は行政処分により変更されたこと。

である高等裁判所の判例)と相反する判断がある場合その他の法令の解釈に関する重要な事項についての事由を理由とすることはできない。

2 不服の申立てに係る判決が前に確定した判決で、抗告を許可しなければならない。

3 前項の申立てにおいては、前条第一項に規定する事由を理由とすることはできない。

4 第二項の規定による許可があつた場合には、第一項の抗告があつたものとみなす。

5 最高裁判所は、裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは、原裁判を破棄することができる。

6 第三百十三条、第三百十五条及び前条第二項の規定は第二項の申立てについて、第三百十八条第三項の規定は第二項の規定による許可をする場合について、同条第四項後段及び前条第三項の規定は第二項の規定による許可があつた場合について準用する。

第四編 再審

(再審の事由)

第三百三十八条 次に掲げる事由がある場合に、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもつて、不服を申し立てることができる。ただし、当事者が控訴若しくは上告によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかつたときは、この限りでない。

一 法律に従つて判決裁判所を構成しなかつたこと。

二 法律により判決に關することができない裁判官が判決に關与したこと。

三 法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な訴權を欠いたこと。

四 判決に關与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。

五 刑事上罰すべき他人の行為により、自白を妨げられたこと。

六 判決の証拠となつた文書その他の物件が偽造され若しくは変造されたものであつたこと

又は判決の証拠となつた電磁的記録が不正に作られたものであつたこと。

7 証人、鑑定人、通訳人又は宣誓した当事者若しくは法定代理人の虚偽の陳述が判決の証拠となつたこと。

8 判決の基礎となつた民事若しくは刑事の判決その他の裁判又は行政処分が後の裁判又は行政処分により変更されたこと。

九 判決に影響を及ぼすべき重要な事項についての事由を理由とする。

十 不服の申立てに係る判決が前に確定した判決と抵触すること。

11 前項第四号から第七号までに掲げる事由がある場合においては、罰すべき行為について、有罪の判決若しくは過料の裁判が確定したとき、又は証拠がないという理由以外の理由により有罪の確定判決若しくは過料の確定裁判を得ることができないとき限り、再審の訴えを提起することができる。

12 前項第七号までに掲げる事由がある場合は、同条第二項に規定する場合に限る。これは、その裁判に対し独立した不服申立ての方

3 控訴審において事件につき本案判決をしたときは、第一審の判決に対し再審の訴えを提起することができる。

第三百三十九条 判決の基本となる裁判について前条第一項に規定する事由がある場合に四号から第七号までに掲げる事由がある場合にあつては、同条第二項に規定する場合に限る。これは、その裁判に対し独立した不服申立ての方

3 控訴審において事件につき本案判決をしたときは、第一審の判決に対し再審の訴えを提起することができる。

第三百四十条 再審の訴えは、不服の申立てに係る判決をした裁判所の管轄に専属する。

2 審級を異にする裁判所が同一の事件についての判決をした裁判所が同一の事件についての判決に対する再審の訴えは、上級の裁判所

3 控訴審において事件につき本案判決をしたときは、第一審の判決に対し再審の訴えを提起することができる。

第三百四十二条 再審の訴えは、当事者が判決の確定した後再審の事由を知った日から三十日の不变期間内に提起しなければならない。

2 判決が確定した日(再審の事由が判決の確定した後に生じた場合にあつては、その事由が発生した日)から五年を経過したときは、再審の訴えを提起することができない。

3 前二項の規定は、第三百三十八条第一項第三号に掲げる事由のうち代理権を欠いたこと及び同項第十号に掲げる事由を理由とする再審の訴えには適用しない。

(再審の訴状の記載事項)

第三百四十三条 再審の訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

		二 不服の申立てに係る判決の表示及びその判決に対する再審を求める旨
		三 不服の理由
		(不服の理由の変更)
		第三百四十四条 再審の訴えを提起した当事者は、不服の理由を変更することができる。
		(再審の訴えの却下等)
		第三百四十五条 裁判所は、再審の訴えが不適法である場合には、決定で、これを却下しなければならない。
		2 裁判所は、再審の事由がない場合には、決定で、再審の請求を棄却しなければならない。
		3 前項の決定が確定したときは、同一の事由を不服の理由として、更に再審の訴えを提起することはできない。
		(再審開始の決定)
		第三百四十六条 裁判所は、再審の事由がある場合には、再審開始の決定をしなければならない。
		2 裁判所は、前項の決定をする場合には、相手方を審尋しなければならない。
		3 项並びに前条第一項の決定に対しても、即時抗告(即時抗告)
		第三百四十七条 第三百四十五条第一項及び第二項並びに前条第一項の決定において、判決を正当とするときは、再審の請求を棄却しなければならない。
		3 裁判所は、前項の場合において、判決を取り消した上、更に裁判をしなければならない。
		(決定又は命令に対する再審)
		第三百四十九条 即時抗告をもつて不服を申し立てることができると判決又は命令で確定したものに対しては、再審の申立てをすることができるのである。
		2 第三百三十八条から前条までの規定は、前項の申立てについて準用する。
		(手形訴訟の要件)
		第三百五十条 手形による金銭の支払の請求及びこれに附帯する法定利率による損害賠償の請求を目的とする訴えについては、手形訴訟による審理及び裁判を求めることができる。
		第五編 手形訴訟及び小切手訴訟に関する特別則
		(手形訴訟の要件)
		第三百五十四条 裁判所は、被告が口頭弁論において原告が主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合には、前条第三項の規定による通知をする前であっても、口頭弁論を終結することができる。
		(口頭弁論を経ない訴えの却下)
		第三百五十五条 請求の全部又は一部が手形訴訟による審理及び裁判をすることができないもの
		2 手形訴訟による審理及び裁判を求める旨
		(反訴の禁止)
		第三百五十二条 手形訴訟においては、証拏調べによる証拏調べに限りすることができる。
		2 文書の提出の命令若しくは送付の嘱託又は第二三百三十一条の三第一項において準用する第二百二十三条に規定する命令若しくは同項において準用する第二百二十六条に規定する嘱託は、文書によれば書証及び電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拏調べに限りすることができる。
		(証拏調べの制限)
		第三百五十五条 手形訴訟においては、証拏調べによる証拏調べに限りすることができる。
		2 文書の提出の命令若しくは送付の嘱託又は第二三百三十一条の三第一項において準用する第二百二十三条に規定する命令若しくは同項において準用する第二百二十六条に規定する嘱託は、文書によれば書証及び電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拏調べに限りすることができる。
		(証拏調べの制限)
		第三百五十六条 手形訴訟の終局判決に対しても、控訴をすることはできない。ただし、前条第一項の判決を除き、訴えを却下した判決に対しては、この限りでない。
		(控訴の禁止)
		第三百五十七条 手形訴訟の終局判決に対しても、訴えを却下した判決を除き、電子判決書又は第二三百五十四条第二項の規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書の送達を受けた日から二週間の不变期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。
		(異議の申立て)
		第三百五十八条 手形訴訟の終局判決に対しても、訴えを却下した判決を除き、電子判決書又は第二三百五十八条第四項の規定は、手形訴訟の判決に対し適用しない。
		(異議の申立て)
		第三百五十九条 原告は、口頭弁論の終結に至るまで、被告の承諾を要しないで、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる。
		2 訴訟は、前項の申述があつた時に、通常の手続に移行する。
		3 前項の場合には、裁判所は、直ちに、被告に対し、訴訟が通常の手続に移行した旨の通知をしなければならない。ただし、第一項の申述が被告の出頭した期日において口頭でされたものであるときは、その通知をすることを要しない。
		(口頭弁論の終結)
		第三百六十条 異議は、通常の手続による第一審の終局判決があるまで、取り下げができる。
		(口頭弁論を経ない異議の却下)
		第三百六十二条 異議が不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、異議を却下することができます。
		(異議の取下げ)
		第三百六十三条 異議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。
		(口頭弁論を経ない異議の却下)
		第三百六十四条 控訴裁判所は、異議を不適法として却下した第一審裁判決を取り消す場合には、事件を第一審裁判所に差し戻さなければならない。ただし、事件につき更に弁論をする必要がないときは、この限りでない。
		(訴え提起前の和解の手続から手形訴訟への移行)
		第三百六十五条 第二百七十五条第二項後段の規定により提起があつたものとみなされる訴えについては、手形訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、同項前段の申立ての際にしなければならない。
		(督促手続から手形訴訟への移行)
		第三百六十六条 第三百九十五条又は第三百九十八条规定により提起があつたものとみなされる訴えについては、手形訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、支払督促の申立ての際にしなければならない。
		(督促手続から手形訴訟への移行)
		第三百六十七条 小切手による金銭の支払の請求及びこれに附帯する法定利率による損害賠償の請求並びにこれに附帯する法定利率による損害賠償の請求を目的とする訴えについては、小切手訴訟による審理及び裁判を求めることができる。
		(小切手訴訟)
		第三百六十八条 小切手による金銭の支払の請求並びにこれに附帯する法定利率による損害賠償の請求があつたときは、前項の申述は、なかつたものとみなす。
		(異議後の手続)
		第三百六十九条 第三百九十九条第一項の規定による仮執行の頭弁論を終結することができる。
		2 第三百六十二条第一項及び第二百六十三条の規定は、異議の取下げについて準用する。
		(異議後の手続)
		第三百七十一条 適法な異議があつたときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。この場合においては、通常の手続によりその審理及び裁判をする。
		2 第三百五十一条第二項及び第三百五十二条から第三百六十二条までの規定は、小切手訴訟に関する準用する。

第六編 少額訴訟に関する特則

(少額訴訟の要件等)

第三百六十八条

簡易裁判所においては、訴訟の目的の価額が六十万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、少額訴訟による審理及び裁判を求めることができる。ただし、同一の簡易裁判所において同一の年に最高裁判所規則で定める回数を超えてこれを求めることができない。

第三百六十九条

少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、訴えの提起の際にしなければならない。前項の申述をするには、当該訴えを提起する簡易裁判所においてその年に少額訴訟による審理及び裁判を求めた回数を届け出なければならぬ。

(反訴の禁止)

少額訴訟においては、反訴を提起することができない。

(一期日審理の原則)

少額訴訟においては、特別の事情がある場合を除き、最初にすべき口頭弁論の期日ににおいて、審理を完了しなければならない。当事者は、前項の期日前又はその期日において、すべての攻撃又は防御の方法を提出しなければならない。ただし、口頭弁論が続行されたときは、この限りでない。

(証拠調べの制限)

証拠調べは、即時に取り調べることができる証拠に限りすることができる。

(証人等の尋問)

証人の尋問は、宣誓をさせないことができる。ただし、最高裁判所は、相当と認めるときは、この限りでない。

(第三百七十二条)

証人の尋問は、裁判官が相当と認める順序である。裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方と証人とが音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、証人を尋問することができる。(通常の手続への移行)

第三百七十三条

被告は、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる。ただし、被告が最初にすべき口頭弁論の期日において、訴訟は、前項の申述があつた時に、通常の手続に移行する。

第三百七十四条

訴訟の禁止

3 次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。

第二 第三百六十八条第三項の規定によつてすべてべき届出を相当の期間を定めて命じた場合において、その届出がないとき。

第三 公示送达によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第四 少額訴訟により審理及び裁判をするのを相当地でないと認めるとき。

第五 訴訟が通常の手続に移行したときは、少額訴訟のため既に指定したものとみなす。

第六 公示送达によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをするために指定したものとみなす。

第七 公示送达によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第八 少額訴訟により審理及び裁判をするのを相当地でないと認めるとき。

第九 公示送达によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第十 公示送达によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第十一 公示送达によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第十二 公示送达によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第十三 公示送达によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第十四 公示送达によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第十五 公示送达によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第十六 公示送达によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第十七 公示送达によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第十八 公示送达によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第十九 公示送达によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第二十 公示送达によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第二十一 公示送达によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第二十二 公示送达によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第二十三 公示送达によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第二十四 公示送达によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第二十五 公示送达によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第二十六 公示送达によらなければ被告に対する最初にるべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第二十七 公示送达によらなければ被告に対する最初にるべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第二十八 公示送达によらなければ被告に対する最初にるべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第二十九 公示送达によらなければ被告に対する最初にるべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第三十 公示送达によらなければ被告に対する最初にるべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第三十一 公示送达によらなければ被告に対する最初にるべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第三十二 公示送达によらなければ被告に対する最初にるべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第三十三 公示送达によらなければ被告に対する最初にるべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第三十四 公示送达によらなければ被告に対する最初にるべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第三十五 公示送达によらなければ被告に対する最初にるべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第三十六 公示送达によらなければ被告に対する最初にるべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第三十七 公示送达によらなければ被告に対する最初にるべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

第三十八 公示送达によらなければ被告に対する最初にるべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

てないで仮執行をすることができる。ただし、次に掲げる訴えについては、この限りでない。

一 消費者契約に関する訴え

二 個別労働関係民事紛争に関する訴え

三 法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判をする旨の申出をした場合には、

裁判所は、事案の性質、訴訟追行による当事者の負担の程度その他の事情に鑑み、法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をする旨の申出をした場合において、当事者の一方が同項の申出をした場合において、相手方がその法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判をすることに同意したときも、同様とする。

四 法定審理期間訴訟手続に移行したとき

訴訟が法定審理期間訴訟手続に移行したときには、法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判をする旨の申出及び前項後段の同意は、書面で妨げられない。ただし、口頭弁論又は弁論準備手続の期日においては、口頭ですることを妨げない。

五 法定審理期間訴訟手続に移行したとき

訴訟が法定審理期間訴訟手続に移行したときは、裁判長は、前項の期日において、当該期日から六月以内の間ににおいて当該事件に係る口頭弁論を終結する期日を指定するとともに、口頭弁論を終結する日から一月以内の間ににおいて裁判長は、前項の期日において、当該期日から六月以内の間ににおいて当該事件に係る口頭弁論を終結する期日を指定するとともに、口頭弁論を終結する日から一月以内の間ににおいて裁判長は、前項の期日において、当該期日から六月以内の間ににおいて当該事件に係る口頭弁論を終結する期日を指定しなければならない。

六 法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判をする旨の申出をした場合には、

裁判所は、前項の期日から五月（裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間）以内に、攻撃又は防御の方法を提出しなければならない。

七 法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判をする旨の申出をした場合には、

裁判所は、前項の期間が満了するまでに、当事者双方との間で、争点及び証拠の整理の結果に基づいて、法定審理期間訴訟手続の判決において判断すべき事項を確認するものとする。

八 法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判をする旨の申出をした場合には、

裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間）以内にしなければならない。

九 法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判をする旨の申出をした場合には、

裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間）以内にしなければならない。

十 法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判をする旨の申出をした場合には、

裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間）以内にしなければならない。

十一 法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判をする旨の申出をした場合には、

裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間）以内にしなければならない。

十二 法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判をする旨の申出をした場合には、

裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間）以内にしなければならない。

十三 法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判をする旨の申出をした場合には、

裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間）以内にしなければならない。

十四 法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判をする旨の申出をした場合には、

裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間）以内にしなければならない。

十五 法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判をする旨の申出をした場合には、

裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間）以内にしなければならない。

十六 法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判をする旨の申出をした場合には、

裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間）以内にしなければならない。

十七 法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判をする旨の申出をした場合には、

裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間）以内にしなければならない。

十八 法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判をする旨の申出をした場合には、

裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間）以内にしなければならない。

十九 法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判をする旨の申出をした場合には、

裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間）以内にしなければならない。

むを得ない事由がある場合でなければ、許すことをできない。

(通常の手続への移行)

第三百八十二条の四 次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。

一 当事者の双方又は一方が訴訟を通常の手続に移行させる旨の申出をしたとき。

二 提出された攻撃又は防衛の方法及び審理の現状に照らして法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をするのが困難であると認めるとき。

三 前項の決定に対しても、不服を申し立てることができない。

4 前項の決定に対しても、不服を申し立てることができない。

3 裁判所は、異議後の判決があるまで、法定審理期間訴訟手続の終局判決の執行の停止その他必要な処分を命ずることができる。

4 第三百六十二条及び第三百六十三条の規定は、第一項の審理及び裁判について準用する。

第八編 督促手続

第一章 総則

(支払督促の要件)

第三百八十二条 金銭その他の代替物又は有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求については、裁判所書記官は、債権者の申立てにより、支払督促を発することができる。ただし、日本において公示送達によらないでこれを送達することができる場合に限る。

第三百八十三条 支払督促の申立ては、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してする。

2 次の各号に掲げる請求についての支払督促の申立ては、それぞれ当該各号に定める地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してする。

3 事務所又は営業所を有する者に対する請求

4 その事務所又は営業所における業務に関するもの

5 当該事務所又は営業所の所在地

6 その事務所又は営業所による金銭の支払の請求及びこれに附帯する請求

7 手形又は小切手による金銭の支払の請求及びこれに附帯する請求

8 小切手による金銭の支払の請求及びこれに附帯する請求

9 申立ての却下

10 申立ての却下

11 申立ての却下

12 申立ての却下

13 申立ての却下

14 申立ての却下

15 申立ての却下

16 申立ての却下

17 申立ての却下

18 申立ての却下

19 申立ての却下

20 申立ての却下

（支払督促の発付等）

第三百八十六条 支払督促は、債務者を審尋しないで発する。

2 債務者は、支払督促に対し、これを発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所に督促異議の申立てをすることができる。

（電子支払督促の記録事項）

3 裁判所書記官は、支払督促を發するときは、最高裁判所規則で定めるところに日本において公示送達によらないでこれを送達することができる。

4 申立てをすることによって、最高裁判所規則で定めるところに日本において公示送達によらないでこれを送達することができる。

5 申立てをすることによって、最高裁判所規則で定めるところに日本において公示送達によらないでこれを送達することができる。

6 申立てをすることによって、最高裁判所規則で定めるところに日本において公示送達によらないでこれを送達することができる。

7 申立てをすることによって、最高裁判所規則で定めるところに日本において公示送達によらないでこれを送達することができる。

8 申立てをすることによって、最高裁判所規則で定めるところに日本において公示送達によらないでこれを送達することができる。

9 申立てをすることによって、最高裁判所規則で定めるところに日本において公示送達によらないでこれを送達することができる。

10 申立てをすることによって、最高裁判所規則で定めるところに日本において公示送達によらないでこれを送達することができる。

11 申立てをすることによって、最高裁判所規則で定めるところに日本において公示送達によらないでこれを送達することができる。

12 申立てをすることによって、最高裁判所規則で定めるところに日本において公示送達によらないでこれを送達することができる。

13 申立てをすることによって、最高裁判所規則で定めるところに日本において公示送達によらないでこれを送達することができる。

14 申立てをすることによって、最高裁判所規則で定めるところに日本において公示送達によらないでこれを送達することができる。

15 申立てをすることによって、最高裁判所規則で定めるところに日本において公示送達によらないでこれを送達することができる。

16 申立てをすることによって、最高裁判所規則で定めるところに日本において公示送達によらないでこれを送達することができる。

17 申立てをすることによって、最高裁判所規則で定めるところに日本において公示送達によらないでこれを送達することができる。

18 申立てをすることによって、最高裁判所規則で定めるところに日本において公示送達によらないでこれを送達することができる。

19 申立てをすることによって、最高裁判所規則で定めるところに日本において公示送達によらないでこれを送達することができる。

20 申立てをすることによって、最高裁判所規則で定めるところに日本において公示送達によらないでこれを送達することができる。

21 申立てをすることによって、最高裁判所規則で定めるところに日本において公示送達によらないでこれを送達することができる。

22 申立てをすることによって、最高裁判所規則で定めるところに日本において公示送達によらないでこれを送達することができる。

23 申立てをすることによって、最高裁判所規則で定めるところに日本において公示送達によらないでこれを送達することができる。

24 申立てをすることによって、最高裁判所規則で定めるところに日本において公示送達によらないでこれを送達することができる。

25 申立てをすることによって、最高裁判所規則で定めるところに日本において公示送達によらないでこれを送達することができる。

（仮執行の宣言）

第三百九十二条 債務者が電子支払督促の送達を受けた日から二週間以内に督促異議の申立てを行ったときは、裁判所書記官は、債権者の申立てにより、電子支払督促に手続の費用額を併せて記録して仮執行の宣言をしなければならない。ただし、その宣言前に督促異議の申立てがあったときは、この限りでない。

2 仮執行の宣言は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子支払督促(次に掲げる事項を記録し、かつ、債務者がその送達を受けた日から二週間以内に督促異議の申立てをしないときは債権者の申立てにより仮執行の宣言をする旨を併せて記録した電磁的記録をいう。以下この章において同じ)を作成しなければならない。

3 第三百八十七条 裁判所書記官は、支払督促を發するときは、最高裁判所規則で定めるところにより、電子支払督促に記録し、これを当該事務所又は営業所に送達しなければならない。

4 仮執行の宣言は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子支払督促に記録し、これを当該債務者に送達しなければならない。

5 第三百八十八条 電子支払督促(前条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。以下この章において同じ。)は、債務者に送達しなければならない。

6 第三百八十九条 支払督促の効力は、債務者に送達された時に生ずる。

7 債権者が申し出た場所に債務者の住所、居所、営業所若しくは事務所又は就業場所がないため、電子支払督促を送達することができないときは、裁判所書記官は、その旨を債権者に通知しなければならない。

8 支払督促の効力は、債務者に送達された時に生ずる。

9 第三百九十五条 第三百八十五条第二項及び第三項の規定は、第一項の申立てを却下する处分及びこれに対する異議の申立てについて準用する。

10 第三百九十六条 債務者が支払督促を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、このことにより、これをファイルに記録しなければならない。

11 第三百九十七条 支払督促が仮執行の宣言によって記録されたものに限る。以下この章において同じ。)は、債務者に送達しなければならない。

12 支払督促の効力は、債務者に送達された時に生ずる。

13 支払督促の申立ては、その効力を失う。

14 支払督促の申立ては、その効力を失う。

15 支払督促の申立ては、その効力を失う。

16 支払督促の申立ては、その効力を失う。

17 支払督促の申立ては、その効力を失う。

18 支払督促の申立ては、その効力を失う。

19 支払督促の申立ては、その効力を失う。

20 支払督促の申立ては、その効力を失う。

21 支払督促の申立ては、その効力を失う。

22 支払督促の申立ては、その効力を失う。

23 支払督促の申立ては、その効力を失う。

24 支払督促の申立ては、その効力を失う。

25 支払督促の申立ては、その効力を失う。

簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

(支払督促の効力)

第三百九十六条 仮執行の宣言を付した支払督促に対し督促異議の申立てがないとき、又は督促異議の申立てを却下する決定が確定したときは、支払督促は、確定判決と同一の効力を有する。

第二章 電子情報処理組織による督促手続

(電子情報処理組織による支払督促の申立て)

第三百九十七条 この章の規定による督促手続を取り扱う裁判所として最高裁判所規則で定める簡易裁判所(次条第一項及び第三百九十九条に規定する「指定簡易裁判所」という。)の裁判所書記官に対しては、第三百八十三条の規定による場合のほか、同条に規定する簡易裁判所が別に最高裁判所規則で定める簡易裁判所である場合にも、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により支払督促の申立てをすることができる。

(電子情報処理組織による支払督促の申立て)

第三百九十八条 指定簡易裁判所の裁判所書記官に対してされた支払督促の申立てに係る督促異議の申立てがあつたときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、当該支払督促の申立ての時に、第三百八十三条に規定する簡易裁判所で支払督促を発した裁判所書記官の所在地を管轄する地方裁判所がある場合にはその所在地を管轄する地方裁判所が二以上あるときは、督促異議に係る請求については、これらの裁判所中に第三百八十三条第一項に規定する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所がある場合にはその裁判所に、その裁判所がない場合には同条第二項第一号に定める地を管轄する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。

前項の規定にかかるとおり、最高裁判所規則で定めるところにより、第一項に規定する簡易裁判所又は地方裁判所のうち、一の簡易裁判所に訴えの提起があつたところにより、第一項に規定する簡易裁判所又は地方裁判所のうち、一の簡易裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

(易裁判所又は地方裁判所を指定したときは、その裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。)

(電子情報処理組織による送達の効力発生の時期)

第三百九十九条 第三百九十九条の三の規定にかかわらず、送達を受けるべき債権者の同意があるときは、指定簡易裁判所の裁判所書記官に対してされた支払督促の申立てに係る督促手続に関する通知が当該債権者に対して発せられた時に、その効力を生ずる。

第四章 から第四百二条まで 削除

(第九編 執行停止)

第四百三条 次に掲げる場合には、裁判所は、申請にて、決定で、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又はこれとともに、担保を立てて強制執行の開始若しくは続行をすべき旨を命じ、若しくは担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができる。ただし、強制執行の開始又は続行をすべき旨の命令は、第三号から第六号までに掲げる場合に限り、することができない。

一 第三百二十七条第一項(第三百八十一条第二項において準用する場合を含む。)次条において同じ。)の上告又は再審の訴えの提起があつた場合において、不服の理由として主張し

た事情が法律上理由があるとみえ、事実上の点につき疎明があり、かつ、執行により償うことができる損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があつたとき。

二 仮執行の宣言を付した判决に対する上告の提起又は上告受理の申立てがあつた場合において、原判决の破棄の原因となるべき事情及び執行により償うことができない損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があつたとき。

三 仮執行の宣言を付した判决に対する控訴の提起又は仮執行の宣言を付した支払督促に対する督促異議の申立て(次号の控訴の提起及び督促異議の申立てを除く。)があつた場合において、原判决若しくは支払督促の取消し

手形又は小切手による金銭の支払の請求及びこれに附帯する法定利率による損害賠償の請求について、仮執行の宣言を付した判决に対する控訴の提起又は仮執行の宣言を付した手形訴訟若しくは小切手訴訟の判決に付する異議の申立て又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決に対する異議の申立てがあつた場合において、原判决の取消し又は変更の原因となるべき事情につき疎明があつたとき。

五 仮執行の宣言を付した手形訴訟若しくは小切手訴訟の判決に付する異議の申立て又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決に対する異議の申立てがあつた場合において、原判决の取消し又は変更の原因となるべき事情につき疎明があつたとき。

六 第三百二十七条第一項の訴えの提起があつた場合において、変更のため主張した事情が法律上理由があるとみえ、かつ、事実上の点につき疎明があつたとき。

七 前項に規定する申立てについての裁判に対しても、不服を申し立てることができない。

(原裁判所による裁判)

第四百四条 第三百二十七条第一項の上告の提起、仮執行の宣言を付した判决に対する上告の提起若しくは上告受理の申立て又は仮執行の宣

言を付した判决に対する控訴の提起があつた場合において、訴訟記録が原裁判所に存するときは、その裁判所が、前条第一項に規定する申立てについての裁判をする。

八 前項の規定は、仮執行の宣言を付した支払督促に対する督促異議の申立てがあつた場合について準用する。

九 (担保の提供)

第十 条 第四百五条 この編の規定により担保を立てる場合において、供託をするには、担保を立てるべきことを命じた裁判所又は執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならない。

十一 第七十六条、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の担保について準用する。

十二 第四百五条の規定は、前項の担保について準用する。

十三 第四百五条(期日の呼出しに関する経過措置)

十四 第六条 新法第九十四条第二項ただし書の規定は、新法の施行前に旧法第一百五十四条第一項に定める方法以外の相当と認める方法による期日の呼出しをした場合には、適用しない。

十五 第七条 新法の施行前に裁判所書記官が書類の送達のために郵便を差し出し、又は執行官にその送達の事務を取り扱わせることとした場合は、当該送達については、なお従前の例によ

り。(経過措置の原則)

第三条 新法の規定(罰則を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、新法の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、前条の規定による改正前の民事訴訟法(以下「旧法」という。)の規定により生じた効力を妨げない。(管轄等に関する経過措置)

第四条 新法の施行の際現に係属している訴訟の管轄及び移送に関する事項並びに附則第二十一条に定める事項を除き、なお従前の例による。

第五条 新法の施行前にした管轄裁判所を定める合意二十条、第一百四十五条第一項ただし書(新法において準用する場合を含む。)、第一百四十六条第一項ただし書(新法において準用する場合を含む。)及び第二百九十九条ただし書の規定にかかるとおり、なお従前の例による。

第六条 新法の施行前に当事者が供託した金銭又は有価証券についての相手方の権利については、新法第七十七条(新法において準用する場合を含む。)の規定にかかるとおり、なお従前の例による。

第七条 新法の施行前に裁判所書記官が書類の送達のために郵便を差し出し、又は執行官にその送達の事務を取り扱わせることとした場合は、当該送達については、なお従前の例によ

り。(期日の呼出しに関する経過措置)

第八条 新法第一百四十四条第二項ただし書の規定は、新法の施行前に旧法第一百五十四条第一項に定める方法以外の相当と認める方法による期日の呼出しをした場合には、適用しない。(送達に関する経過措置)

第九条 新法の施行前に裁判所書記官が書類の送達のために郵便を差し出し、又は執行官にその送達の事務を取り扱わせることとした場合は、当該送達については、なお従前の例によ

り。(新法第一百四十四条第三項の規定)

第十条 最初にする送達については、適用しない。

第十一条 新法の施行前にした申立てに係る公示送達については、新法第一百十条第一項の規定にかかるとおり、なお従前の例による。

第十二条 新法第一百十三条の規定は、新法の施行前に掲示を始めた公示送達については、適用しない。

(定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴えに関する経過措置)

第八条 新法第百四十七条の規定は、新法の施行前に第一審裁判所における口頭弁論が終結した事件については、適用しない。

(訴えに関する経過措置)

第九条 新法第一百四十一条の規定は、新法の施行前に期日の呼出しに必要な費用の予納を命じた場合には、適用しない。

2 新法第一百四十六条第一項の規定は、(新法において準用する場合を含む。)の規定は、管轄裁判所を定める合意に関する事項を除き、新法の施行前に提起された本訴に係る反訴の提起については、適用しない。

(当事者を異にする事件の併合に関する経過措置)

第十条 新法第一百五十二条第二項(新法において準用する場合を含む。)の規定は、新法の施行前に口頭弁論の併合が命じられた事件については、適用しない。

(攻撃防御方法の提出時期に関する経過措置)

第十一条 新法の施行の際現に係属している訴訟における攻撃又は防御の方法の提出時期については、新法第一百五十六条(新法において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(準備書面に関する経過措置)

第十二条 新法の施行前に提出された準備書面に記載した事実についての相手方が在廷していない口頭弁論における主張については、新法第一百六十三条第三項(新法において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(準備手続に関する経過措置)

第十三条 新法の施行前に付された準備手続については、期日の呼出し及び送達に関する事項を除き、なお従前の例による。

(疎明に代わる保証金の供託等に関する経過措置)

第十四条 新法の施行前に当事者又は法定代理人に保証金を供託させ、又はその主張の真実であることを宣誓させた場合における疎明の代用については、附則第二十一条に定める事項を除き、なお従前の例による。

(当事者が文書提出命令に従わない場合等の効果に関する経過措置)

第十五条 新法第二百二十四条第三項(新法において準用する場合を含む。)の規定は、当事者

が、新法の施行前にした文書(新法において準用する場合を含む。)の規定は、新法の施行前に同一に規定する物件を含む。以下この条において同じ。)の提出の命令又は検証の目的の提示の命令に従わない場合及び提出又は提示の義務がある文書又は検証の目的を新法の施行前に使用することができないようにした場合には、適用しない。

(損害額の認定に関する経過措置)

第十六条 新法第二百四十八条(新法において準用する場合を含む。)の規定は、新法の施行前に、第二審又は第一審である高等裁判所における口頭弁論が終結した事件、第二審である地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審として控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

(訴えの取下げ等につき相手方の同意を擬制する期間に関する経過措置)

第十七条 次に掲げる場合には、訴えの取下げ又は手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の取下げ(以下この条において「訴えの取下げ等」という。)に相手方が同意したものとみなすための期間については、新法第二百六十二条第五項(新法において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(訴えの取下げ等につき相手方の同意を擬制するための期間に関する経過措置)

第十八条 新法の施行前にその書面が相手方に送達された場合(その期日に相手方が出頭した場合を除く。)において、新法の施行前にその期日において訴えの取下げ等が口頭でされたとき。

一 訴えの取下げ等が書面でされた場合において、新法の施行前にその書面が相手方に送達されたとき。

二 新法の施行前の相手方が出頭した口頭弁論の期日において訴えの取下げ等が口頭でされたとき。

三 訴えの取下げ等が口頭弁論の期日において口頭でされた場合(その期日に相手方が出頭した場合を除く。)において、新法の施行前にその期日において訴えの取下げ等が書面でされたとき。

(訴えの取下げ等の擬制に関する経過措置)

第十九条 新法の施行前に言渡しがあった第一審の判決に対する控訴の提起の方式については、適用しない。

(控訴に関する経過措置)

第二十条 新法の施行前に控訴審の呼出しに必要な費用の予納を命じた場合には、適用しない。

(最高裁判所による上告に関する経過措置)

第二十一条 新法の施行前に、第二審又は第一審では命令に対する抗告の提起の方式については、新法第三百三十三条本文において準用する新法第三百七十七条第二項及び第三百十八條の規定は、適用しない。

(抗告に関する経過措置)

第二十二条 新法の施行前に告知があつた決定又は命令に対する抗告の提起の方式については、新法第三百三十三条本文において準用する新法第二百八十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(訴えの取下げ等の擬制に関する経過措置)

第二十三条 新法の施行前に告知があつた決定又は命令に対する抗告の提起の方式については、新法第三百三十三条本文において準用する新法第二百八十七条の規定は、新法の施行前に告知があつた決定及び命令に対する抗告については、適用しない。

(新法の施行前に告知があつた決定及び命令に対する抗告の規定)

2 新法第二百六十三条後段(新法において準用する場合を含む。)の規定は、新法の施行前に同一に規定する物件を含む。以下この条において同じ。)の提出の命令又は検証の目的の提示の命令に従わない場合及び提出又は提示の義務がある文書又は検証の目的を新法の施行前に使用することができないようにした場合には、適用しない。

(再審に関する経過措置)

第二十四条 新法の施行前に言渡しがあった第一審の判決に対する控訴の提起の方式については、適用しない。

(控訴に関する経過措置)

第二十五条 新法の施行前にした執行停止の申立て(仮執行の宣言を付した支払命令に関する執行停止の申立てを除く。)に係る裁判については、新法第三百九十八条及び第三百九十九条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(執行停止に関する経過措置)

第二十六条 新法の施行前にした執行停止の申立て(仮執行の宣言を付した支払命令に関する執行停止の申立てを除く。)に係る裁判については、新法第三百九十八条及び第三百九十九条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(執行停止に関する経過措置)

第二十七条 新法第二百二十条第四号に規定する公務員又は公務員であった者がその職務に関し保管し、又は所持する文書を対象とする文書提出命令の制度については、行政機関の保有する情報を開示するための制度に関する行わるべき検討と並行して、総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(公務員の制度に関する経過措置)

第二十八条 前項の措置は、新法の公布後二年を目途として、講ずるものとする。

(公務員の制度に関する経過措置)

第二十九条 第二百八十七条の規定は、新法の施行前に告知があつた決定及び命令に対する抗告については、適用しない。

(新法の施行前に告知があつた決定及び命令に対する抗告の規定)

第三十条 第三百三十三条本文において準用する新法第二百八十七条の規定は、新法の施行前に告知があつた決定及び命令に対する抗告については、適用しない。

(新法の施行前に告知があつた決定及び命令に対する抗告の規定)

第三十一条 第三百三十三条本文において準用する新法第二百八十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(新法の施行前に告知があつた決定及び命令に対する抗告の規定)

第三十二条 第三百三十三条本文において準用する新法第二百八十七条の規定は、新法の施行前に告知があつた決定及び命令に対する抗告については、適用しない。

(新法の施行前に告知があつた決定及び命令に対する抗告の規定)

第三十三条 第三百三十三条本文において準用する新法第二百八十七条の規定は、新法の施行前に告知があつた決定及び命令に対する抗告については、適用しない。

の規定による抗告の許可の申立てをすることができる。

(再審に関する経過措置)

第三十四条 新法の施行前に再審の訴えの提起又は再審の申立てがあつた事件については、新法第三百四十五条から第三百四十八条までの規定(これらの規定を新法において準用する場合を含む。)にかかるわらず、なお従前の例による。

(督促手続に関する経過措置)

第三十五条 新法の施行前にした支払命令の申立てに係る督促手続に関する事項及び附則第二十一条に定める事項を除き、なお従前の例による。

(督促手続に関する経過措置)

第三十六条 新法の施行前にした執行停止の申立てに係る督促手続に関する事項及び附則第二十一条に定める事項を除き、なお従前の例による。

(督促手続に関する経過措置)

第三十七条 新法の施行前にした執行停止の申立てに係る督促手続に関する事項及び附則第二十一条に定める事項を除き、なお従前の例による。

(督促手続に関する経過措置)

第三十八条 第二百二十条第四号に規定する公務員又は公務員であった者がその職務に関し保管し、又は所持する文書を対象とする文書提出命令の制度については、行政機関の保有する情報を開示するための制度に関する行わるべき検討と並行して、総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(公務員の制度に関する経過措置)

第三十九条 第二百八十七条の規定は、新法の施行前に告知があつた決定及び命令に対する抗告については、適用しない。

(新法の施行前に告知があつた決定及び命令に対する抗告の規定)

第四十条 第三百三十三条本文において準用する新法第二百八十七条の規定は、新法の施行前に告知があつた決定及び命令に対する抗告については、適用しない。

(新法の施行前に告知があつた決定及び命令に対する抗告の規定)

第四十一条 第三百三十三条本文において準用する新法第二百八十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(新法の施行前に告知があつた決定及び命令に対する抗告の規定)

第四十二条 第三百三十三条本文において準用する新法第二百八十七条の規定は、新法の施行前に告知があつた決定及び命令に対する抗告については、適用しない。

(新法の施行前に告知があつた決定及び命令に対する抗告の規定)

第四十三条 第三百三十三条本文において準用する新法第二百八十七条の規定は、新法の施行前に告知があつた決定及び命令に対する抗告については、適用しない。

施行の際現に係属している訴訟の日本の裁判所の管轄権及び管轄に関する規定は、適用しない。

第一条の規定による改正後の民事訴訟法第三条の七の規定は、この法律の施行前にした特定の国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意については、適用しない。

附 則 (平成二四年五月八日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定（郵政民営化法目次中「／第六章 郵便事業株式会社／」第一節 設立等（第七十一条－第七十二条）／第二節 設立に関する郵便事業株式会社法等の特例（第七十三条－第七十四条）／第三節 移行期間中の業務に関する特例等（第七十五条－第七十八条）／第七章 郵便局株式会社／」を「第六章 削除／第七章 日本郵便株式会社／」に改める改正規定、同法第十九条第一項第一号及び第二号、第二十六条、第六十一条第一号並びに第六章の改正規定、同法中「第七章 郵便局株式会社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第七十九条第三項第一号及び第八十三条第一項の改正規定、同法第一百十条の改正規定、同法第一百三十一条第一項第二号の改正規定、同法第一百三十一条第一項第二号第一項、同項第二号及び第一百三十条第一項、同項第二号までの改正規定、同法第一百五十六条から第九十三条までの改正規定、同法の改正規定、同法第一百三十八条の次に一条を加える改正規定、同法第十一章に一節を加える改正規定（第百七十六条の五に係る部分に限る。）並びに同法附則第二条第二号の改正規定を除く。）、第二条のうち日本郵政株式会社法附則第二条及び第三条の改正規定、第五条（第一号に係る部分に限る。）の規定、次の規定（第二条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七十二条第一項、第四十条、第六条、第十一条、第十四条及び第十九条第二項の改正規定、附則第五十条の規定）を削り、同条に見出しを付する改正規定並びに附則第九十五条の改正規定

定を除く。）、附則第四十条から第四十四条までの規定、附則第四十五条中総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第三条及び第四条第七十九号の改正規定並びに附則第四十六条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。

第三十五条 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の民事訴訟法第一百四条第三項第二号に掲げる送達（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第一百四条の規定により当該送達とみなされた送達を含む。）は、前条の規定による改正後の民事訴訟法第一百四条第三項の規定の適用については、同項第二号に掲げる送達とみなす。

(民事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

附 則 (令和四年五月二五日法律第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第一百二十五条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八条の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イ（イ）の改正規定（「取消しの中止」の下に「、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限りの決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をすることの許可を求める申立て」を加える部分に限る。）、第五条中人事訴訟法第三十五条の改正規定、第六条の規定並びに第九条中民事執行法第二百五十六条の改正規定、同法第二百五十七条第四項の改正規定、同法第二百六十一第一項の改正規定、同法第二百六十一条の次に一条を加える改正規定、同法第二百六十五条规定の改正規定、同法第二百六十六条第一項第一号の改正規定、同法第二百六十七条の十二第一項の改正規定及び同法第二百六十七条の十四第一項の改正規定並びに附則第四十五条及び第四十八条の規定 附則第七十一条中民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十条第五项の改正規定及び同法第二百六十七条の十五第一項の改正規定並びに附則第七十三条の規定、附則第八十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）第三十条第四項の改正規定及び同法第二百三十七条第五項の改正規定並びに附則第八十六条、第九十一条、第九十八条、第二百十二条、第二百一十五条及び第二百一十七条の規定 第二条 第二条の規定（前条第三号及び第四号に掲げる改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の民事訴訟法（以下「第二条改正後民事訴訟法」という。）第七十二条第二項（第二条改正後民事訴訟法第七十二条及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する訴訟費用額の確定手続に関する規定は、訴訟に係る事件（人事訴訟（人事訴訟法第二条に規定する人事訴訟をいう。附則第四条において同じ。）及び家庭裁判所における執行関係訴訟（民事執行法第二十四条又は第三十三条から第三十五条まで（第二十四条及び第三十五条を除く。これらの規定を民事保全法第四十六条において準用する場合を含む。）に規定する訴えに係る訴訟であつて家庭裁判所の管轄に属するものをいう。附則第四条において同じ。）に係る事件を除く。附則第五条、第十七条、第十八条、第二十条、第二十三条、第二十

（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年四月二四日法律第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中不動産登記法第二百三十三条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日

条第二項及び第三項に係る部分に限る。）及び同法第二百七十条第三項の改正規定並びに第五条中人事訴訟法第三十七条第三項の改正規定（「民事訴訟法」の下に「第八十九条第二項及び」を加え、「同条第四項」を「同法第二百九十三条第三項及び第二百七十四条」に改める部分に限る。）公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第一百二十五条の規定 公布の日

二 第二条中民事訴訟法第八十七条の次に一条を加える改正規定及び第八条の規定並びに附則第四条、第四十九条、第六十五条、第七十条、第七十七条及び第八十三条の規定、附則第八十七条中犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第四十条の改正規定（「第八十七条」の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る。）及び同法第二百五十六条の改正規定（「第八十七条の二」を加える部分に限る。）、附則第八十八条、第九十三条、第九十六条及び第百三十条の規定並びに附則第一百八十八条中消費者の財産的被害等の集團的な回復のための民事裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第五十三条の改正規定（「第八十七条」の下に「、第八十七条の二」を加える部分に限る。）公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

四 第二条中民事訴訟法第八十七条の次に一条を加える改正規定及び第八条の規定並びに附則第四条、第四十九条、第六十五条、第七十条、第七十七条及び第八十三条の規定、附則第八十七条中犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第四十条の改正規定（「第八十七条」の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る。）及び同法第二百五十六条の改正規定（「第八十七条の二」を加える部分に限る。）、附則第八十八条、第九十三条、第九十六条及び第百三十条の規定並びに附則第一百八十八条中消費者の財産的被害等の集團的な回復のための民事裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第五十三条の改正規定（「第八十七条」の下に「、第八十七条の二」を加える部分に限る。）公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

日前にされた訴え以外の申立てについて、施行日以後に当該申立てに係る法令の規定により当該申立て時に訴えの提起があったものとみなされるものを除く。(以下同じ)及び施行日以後に開始される民事訴訟に関する事件(訴えに係る事件を除く。)(以下「第二条改正後事件」と総称する)における訴訟費用の負担の額を定める申立てについて適用する。

(担保権利者に対する権利を行使すべき旨の催告に関する経過措置)

第三条 施行日前に第二条の規定による改正前の民事訴訟法(以下「第二条改正前民事訴訟法」という)第七十九条第三項(民事訴訟法第二百五十九条第六項、第三百七十六条第二項若しくは第四百五条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定によりされた裁判所による催告は、施行日以後は、第二条改正後民事訴訟法第七十九条第三項(民事訴訟法第二百五十九条第六項、第三百七十六条第二項若しくは第四百五条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定によりされた裁判所による催告は、施行日以後は、第二条改正後民事訴訟法第七十九条第三項(民事訴訟法第二百五十九条第六項、第三百七十六条第二項若しくは第四百五条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定によりされた裁判所による催告とみなす。

百五十九条第六項、第三百七十六条第二項若しくは第四百五条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定によりされた裁判所による催告は、施行日以後は、第二条改正後民事訴訟法第七十九条第三項(民事訴訟法第二百五十九条第六項、第三百七十六条第二項若しくは第四百五条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定によりされた裁判所による催告とみなす。

第四条 第二条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の民事訴訟法第八十七条の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、人事訴訟及び家庭裁判所における執行関係訴訟に関する手続には、適用しない。

(訴訟に関する事項の証明に関する経過措置)

第五条 第二条改正後民事訴訟法第九十一条の三(第一条改正後民事訴訟法第一百三十二条の七において準用する場合を含む。)の規定は、第二条改正後事件に関する事項の証明について適用し、訴えに係る事件であつて施行日前に提起されたもの(施行日前にされた訴え以外の申立てについて、施行日以後に当該申立てに係る法令の規定により当該申立て時に訴えの提起があつたものとみなされるものを含む。以下同じ。)及び施行日前に開始された民事訴訟に関する事件(訴えに係る事件を除く。)(以下「第二条改正前事件」と総称する。)に関する事項の証明については、なお從前の例による。

(期日の呼出しに関する経過措置)

第六条 第二条改正後民事訴訟法第九十四条の規定は、第二条改正後事件における期日の呼出し

について適用し、第二条改正前事件における期日の呼出しについては、なお從前の例による。

(送達報告書に関する経過措置)

第七条 第二条改正後民事訴訟法第一百条第二項の規定は、第二条改正後事件における送達報告書の提出について適用する。

第八条 第二条改正後民事訴訟法第一編第五章第四節第四款の規定は、第一条改正後事件における公示送達について適用し、第二条改正前事件における公示送達については、なお從前の例による。

(受継についての裁判に関する経過措置)

第九条 第二条改正後民事訴訟法第二百一十八条第二項の規定は、第二条改正後事件における訴訟手続の受継について適用し、第二条改正前事件に関する経過措置)

(訴えの提起前における証拠収集の処分の手続に関する経過措置)

(電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置)

第十条 第二条改正後民事訴訟法第二百三十二条の六第三項の規定は、施行日以後に申し立てられる訴えの提起前における証拠収集の処分の手続について適用する。

(電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置)

第十一条 第二条改正後民事訴訟法第一編第七章の規定は、第二条改正後事件における第二条改正前民事訴訟法第二百三十二条の十第一項に規定する申立て等について適用し、第二条改正前事件における第二条改正前民事訴訟法第二百三十二条の十第一項に規定する申立て等について適用する。

(訴えの提起の手数料の納付等がない場合に関する経過措置)

同条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

る納付命令並びに当該納付命令に違反したこと理由とする訴状、控訴状、上告状、抗告状その他申立書の却下について適用し、訴えに係る事件であつて施行日前に提起されたもの及び施行日前に開始された裁判手続に係る事件(訴えに係る事件を除く。)における民事訴訟費用等に関する法律に規定する手数料に係る納付命令並びに当該納付命令に違反したことを理由とする訴状、控訴状、上告状、抗告状その他申立書の却下については、なお従前の例による。

(最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する)とあるのは、「又は送付する」として、

第二条改正後民事訴訟法第二百三十三条の二及び第二百三十三条の三の規定を適用する。

(判決の言渡しの方法等に関する経過措置)

第十三条 第二条改正前事件における証明処分に関する経過措置

書の却下については、なお従前の例による。

(証明処分による電磁的記録の提出に関する経過措置)

書の却下については、なお従前の例による。

(口頭弁論調書に関する経過措置)

書の却下については、なお従前の例による。

(調書の記載に関する経過措置)

ては、第二条改正後民事訴訟法第二百三十三条の二第二項中「方法又は最高裁判所規則で定めた電子情報処理組織を使用する方法」とあるのは「方法」と、第二条改正後民事訴訟法第二百三十三条の三第二項中「若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する」ことあるのは「又は送付する」として、第二条改正後民事訴訟法第二百三十三条の三第二項中「若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する」ことあるのは「又は送付する」として、

第二条改正後民事訴訟法第二百三十三条の二及び第二百三十三条の三の規定を適用する。

(判決の言渡しの方法等に関する経過措置)

第十七条 第二条改正後民事訴訟法第二百五十二条から第二百五十五条まで、第二百五十六条第三項及び第二百八十九条の規定は、訴えに係る事件であつて施行日以後に提起されたものにおける判決の言渡しの方式、電子判決書への記録事項、電子判決書に基づかない判決の言渡し、電子判決書及び電子判決書の作成に代わる電子調査書の送達、変更の判決に係る言渡期日の呼出し並びに簡易裁判所の事件に係る電子判決書への記録事項について適用し、訴えに係る事件であつて施行日前に提起されたものにおける判決の言渡しの方式、判決書の記載事項、判決書の原本に基づかない判決の言渡し、判決書及び判決書の作成に代えて記載される調査書の送達、变更の判決に係る言渡期日の呼出し並びに簡易裁判所の事件に係る判決書の記載事項については、なお従前の例による。

(調書の記載に関する経過措置)

書の却下については、なお従前の例による。

(調書の記載に関する絏過措置)

取下げが口頭でされた場合における期日の調書の記載及びその送達については、なお従前の例による。

(和解調書等の効力に関する経過措置)

第十九条 第二条改正後民事訴訟法第二百六十七条第一項の規定は、第二条改正後事件における和解又は請求の放棄若しくは認諾に係る電子調書の効力について適用し、第二条改正前事件における和解又は請求の放棄若しくは認諾に係る調書の効力については、なお従前の例による。

第二十条 第二条改正後民事訴訟法第二百六十七条第二項の規定は、第二条改正後事件における和解又は請求の放棄若しくは認諾を記載した電子調書の送達について、適用する。

第二十一条 第二条改正後民事訴訟法第二百六十七条第三項及び第三百五十七条（これらの規定置）

第二条改正後民事訴訟法第三百五十五条第二項及び第三百五十七条（これらの規定置）

第二条改正後民事訴訟法第三百六十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、訴えに係る事件であつて施行日以後に提起されるものにおける判決に対する控訴期間又は上告期間について適用し、訴えに係る事件であつて施行日前に提起されたものにおける判決について適用する控訴期間又は上告期間については、なお従前の例による。

（手形訴訟及び小切手訴訟における口頭弁論を経ない却下又は異議の申立てに関する経過措置）

第二十二条 第二条改正後民事訴訟法第三百七十二条（少額訴訟の判決の言渡し等に関する経過措置）

第二条改正後民事訴訟法第三百七十二条（少額訴訟の判決の言渡し等に関する経過措置）

（和解調書等の効力に関する経過措置）

第二十三条 第二条改正後民事訴訟法第七編の規定は、訴えに係る事件であつて施行日以後に提起されるものについて、適用する。

第二十四条 第二条改正後民事訴訟法第三百八十七条、第三百八十八条、第三百九十九条及び第三百九十九条の規定は、施行日以後に申し立てられる支払督促に係る記録事項、送達、仮執行の宣言及び仮執行の宣言後の督促異議について適用し、施行日前に申し立てられた支払督促に係る記載事項、送達、仮執行の宣言及び仮執行の宣言後の督促異議については、なお従前の例による。

第二十五条 第二条改正後民事訴訟法第三百九十九条（第二条改正後民事訴訟法第三百十三条において準用する場合を含む。）の規定は、訴えに係る事件であつて施行日以後に提起されるものにおける判決に対する控訴期間又は上告期間について適用し、訴えに係る事件であつて施行日前に提起されたものにおける判決について適用する控訴期間又は上告期間については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の民事訴訟法その他の法律の規定の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二十七条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から

は、施行日以後に提起される少額訴訟の判決の言渡し及び終局判決に対する異議申立てについて適用し、施行日前に提起された少額訴訟の判決の言渡し及び終局判決に対する異議申立てについては、なお従前の例による。

(法定審理期間訴訟手続に関する経過措置)

第二十三条 第二条改正後民事訴訟法第七編の規定は、訴えに係る事件であつて施行日以後に提起されるものについて、適用する。

第二十四条 第二条改正後民事訴訟法第三百八十七条、第三百八十八条、第三百九十九条及び第三百九十九条の規定は、施行日以後に申し立てられる支払督促に係る記録事項、送達、仮執行の宣言及び仮執行の宣言後の督促異議について適用し、施行日前に申し立てられた支払督促に係る記載事項、送達、仮執行の宣言及び仮執行の宣言後の督促異議については、なお従前の例による。

第二十五条 第二条改正後民事訴訟法第三百九十九条（第二条改正後民事訴訟法第三百十三条において準用する場合を含む。）の規定は、訴えに係る事件であつて施行日以後に提起されるものにおける判決に対する控訴期間又は上告期間について適用し、訴えに係る事件であつて施行日前に提起されたものにおける判決について適用する控訴期間又は上告期間については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の民事訴訟法その他の法律の規定の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二十七条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一略

第一条 中央刑事訴訟法第三百四十四条に一項を加える改正規定、第二条中刑法第九十七条及び第二項の改正規定並びに第三条中出

入り国管及び難民認定法第七十二条の改正規定（第一号を削り、第二号を第一号とし、第一号を削る改正規定）といふ。並びに附則第五条第一項及び第三条中出

(罰則に関する経過措置)

第四十条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。